○厚生労働省告示第四十五号

診 療 報酬  $\mathcal{O}$ 算定 方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定に基づき、 特揭診 療 料  $\mathcal{O}$ 施設

基 準等 (平成二十年厚生労働省告示第六十三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 し、 平成三十年 应 月 日 か

ら適用する。

平成三十年三月五日

本則を次のように改める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

## 第一 届出の通則

保 険 医 療 機 関 健 康 保 険 法 大 正 + <del>---</del> 年 法 律 第 七 十号) 第六十三 条 第  $\equiv$ 項 第 号 に 規 定 す る 保

険 医 療 機 関 を 1 う。 以 下 同  $\overset{\text{\tiny "}}{\smile}$ 及 び 保 険 薬 局 同 号 に 規 定 す る 保 険 薬 局 を 1 う。 以 下 同 じ

以 下 保 険 医 療 機 関 等 \_ کے V う。 は、 第 か 5 第 + 五 ま で に 規 定 す る施 設 基 準 に 従 1 適 正

に届出を行わなければならないこと。

保 険 医 療 機 関 等 は 届 出 を 行 0 た後 に、 当 該 届 出 に · 係 る内容と異 な る事 情 が 生じ で た 場 合 に は、

速 B か に 届 出  $\mathcal{O}$ 内 容  $\mathcal{O}$ 変 更 を 行 わ な け れ ば な 5 な 7

 $\equiv$ 届 出  $\mathcal{O}$ 内 容 又 は 届 出  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 内 容 が 第 カコ 5 第 十 五. ま で に 規 定 す Ź 施 設 基 準 12 適 合 L な 7 場 合

は 当 該 届 出 又 は 届 出  $\mathcal{O}$ 変 更 は 無 効 で あ ること。

兀 届 出 に 0 1 7 は 届 出 を 行 う 保 険 医 療 機 関 等  $\mathcal{O}$ 所 在 地 を 管 轄 す る 地 方 厚 生 局 長 又 は 地 方 厚 生 支

局 長 以 下  $\neg$ 地 方 厚 生 局 長 等 \_ と 7 う。 12 対 L て 行うこと。 た だ Ļ 当 該 所 在 地 を 管 轄 す る 地

方 厚 生 局 又 は 地 方 厚 生 支 局  $\mathcal{O}$ 分 室 が あ る 場 合 に は 当 該 分 室 を 経 由 L 7 行うこと。

## 第二 施設基準の通則

地 方 厚 生 局 長 等 に 対 L 7 当 該 届 出 を 行 う前 六 月 間 に お 1 7 当 該 届 出 に 係 る 事 項 に 関 不 正 又

は 不 当 な 届 出 法 令 0 規 定 に 基づ < Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を 行 0 たことが ない こと。

- 準 地 12 基 方 づ 厚 き 生 厚 局 長 生 労 等 働 に 対 大 臣 L 7 が 当 定 該 8 る 届 掲 出 を 示 行 事 う 項 等 前 六 亚 月 間 成 + 12 八 お 年 1 7 厚 療 生 労 担 働 規 省 則 告 及 示 U 第 薬 百 担 規 七 号 則 並 第 び 三 に に 療 規 担 定 基
- 三 地 方 厚 生 局 長 等 に 対 L 7 当 該 届 出 を 行 う 前 六 月 間 12 お 1 て、 健 康 保 険 法 第 七 + 八 条 第 項 及 び

す

る

基

準

12

違

反

L

た

こと

が

な

<

カン

0

現

に

違

反

L

て

1

な

1

高 齢 者  $\mathcal{O}$ 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保 に 関 す る 法 律 昭 和 五 + 七 年 法 律 第 八 + 号。 以 下 高 齢 者 医 療 確 保 法 と 1

う 第 七 十 二 条 第 <del>---</del> 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ < 検 査 等  $\mathcal{O}$ 結 果 診 療 内 容 又 は 診 療 報 酬  $\mathcal{O}$ 請 求 12 関

不

正 又 は 不 当 な 行 為 が 認  $\Diamond$ 5 れ た こと が な 7 こと。

兀 に 準 及 規 地 び 方 定 す 厚 医 生 る 師 入 等 局 院 長  $\mathcal{O}$ 等 患 員 者 数 に 数 対  $\mathcal{O}$ L 基  $\mathcal{O}$ 7 基 潍 当 準 並 該 に び 該 に 届 当 出 入 す 院 を 行 る 基 保 う 本 料 時 険 点 医  $\mathcal{O}$ に 算 療 お 定 機 関 方 1 て、 法 又 は 亚 厚 医 生 成 師 等 労 + 働  $\mathcal{O}$ 八 員 年 大 数 厚 臣 生  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 基 労 準 働 8 る に 省 該 告 入 当 院 示 す 患 第 る 者 百 保 数 兀 号 険  $\mathcal{O}$ 基 医

第三 医学管理等

療

機

関

で

な

1

こと。

オ ン ラ 1 ン 医 学 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)才 ン ラ 1 ン 医 学 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

才 ン ラ 1 診 療 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

② 厚生労働大臣が定める患者

次  $\mathcal{O}$ 1 か 5 チ ま で を 算 定 L て 1 る 患 者 で あ 0 て、 れ 5  $\mathcal{O}$ 所 定 点 数 を 算 定 す ベ き 医 . 学 管 理 を

最 初 に 行 0 た 月 か 5 六 月 を 経 過 L 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 

1 区 分 番 号 В 0 0 0 12 掲 げ る 特 定 疾 患 療 養 管 理 料

口 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 5 12 掲 げ る 小 児 科 療 養 指 導 料

ハ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 6 に 掲 げ る て W カン W 指 導 料

二 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 7 に 掲 げ る 難 病 外 来 指 導 管 理 料

ホ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 27 に 掲 げ る 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料

区 分 番 号 В 0 0 1 2 9 に 撂 げ る 地 域 包 括 診 療 料

1 区 分番 号 В 0 0 1 2 10 12 撂 げ る 認 知 症 地 域 包 括 診 療 料

チ 区 分 番 号 В 0 0 1 3 12 掲 げ る 生 活 習 慣 病 管 理 料

の 二 特 定 疾 患 療 養 管 理 料 に 規 定 す る 疾 患

平 成二 + 七 年 総 務 省 告 示 第 三 + 五. 号 統 計 法 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 疾 病 傷 害 及 び 死 因

に 関 す る 分 類 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ (1) 基 本 分 類 表 〇 以 下 「 分 類 表 とい う。 に 規 定 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ 

うち別表第一に掲げる疾病

特 定 疾 患 治 療 管 理 料 に 規 定 す る 施 設 基 準 等

(1)ウ 1 ル ス 疾 患 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を行うに つき十分 な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ 7

いること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 .に当該. 療 養 を行うにつき十分な経験 を 有す る専 従  $\mathcal{O}$ 看 護 師 が 配 置 され

ていること。

ノヽ 当 該 保 険 医 療機関 内 に当該: 療養 を行うにつき必 要な専任の薬 剤 師 が 配 置されていること。

二 当 該 療 養 を行 うに つ き十分な体 制 が 整 備 さ れ 7 V > ること。

ホ 当 該 療 養を行うに つ き十 分な 構 造設 備 を有 してい ること。

(2) 特定薬剤治療管理料1の対象患者

別表第二の一に掲げる患者

 $\mathcal{O}$ 2 悪性 腫 瘍 特 異 物 質 治 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 注 2 に 規 定 する基 潍

(2)

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 12 お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ て 1 ること。

(2) $\mathcal{O}$ 3 小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セ リン グ 料 に 規 定 す る 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ て いること。

(2) $\mathcal{O}$ 4 小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セ IJ ン グ 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患者

別表第二の二に掲げる患者

②の5 小児科療養指導料の注1に規定する基準

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ 7 1

(3) 難病外来指導管理料の対象疾患

規 定 定 難 難 す 病 病 る  $\mathcal{O}$ 特 患 同 者 定 法 第 12 医 対 療 七 費 条 す 第 る  $\mathcal{O}$ 支 兀 医 給 項 療 等 12 認 定 規 に 関 に 定 係 す す る る る 基 法 医 律 潍 療 を 受 亚 満 給 成二 者 た す 証 + £ を 交 六  $\mathcal{O}$ لح 付 年 さ 法 L て 律 れ 診 第 7 五. 断 1 + を受け る 号) 患 者 た 第 同 ŧ 五 条 条  $\mathcal{O}$ を 第 12 含 規 む 項 定 各 す 号 る に に 指

係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\sum_{}$ n に 準 ず る 疾 患

(4)皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料 (I)  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

分 類 表 12 規 定 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第  $\mathcal{O}$ 兀 に 掲 げ る

疾

病

(5)皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料  $(\Pi)$  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

分 類 表 12 規 定 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ う ち 別 表 第  $\mathcal{O}$ 五 に 掲 げ る 疾 病

(6)

外

来

栄

養

食

事

指

獐

料

入

院

栄

養

食

事

指

導

料

及

び

集

寸

栄

養

食

事

指

導

料

12

規

定

す

る

基

進

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て 喫 煙 が 禁 止 さ n て 1 る

(6) $\mathcal{O}$ 2 外 来 栄 養 食 事 指 導 料 及 び 入 院 栄 養 食 事 指 導 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

疾 病 治 療  $\mathcal{O}$ 直 接 手 段 と L て、 医 師  $\mathcal{O}$ 発 行 す る 食 事 箋 12 基 づ き 提 供 さ れ た 適 切 な 栄 養 量 及 び 内

容 を 有 す る 別 表 第 に 掲 げ る 特 別 食 を 必 要 とす る患 者 が W 患 者 摂 食 機 能 若 し < は 職な 下 機 能

が 低 下 L た 患 者 又 は 低 栄 養 状 態 に あ る 患 者

(6) $\mathcal{O}$ 3 集 団 栄 養 食 事 指 導 料 に 規 定 す る 特 別 食

疾 病 治 療  $\mathcal{O}$ 直 接 手 段 とし て、 医 師  $\mathcal{O}$ 発 行 す る 食 事 箋 に 基 づ き提 供 さ れ た適 切 な 栄 養 量 及 び 内

容を有する別表第三に掲げる特別食

(6) $\mathcal{O}$ 4 心 臓  $\sim$ ス メ ] 力 指 ." 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る施設 基 準

当 該 療 養 を 行うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

(7) 高度難聴指導管理料の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1 人口与手直入所の包安基準を満てしている

1 人 工 内 耳 植 込 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準を 満 たし 7 いること。

 $\mathcal{O}$ 2 慢 性 維 持 透 析 患 者 外 来 医 学 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 腎 代 替 療 法 実 績 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(7)

口

当

該

療

養

を行行

Š

Œ

つ

き十

-分な

経

験を

有

す

る常

勤

 $\mathcal{O}$ 

医

師

が

耳

鼻

咽

喉

科

に

配

置

さ

れ

7

**,** \

ること。

イ 腎 代 替 療 法 を 行 5 に 0 き十 分 な 説 明 を 行 0 7 ( ) ること。

口 腎 代 替 療 法 を 行 う に 0 き必 要 な 実 績 を 有 L て いること。

(7) $\mathcal{O}$ 3 喘が 息 治 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 注 3 に 規 定 す る 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 12 お 11 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ て 1 ること。

(8)喘ん 息 治 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 施 設 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 又 は 准 看 護 師 (以 下 「 看 護 職 員」 とい . う。 が 常時

人以上配置されていること。

口 喘が 息 治 療 管 理 を 行 う ĺ つき必 要 な 器 械 器 具 が 具 備 さ れ 7 1

ノヽ 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 確 保 さ れ 7 1 る

(8) $\mathcal{O}$ 2 小 児 悪 性 腫 瘍 患 者 指 獐 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て 喫 煙 が 禁 止 さ れ て 1 ること。

(9) 糖尿病合併症管理料の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 糖 尿 病 足 病 変 0 指 導 を担 · 当 す る専任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 **当** 該 治指導 に つ 7 7

相 当 な 経 験を 有 す Ś ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 糖 尿 病 足 病 変  $\mathcal{O}$ 指 獐 を 担 当 す る 専 住  $\mathcal{O}$ 看 護 師 当 該 指 導 に

0

1

7

相

な 経 験 を 有 L か つ、 当 該 指 導 に 係 る 研 修 を 受 け た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 配 置 さ れ て 1 ること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 12 お 1 て 喫 煙 が 禁 止 さ れ 7 V る

耳 鼻 咽 喉 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

(10)

当

十 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 滲ん 出 性 中 耳 炎 疾 患  $\mathcal{O}$ 反 復 B 遷 延 が 4 5 れ る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

(11)が W 性 疼き 痛 緩 和 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 緩 和 ケ ア を 担 当す る 医 師 歯 科 医 療 を 担 当 「する 保 険 医 療 機 関 に あ 7

は、 医 師 又 は 歯 科 医 師 緩 和 ケ アに 係 る研 修 を受け た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 配 置 され 7 *\* \ ること。

(12) がん患者指導管理料の施設

基

準

が ん 患 者 12 対 L て 指 導 管 理 を 行 う ĺZ つき十 分 な 体 制 が 整 備 され て ١ ر ること。

外来緩和ケア管理料の施設基準等

(13)

イ 外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定す る施 設 基 潍

療 を 行 0 き十 な 体 制 が 整 さ れ

2 1 当 緩 該 和 体 ケ ア 制 に 診 お 7 て、 うに 身 体 症 状 分  $\mathcal{O}$ 緩 和 を 担 <u>,</u>当す 備 Ź 医 てい 師 ること。 精 神 症 状  $\mathcal{O}$ 緩 和 を担 <u>1</u>当す

外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 地 域

口

緩

和

ケ

T

に

関

する

相

当

 $\mathcal{O}$ 

経

験

を

有

す

る

看

護

師

及

び

薬

剤

師

が

適

切

に

配

置

さ

れ

7

1

ること。

る医師

本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築 平 ·成二十 <del>·</del> 年 厚 生 一労働 省 告示 第六 十二号) 0 別 表 第 六 の二に 撂 げ

る地域

基

ノヽ 外 来 緩 和 ケア 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 施 設 基 淮

1 般 病 棟 入 院 基 本 料 急 性 期 般 入 院 料 1 を 除 <\_ を 算 定 す る 病 棟 を 有 す る 病 院 特

定 機 能 病 院 及 び 許 可 病 床 数 が 兀 百 床 以 上  $\mathcal{O}$ 病 院 並 び 12 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 号 た だ 書

に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 を 有 す る 病 院 を除 <\_ 。 であること。

2 緩 和 ケ T 診 療 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 *\* \ ること。

移植後患者指導管理料の施設基準

(14)

イ 当 該 療 養 を 行 う ĺ 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行 う に 0 き十 分 な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 配 置 さ

れ 7 1 る

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を行 うに つ き十分 な 経 験 を有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 看 護 師 臓 器

移 植 又 は 造 血. 幹 細 胞 移 植 に 係 る 研 修 を 受 け た ŧ 0) に 限 る が 配 置 さ れ 7 7 ること。

(15)

=

当

該

保

険

医

療

機

関

内

に

常

勤

 $\mathcal{O}$ 

薬

剤

師

が

配

置

さ

れ

て

7

ること。

糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 築

1 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 施 設 基

潍

1 当 該 療 養 を 行 う 12 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

2 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 糖 尿 病 に 関 す る 指 導 に 0 V 7 + . 分 な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 及

び

看 護 師 又 は 保 健 師 並 び 12 管 理 栄 養 士 が 適 切 に 配 置 さ れ て 1 る

糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 者

口

透 析 を 要 す る 状 態 لح な ることを 予 防 す る た  $\Diamond$ に 重 点 的 な 指 導 管 理 を 要 す Ź 患 者

糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 地 域

ノヽ

基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等  $\mathcal{O}$ 別 表 第 六  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 地

二 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る施 設 基

潍

域

- 1 に 定 規 機 定 能 般 す 病 病 る 院 棟 入 別 及 院 に び 厚 許 基 生 本 可 労 料 病 働 床 ( 急 大 数 臣 が 性 期 が 兀 指 百 \_\_\_ 定 床 般 す 以 入 院 る 上  $\mathcal{O}$ 料 病 院 病 1 院 を  $\mathcal{O}$ 除 並 病 <\_ 棟 び を 12 有 診 を す 療 る 報 算 定 病 膕 す 院  $\mathcal{O}$ を 算 る 除 病 定 <\_ 。 方 棟 法 を 第 有 で す あ 号 る ること。 た 病 だ 院 特 書
- 2 当 該 療 養 を 行うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。
- ホ 当 糖 該 尿 療 病 養 透 に 析 予 0 1 防 て、 指 導管 相 当 理 料  $\mathcal{O}$ 実  $\mathcal{O}$ 績 注 を有 5 に 規 L てい 定 す る ること。 施 設 基 淮

(16)小 児 運 動 器 疾 患 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を行 うにつき十分な 経験を有する整形外科 を担 当する常 勤

の医師が配置されていること。

口

当

該

療

養

を

行

う

12

0

き

必

要な

体

制

が

整

備

さ

れ

7

7

ること。

(17)乳 腺 炎 重 症 化 予 防 ケ T 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 乳 腺 炎 に 係 る 包 括 的 な ケ ア 及 び 指 導 を行うに つ き 十 分 な 経 験 を 有 す

る医師が配置されていること。

口 る 専 当 任 該 保  $\mathcal{O}$ 助 険 産 医 師 療 が 機 配 関 置 内 さ に れ 乳 7 腺 1 炎 ること。 に 係 る包 括 的 な ケア 及 び 指導 を行うに つき十分な経 験 を有 す

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て喫煙 が · 禁 止 され てい ること。

 $\equiv$ 小 児 科 外 来 診 療 料 0 注 2 に 規 沈定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 薬 剤

パリビズマブ

の 二 小 児 科 外 来 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 する 小児抗 菌 薬 適 正 使用 支援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 抗 菌 薬 0) 適 正 な 使 用 を 推 進す るた 8  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。
- (2) 当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院  $\mathcal{O}$ 場 合に あっ て は、 デ ] タ 提 出 加 算2に係る届出を行っていること。

匹 地 域 連 携 小 児 夜間 休 日 診 療 料 0) 施 設基 準 等

(1)地 域 連 携 小 児 夜 間 • 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 地 域 連 携 小 児 夜 間 • 休 日 診 療 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 り、 す 当 る 保 該 六 歳 険 保 険 未 医 医 満 及 療 び  $\mathcal{O}$ 当 小 機 児 該 関 に を 保 夜 な 険 7 間 医 て、 療  $\widehat{(2)}$ 機 関 別 に 規定 を  $\mathcal{O}$ 保 主 す 険 た る る 医 時 勤 療 間 務 機 を 先 関 とす を主 1 う。 る専 た る 5 勤 休 小 務先とする 児 日 又は 科 を 深 担 **当** 専 夜 に す 5 診 小 る 保 児 療 す 科 険 を ること 医 担 に ょ 当

ができる体制が整備されていること。

- 2 地 域 医 療 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 が 確 保 され てい ること。
- 3 小 児 夜 間 休 日 診 療 を行 うに つき十分な体 制 が 整 備され て **,** \ ること。
- 4 小 児 夜 間 休 日 診 療 を行うに つき十分な構 造 設 備 を 有 してい ること。
- ⑤ 緊急時の入院体制が整備されていること。

口 地 域 連 携 小 児 夜 間 休 日 診 療 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 専 5 小 児 科 を担 当 す んる保 険 医 が 常 時 人 以 上 配 置 さ れ 7 1

ること。

2 当 該 保 険 医 療 機 関 に お *(* ) て、 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 を主 たる 勤 務 先とする専ら 小 児 科 を 担

当

す る保 険 医 及 び 当 該 保 険 医 療 機 関 を主 たる 勤 務先 とする専 5 小 児科 を 担 当す Ź 保 険 医 に ょ

り、 六 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 を二十 兀 時 間 診 療 することができる体 制 が 整備され ていること。

3 地 域 医 療 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 が 確保 され ていること。

(5) 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。 4

小

児

夜

間

•

休

日

診

療

を

行

うに

つき十分な構

造

設

備

を有

していること。

地 域 連 携 小 児 夜 間 休 日 診 療 料 に 規 定 す る 時 間

(2)

当 該 地 域 12 お 1 て 一 般  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が お お む ね 診 療 応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を 解 除 L た 後、 翌 日 に 診 療

応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を 再 開 す る ま で  $\mathcal{O}$ 時 間 深 夜 午 後 十時 か 5 午 前 六 時 ま で  $\mathcal{O}$ 時 間 を 1 う。 以 下 同

じ 及 び 休 日 を 除 く。

兀 の 二 乳 幼 児 育 児 栄 養 指 導 料料 12 規 定 す る基

潍

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 され てい ること。

兀 の 三 地 域 連 携 夜 間 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 準 等

(1) 地 域 連 携 夜 間 • 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 を 主 た る 勤 務 先 とす Ź 保 険 医 及 び 当 該 保 険

医 療 機 関 を 主 た る 勤 務 先 とす Ź 保 険 医 に ょ n 夜 間 (2)に · 規 定 す る 時 間 を 1 う。 休 日

又

は 深 夜 に 診 療 す ることが で き る 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

口 地 域 医 療 کے  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 が 確 保さ れ て 7 ること。

ノヽ 夜 間 • 休 日 診 療 を 行 うに つ き十 分な 体 制 が 整 備 され ていること。

二 夜 間 • 休 日 診 療 を行うに , つき十: · 分 な 構造 設 備 を 有 L ていること。

ホ 緊急時の入院体制が整備されていること。

(2)地 域 連 携 夜 間 • 休 日 診 療 料 に 規 定 す る 時 間

該 地 域 12 お 1 7 般  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が お お む ね 診 療 応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を解 除 L た後、 翌 日 に 診 療

応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を 再 開 す る ま で  $\mathcal{O}$ 時 間 深 夜 及 び 休 日 を 除 <\_ .

几 0 匹 院 内 1 IJ ア ジ 実 施 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1)院 内 1 IJ T ] ジ 実 施 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 院 内 1 IJ ア ] ジ を行 う に つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

口 院 内 1 IJ ア ] ジ  $\mathcal{O}$ 実 施 基 準 を 定 め、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 P すい 場 所 に 掲 示 L て

② 院内トリアージ実施料に規定する時間

当 該 地 域 に お 1 て \_\_ 般  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が お お む ね 診 療 応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を解 除 L た 後、 꽢 日 に 診 療

応 需  $\mathcal{O}$ 態 勢 を 再 開 す る ま で  $\mathcal{O}$ 時 間 深 夜 及 び 休 日 を 除

兀  $\mathcal{O}$ 五. 夜 間 休 日 救 急 搬 送 医 学 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 筡

(1)夜 間 休 日 救 急 搬 送 医 学 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

休 日 及 び 夜 間 に お け る 救 急 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た 8) 0 診 療を行って *\*\ ること。

(2)夜 間 休 日 救 急 搬 送医学 管 理 料 0) 注 3 に 規 定 す る 救急 搬 送 看 護 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施設基準 潍

イ 救 急 搬 送 に つ 7 て、 相 当 0) 実 績 を有 L て 7 ること。

口 救 急患 者の 受入 れを 担 当する 専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 が 配 置 されていること。

兀  $\mathcal{O}$ 六 外 来リ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 等 が 適 切 に 配 置 さ れ て 7 ること。

(2)IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン を 適 切 に 実 施 す る た 8  $\mathcal{O}$ 十 分 な 体 制 が 確 保 さ れ 7 *(* ) ること。

几  $\mathcal{O}$ 七 外 来 放 射 線 照 射 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)放 射 線 治 療 を 行 う 12 つ き 必 要 な 医 師 看 護 師 及 び 診 療 放 射 線 技 師 等 が 適 切 に 配 置 さ れ 7 7) る

こと。

(2)緊急 時 に お け る 放 射 線 治 療 を 担当す る医 師 لح  $\mathcal{O}$ 連絡 体 -制等放 射線 治 療 次を適 切 に 実施 するた 8

の十分な体制が確保されていること。

兀  $\mathcal{O}$ 八 地 域 包 括 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

潍

(1) 地 域 包 括 診 療 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 脂 質異常 症、 高 血 圧 症、 糖 尿 病 又 は 認 知 症  $\mathcal{O}$ う **ち**二 以 上  $\mathcal{O}$ 疾

患 を 有 す る患 者 に 対 L て、 療 養 上 必 要 女な指導 等を行 うに 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 るこ

ځ

口 往 診 又は訪 問診 上療を行 っている患者のうち、 継 続的 に外来診療を行っ てい た患者が 定数

1 ること。

ハ

地

域

包

括診

療

加

算

 $\mathcal{O}$ 

届

出を行っていないこと。

(2)地 域 包 括 診 療 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)

 $\mathcal{O}$ 

1

及

び

ハ

を

満

た

す

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

ること。

 $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 認 知 症 地 域 包 括 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 潍

几

(1)認 知 症 地 域 包 括 診 療 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

地 域 包 括 診 療 料 1 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(2)認 知 症 地 域 包 括 診 療 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

地 域 包 括 診 療 料 2 に 係 る 届 出 を 行 9 た 保 険 医 療 機 関 で あること。

兀  $\mathcal{O}$ 八 の 三 小 児 か か り 0 け 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 準 等

(1) 小 児 か か ŋ 0 け 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 小 児  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ か か り 0 け 医 と し て 療 養 上 必 要 な 指 導 等 を行 らに

つき必要な体制が整備されていること。

(2)小 児 か か り 0 け 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定す Ź 小 児 抗 菌 薬 適 正 使 用 支 援 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 抗 菌 薬  $\mathcal{O}$ 適 正 な 使 用 を 推 進 す る た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は デ 1 タ 提 出 加 算 2 に 係 る届 出 を行 0 てい るこ

کے

兀  $\mathcal{O}$ 九 生 活 習 慣 病 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 基 準

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ て い ること。

五 二 コ チ ン 依 存 症 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 箬

(1) = コ チ ン 依 存 症 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 コ チ ン 依 存 症 管 理 を 適 切 に 実 施 で きる 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 二 コ チ ン 依 存 症 管 理 料 を 算 定 L た 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 喫 煙 を 止 8 た ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 合 等 を 地 方 厚 生 局 長

に報告していること。

(2)= コ チ ン 依 存 症 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定す る 基 準

該 保 険 医 療 機 関 12 お け る 過 去 \_\_ 年 間  $\mathcal{O}$ = コ チ ン 依 存 症管 理 料  $\mathcal{O}$ 平. 均 継 続 口 数 が 口 以 上 で

あ ること。 ただ し、 過 去 年 間 にニ コ チン依 存 症 管 理 料 0) 算 定 0 実績 を有 L な 1 場 合は、

限りでない。

五.  $\mathcal{O}$ の <u>ニ</u> 療 養 • 就労両立支援指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規定する相 談体 制 充 実 加 算  $\mathcal{O}$ 基

潍

が  $\lambda$ لح 診 断 され た患者  $\mathcal{O}$ 就労と治 療 に係 る支援を行 Š ため  $\mathcal{O}$ 患 者 相 談 窓 П を設置 L ていること。

五. の 二 (1)病院 開 放 であること。 型 病 院 共 同 指 導 料 (I) (T) 施 設 基準

(2)

当

該

病院

が当該病院

の存

する地域の全ての医師

又は歯科医師

0)

利用のために開放されている

(3)(2) D 目 的  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 0 専 用の病床 が 適 切に備えられていること。

在宅療養支援診療所の施設基準

六

次のいずれかに該当するものであること。

(1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。

イ 保険医療機関である診療所であること。

口 在 宅 医 療 を 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三 一名以 上 配 置され ていること。

ノヽ 当 該 診 療 所 に おい て、二十 . 匹 時 間 連 絡 を受け る 保険 医 又 は 看護職員をあらかじめ指定し、

その連絡先を文書で患家に提供していること。

- 二 担 **当** 当 該 医 診  $\mathcal{O}$ 氏 療 所 名 に 担 お 当 1 て、 日 等 を 患 家 文 書  $\mathcal{O}$ に 求 ょ  $\Diamond$ n に 応 患 家 U て、 に 提 <u>-</u>+ 供 L 7 几 時 1 る 間 こと。 往 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 往 診
- ホ り、 が 可 当 能 患 該 な 診 家 体  $\mathcal{O}$ 療 求 制 所 を  $\Diamond$ に 確 に お . 応 保 1 じ し、 て、 て、 訪 又 間 当 は 該 别 看 護 診  $\mathcal{O}$ 保 療  $\mathcal{O}$ 担 所 険 当  $\mathcal{O}$ 医 者 保 療  $\mathcal{O}$ 機 険 氏 関 医 名 若  $\mathcal{O}$ 指 L 担 < 示 <u>当</u> に は 基づ 日 訪 等 問 を き、 看 文書 護 <u>二</u> 十 ス テ に ] ょ 兀 ŋ 時 シ 患 間 日 家 ン 訪 と 問 12 0 提 看 連 供 護 携 し  $\mathcal{O}$ 提 に 7 ょ 供 1

ること。

- 連 医 携 療 有 床診 機 に 関 ょ り、 療  $\mathcal{O}$ 名 所 緊 に 称 等 あ 急 を 時 0 あ に 7 は 在 5 宅 当 か 該 ľ で  $\Diamond$ 診  $\mathcal{O}$ 療 地 療 方 養 所 厚 を に 生 行 お 局 つ 1 て、 長 7 等 7 無床 に る 届 患 け 者 診 出 が 療 入 院 所に 7 い ること。 できる病 あ 0 て は 床 別 を  $\mathcal{O}$ 常常 保 険 に 確 医 保 療 機 関 受入 と の
- 1 う、 訪 問 連 携 看 あ 護 す ら る ス か じ 保 テ  $\Diamond$ 険 シ 患 医 家 日 療 ン 機  $\mathcal{O}$ に 同 関 提 意 又 供 を は 得 で 訪 きる て、 間 看 体 そ 護 制  $\mathcal{O}$ ス テ を 療 لح 養 0 等 シ 7 に 日 7 ン 必 ること。 要 に な お 情 1 報 7 緊 を 急 文 書 時 で に 当 円 該 滑 保 な 険 対 応 医 療 が 機 で 関 き るよ 又 は
- チ 患 者 に 関 す る 診 療 記 録 管 理 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7) ること。
- IJ 当 該 地 域 に お 1 て 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ] ピ ス 及 び 福 祉 サ ピ ス لح  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整 を 担 当 する者と
- ヌ 定 期 的 に、 在 宅 看 取 り 数等を 地 方厚生局 長等に報 告 L て *\*\ ること。

連

携

L

7

1

ること。

- ル 緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在 宅 に お け る 看 取 り等 に つ *(* \ て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L て 1 ること。
- ヲ 主 と 7 往 診 又 は 訪 問 診 療 を 実 施 す る 診 療 所 に あ 0 て は 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ 12 ŧ 該 当す る ŧ  $\mathcal{O}$ で
- あ ること。
- 1 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 か ら文書によ る紹 介 を受けた患者  $\mathcal{O}$ 訪 間 診 療 に . つ , v て、 相 当 0 実績

を

2 有 して 7 り等につい ること。 十分な実績を有してい

て、

看

取

3 施 設 入居 者等以 外の・ 患者の診 療及び 重症  $\mathcal{O}$ 患者 の診療に つ い て、 相当の 実績を有 て

ること。

ること。

- (2) に 他 掲  $\mathcal{O}$ 保 げ 険 る 医 地 域 療 に 機 関 所 在 念診 す る 療 保 所 険 又 は 医 療 許 機 可 関 病 に 床 数 あ が 0 · 二 百 7 は 床 百 基 兀 本 + . 診 床 療 料 未 満  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ 設 病 院 基 準 に 限 等 る。  $\mathcal{O}$ 別 表 لح 第 地 六 域  $\mathcal{O}$
- に お け る 在 宅 療 養  $\mathcal{O}$ 支 援 に 係 る 連 携 体 制 を 構 築 L て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ る 診 療 所 で あ 0

て、

- 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 基 準 に ŧ 該 当 す る Ł  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- イ 常 勤 当 該  $\mathcal{O}$ 診 医 師 療 が 所 合 及 わ び 当 せ て三 該 連 名 携 以 体 上 制 配 を 置さ 構 成 す れ る 7 *\*\ 他 ること。  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に お 7 て、 在 宅 医 療 を 担 当する
- 口 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 と の 連 携 ĬΞ より、 <u>二</u> 十 兀 時 間 連 絡 を受ける保 険
- 医 又 は 看 護職 員 へをあ 5 か ľ め指定 Ļ その連絡 先を文書で患家 なに提供 L てい ること。

時 当 間 往 該 診 連 が 携 可 体 能 制 を な 構 体 制 成 す を 確 る 保 他  $\mathcal{O}$ 保 険 往 診 医 療 担 当 機 関 医 لح  $\mathcal{O}$ 氏 0 連 名 携 担 に 当 ょ り、 日 等 患 を 文 家 書  $\mathcal{O}$ に 求 ょ 8 に n 応 患 Ū 家 て、 に 提 <u>二</u> 十 供 L 匹 7

ハ

1

る

二 テ 十 四 当 時 シ 該 診 間 日 療 訪 ン 間 کے 所 に 看  $\mathcal{O}$ 護 連 お į١  $\mathcal{O}$ 携 提 に て、 供 ょ り、 が 又は 可 当 能 患 家 な 該 体 連  $\mathcal{O}$ 制 求 携 を めに 体 確 制 <u>.</u> 応 を 保 じて、 構 し、 成する 訪 問 当 他 該 看 診 護  $\mathcal{O}$ 保 0 療 担 険 所 · 当 者  $\mathcal{O}$ 医 保 療 0 険 機 氏 関 医 名、 若  $\mathcal{O}$ 指 しく 担当日 示 12 は 基 訪 等 づ 間 を き、 看 文 護 書 ス

に

ょ

り

患

家

に

提

供

l

てい

ること。

- ホ 緊 険 方 養 を 急 厚 当 医 療 生 行 該 時 診 機 局 0  $\mathcal{O}$ 7 療 関 長 病 等 所 床  $\mathcal{O}$ 1 又 る に  $\mathcal{O}$ 1 患者 は当 ず 届 確 保 れ け 及 出 が 該 ŧ . 入院 7 病 連 び 地 床 7 携 を 体 方 ること。 で きる 有 厚 制 を 生 L 病 構 局 な ただ 床 長 成する他 1 を常 等 場 合 ^ し、 12  $\mathcal{O}$ 12 当 0 届 は 確 保 該 保 出 を 険 別 し、 診 行 療 医  $\mathcal{O}$ 受 療 保 所 0 入医 7 機 険 及 関 7 医 び ること。 療 当 療 に お 機 該 機 関 連 関 1 て、 لح 携  $\mathcal{O}$ 名 体  $\mathcal{O}$ 緊急 制 称 連 等 携 を を 時 に 構 に あ ょ 成 り、 5 在 す 宅 る カン ľ で 必 他 0 要 8  $\mathcal{O}$ な 保 療 地
- う、 訪 問 連 あ 携 看 護 5 す ス る か テ ľ 保 8 険 シ 患 医 家 療 日 機 ン  $\mathcal{O}$ に 関 同 提 意 又 供 を は 得 できる 訪 て、 間 看 体 そ 護 制  $\mathcal{O}$ ス をとっ 療 テ 養 等 シ 7 に 日 必 ン 1 ること。 要 に な お 情報 1 7 を 緊 文書 急 時 で に 当 円 該 滑 保 な 険 対 応 医 が 療 機 で きる 関 又 は ょ

1

患

者

に

関

す

る診

療

記

録

管理を行うに

つき必要な体

制

が

整

備さ

れ

7

١ ر

ること。

連携していること。

IJ 定 期 的 に 在 宅 看 取 り数等を地 方厚生局 長等に報 告 してい ること。

ヌ 緊 急  $\mathcal{O}$ 往 . 診 及 び 在 宅 に お け る 看 取 り 等 に つ 7 て、 当 該 連 携 体 制 を構 成する他 の保 険 医 療 機

関と合わせて、相当の実績を有していること。

主として往診 又は 訪問 診療を実施する診療所にあっては、 次のいずれにも該当するもので

あること。

ル

1 他 0 保 険 医療機 関から文書による紹介を受けた患者  $\mathcal{O}$ 訪問診療につい · て、 相当の実績を

有していること。

② 看取り等について、十分な実績を有していること。

3 施設 入 居 者等以 外の 患者 0) 診 療 及び 重 定症  $\mathcal{O}$ 患者 の診 療に つ ( \ て、 相当の 実績を有 7

ること。

(3) 次のいずれにも該当するものであること。

イ 保険医療機関である診療所であること。

口 当 該 診 療 所 に お į١ て、二十四 時 間 連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、

その連絡先を文書で患家に提供していること。

ノヽ て、 当 <u>一</u> 十 該 診 兀 療 時 所 間 12 往 お 診 1 て、 が 可 能 又 は な 体 別 制  $\mathcal{O}$ 保 を 確 険 医 保 療 機 関 往 診  $\mathcal{O}$ 担 保 当 険 医 医 لح  $\mathcal{O}$ 0 氏 名 連 携 に 担 当 ょ り、 日 等 患 を 文 家 書  $\mathcal{O}$ 求 に ょ 8 に n 応 患 家 U

に

提

供

7

1

ること。

- 二 り、 が 当 可 能 患家 該 な 診 体 療  $\mathcal{O}$ 求 制 所 を  $\Diamond$ 12 おい 確 に応じて、 保 て、 し、 又 は 訪 当 間 該 看 別 護 診 0 保 療  $\mathcal{O}$ 担当者 険 所 医  $\mathcal{O}$ 療 保  $\mathcal{O}$ 険 機 氏 関 医 名、  $\mathcal{O}$ 若 指 しく 担当 示 に は 訪 日 基づき、二十 等 問 を文書によ 看 護 ステ 兀 り 時 シ 患 間 日 家 ン 訪 なに提 と の 問 看 供 連 護 携 L  $\mathcal{O}$ て 提 に 供 ょ
- ホ 局 0 長 7 当 等 該 1 診 に る 患 療 届 者 所 け が に 出 入 院 て お 1 ること。 て、 できる 又 は 病 別 床 を  $\mathcal{O}$ 保 常 12 険 医 確 保 療 機 し、 関 受入 لح 0 連 医 携 療 機 に ょ 関 り、  $\mathcal{O}$ 名 緊急 称 等 を 時 あ に 在 5 宅 カン ľ で 0  $\Diamond$ 地 療 養 方 厚 を

生

行

ること。

- う、 訪 問 連 看 携 あ 護 5 す ス る カン テ U 保 ] 8 険 シ 患 医 家 療 日 ン 機  $\mathcal{O}$ に 同 関 提 意 又 供 は を 得 で 訪 きる: 7 問 看 体 そ 護 制  $\mathcal{O}$ ス を 療 テ لح ] 養 0 等 シ て に 日 ン 7 必 ること。 要 に な お 情 1 て 報 緊 を 文 急 書 時 に で 当 円 該 滑 保 な 険 対 応 医 療 が 機 で き 関 るよ 又 は
- チ 1 当 患 該 者 地 に 関 域 す に る お 診 7 7 療 記 他 録 管  $\mathcal{O}$ 保 理 を 健 行 医 うに 療 サ ] 0 き必 ピ ス 要 及 な び 福 体 祉 制 サ が ] 整 備 ピ ス さ れ لح て  $\mathcal{O}$ 1 連 ること。 携 調 整 を担 当する者と

連

携

して

1

ること。

- IJ 定 期 的 に、 在 宅 看 取 り数等 を 地 方 厚 生 局 長 等 に 報 告 L 7 *(* ) ること。
- ヌ 主 とし 7 往 診 又 は 訪 間 診 療 を 実 施 す る 診 療 所 に あ 0 て は 次  $\mathcal{O}$ 7 ずれ に ŧ 該 当す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ で
- あること。
- 1 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 か ら文書による紹 介を受けた患者 の訪 問診 療 につ *(* ) て、 相当の実績 を
- 有していること。
- ② 看取り等について、十分な実績を有していること。
- 3 施設 入居 者等以 外の患者の診 療及び重症 の患者 の診療に つい て、 相当の実績を有し てい

ること。

六

の <u>-</u>

退院時

共

同

指

導

料

1

及

び

退院時

共同

. 指導

料2を二回算定できる疾病等の患者

別表第三の一の二に掲げる患者

六 の <u>-</u> の 二 退 院 時 共 同 指 導 料 1 0) 注 2 に規定す Ś 別 に厚 生労働 大臣 が定め る特別 な管理 を 要する

状態等にある患者

別表第八に掲げる者

六 の 二 <u>の</u> 三 カン か り 0 け 歯 科 医 機 能 強 化 型 歯 科 診 療 所  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)保 険 医 療 機 関 で あ る 歯 科 診 療 所 で あること。
- (2)歯 科 医師 が 複数名配 置され ていること又は歯科医師 及び歯科衛生士がそれぞれ 一名以· 上配 置

されていること。

- (3)歯 科 疾 患  $\mathcal{O}$ 重 症 化 予 防 に 関 はする 継 続 的 な管 理  $\mathcal{O}$ 実 績 が あること。
- (4)歯 科 訪 間 診 療 料  $\mathcal{O}$ 算 定 又 は 在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所 1 若 L < は在 宅療 養 支援 歯 科診 療 所 2 と

の連携の実績があること。

(5)歯 科 疾 患  $\mathcal{O}$ 継 続 管理等に係る適切な研修を受けた常勤 の歯科医師 が \_\_ 名以上配置されている

ر الح

- (6)緊急 時 の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (8)医 療 安 全 対 策に , つき十: · 分 な 体 制 が 整備 さ れ 7 \ \ ること。

の <u>-</u>  $\mathcal{O}$ 几 歯 科 疾 患管 理 料 0) 注 11 に 規 定する総 合 医 療 管 理 加 算 及 び 歯 科治 療 時 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設

基準

六

(7)

当

該

地

域

に

お

7

て、

保

険

医

療

機

関

介

護

福

祉

施

設等と連

携していること。

- (1)療 後 当 該 に 療 お 養 け を る 当 行うに 該 患 者 つき、  $\mathcal{O}$ 全 十分 身 状 態 な を 経 管 験 を有 理 す る す Ź 体 常 制 が 勤 整  $\mathcal{O}$ 備 歯 さ 科 れ 医 7 師 に 1 ること。 ょ り、 治 療 前、 治 療 中 及 び治
- (2)歯 科 医 師 が 複 数 名 配 置 さ れ て いること又は 歯 科 医 師 が 名 以 上 カュ 0 歯 科 衛 生士 若 L くは 看 護

師が一名以上配置されていること。

(3)当 該 患者  $\mathcal{O}$ 全身状態 の管理を行うにつき十分な装置 ・器具を有していること。

(4)同 設 じ。 緊急  $\mathcal{O}$ 保 時 険 12 に 医 円 あ 療 滑 0 機 7 関 な 対 は 歯 応 当 科 が 該 診 で きるよう、 保 療 険 及 び 医 療 歯 機 科 関 診 別  $\mathcal{O}$ 療  $\mathcal{O}$ 保 医 以 外 科 険 診  $\mathcal{O}$ 医 療 診 療 科 機 療 لح を 関 لح 併  $\mathcal{O}$ 連 せ  $\mathcal{O}$ 携 7 連 体 行 携 制 う 体 保 制 が 険 ( 病 確 医 保 療 院 さ 機 で 関 れ あ て る を 医 1 1 う。 ること。 科 歯 以下 科 併

六 の 三 在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

- (1)在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 保 険 医 療 機 関 で あ る 歯 科 診 療 所 で あ って、 歯科 · 訪 問 診 療 1 又 は 歯科 訪問 診療2を算定して

いること。

- 口 高 齢 者  $\mathcal{O}$ П 腔り 機 能管 理 に係る研修を受け た 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科医 師が一名以上 配置されていること。
- ハ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。
- 二 間 書 に 診 当 ょ 該 療 保 り が 患 可 険 家 能 医 に な 療 機 提 体 供 制 関 を が L 7 確 歯 V) 保 科 ること。 訪 L 間 歯 診 療 科 を 訪 間 行う患 診 療 者 を 担 に う 対 担 し、 <u>当</u> 患 歯 家 科 医  $\mathcal{O}$ 求  $\mathcal{O}$ 氏  $\Diamond$ 名 に 応じ 診 て、 療 可 迅 能 速 日 等 な を、 歯 科

文

訪

ホ 在 宅 歯 科 診 療 に 係 る後 方 文援  $\mathcal{O}$ 機 能を有 す る 別 0 保 険 医 療 機 関 کے  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 が 確 保 さ れ 7

いること。

定 期的に、 在宅患者等 0 口腔分 機能管理を行 つてい る患者数等を地方厚生 局 長等に報告して

いること。

1 当 該 地 域 に お 7 て、 保 険 医 療 機 関、 介 護 福 祉 施 設 等 لح 0) + 分 な 連 携  $\mathcal{O}$ 実 績 が あ ること。

チ 主 と L 7 歯 科 訪 間 診 療 を 実 施 す る 診 療 所 に あ 0 て は、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ であ

こと。

当 該 診 療 所 で行 わ れ る歯 科 訪 間 診 療  $\mathcal{O}$ 患 者 のうち、 六割 以上が 歯 科 訪 問 診 療 1 を実施 L

てい ること。

2 在 宅 歯 科 医療を担当する常勤 0) 歯 科 医 師が 配置されてい ること。

開 始 L た 実 績 が あること。 3

直

近

年

間

に

五.

つ

以

上

0)

病

院

又

は

診

療

所

か

ら、

文書

に

よる紹介を受けて歯科訪問診療

を

4 在 宅 歯 科 医 療 を行うにつき十 · 分 な 機器 を有 て 7 ること。

(2)在宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(5)

歯

科

訪

間

診

療

に

お

け

る

処

置

等

 $\mathcal{O}$ 

実

施

に

0

( )

7

相

当

0

実

績

を有すること。

1 (1) $\mathcal{O}$ 1 か 5  $\sim$ ま で 及 び チ ĺZ 該 当 す る ₽  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 地 域 に お 7 て、 保 険 医 療 機 関 介 護 • 福 祉 施 設 等 と の 必 要 な 連 携  $\mathcal{O}$ 実 績 が あること。

七 カュ 5 八 の二ま で 削 除

九 ノヽ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 ( I ) 及 び ハ 1 ij ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料  $(\Pi)$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) ノヽ 1 IJ ス ク 妊 産 婦婦 共 同 管 理 料 (I) 及び ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料  $(\Pi)$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ 産 科 又 は 産 婦 人 科 を 標 榜ら す Ź 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 ハ 1 IJ ス ク 分 娩べん 管 理 を 共 同 で 行 う保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 名 称 等 を当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 B す 1 場

所に掲示していること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て喫 煙 が 禁 止 され 7 ( ) ること。

(2)ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) に 規 定 す る 状 態 等 に あ る 患 者

保 険 診 療  $\mathcal{O}$ 対 象 とな る合 併 症 を 有 L 7 ر را る妊 婦 又 は 妊 産 一婦で、 あ 0 て、 別表第三の二に掲げる

も の

九 の 二 が  $\lambda$ 治 療 連 携 計 画 策 定 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

(1)が ん 診 療  $\mathcal{O}$ 拠 点 と な る 病 院 又 は そ れ に 準 U る 病 院 で あ ること。

(2)当 該 地 域 に お 1 7 当 該 病 院 カ 5  $\mathcal{O}$ 退 院 後  $\mathcal{O}$ 治 療 を 担 う 複 数  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 を 記 載 L た 地 域 連

携 診 療 計 画 を あ ら か ľ  $\Diamond$ 作 成 し、 地 方 厚 生 局 長 等 12 届 け 出 て 1 ること。

(3)当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 12 お 1 て 喫 煙 が 禁 止 さ れ て 7 ること。

九 の 三 が W 治 療 連 携 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)地 域 連 携 診 療 計 画 に お 1 7 連 携 す る 保 険 医 療 機 関 کے L て 定 め 5 れ 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ 0

て、 当 該 地 域 連 携 診 療 計 画 を が W 治 療 連 携 計 画 策 定 料 を算定する病院 と共 有 するととも あ

5 カコ ľ 8 地 方 厚 生 局 長等 に 届 け 出 て 7 ること。

(2)る が 患 者  $\lambda$ 治 に 対 療 連 L て、 携 計 当 画 該 策 地 定 域 料 を算 連 携 定 診 す 療 る 計 画 病 院 に 基  $\mathcal{O}$ づ 紹 介 1 た を受けて、 治 療 を行うことが 当 該 地 域 できる体 連 携 診 療 計 制 が 画 整  $\mathcal{O}$ 備 対 象とな さ れ 7

(3)当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お *(* ) て 喫 煙 が 禁止され ていること。

11

ること。

九 0 几 が  $\lambda$ 治 療 連 携 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

潍

が  $\lambda$ 診 療 0) 拠点となる病 院 であ ること。

九 0 匹 の <u>-</u> 外 来 が  $\lambda$ 患者: 在 宅 連 携 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

九 0) 五. 認 知 症 専 門 診 断 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

外

来

緩

和

ケ

ア

管

理

料

又

は

外

来

化学

療

法

加

算

2

0

施

設

基

準

を満たしていること。

(1)認 知 症 に 関 す る 専 門  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 認 知 症 に 係 る 診 療 を行うに つき十分な経験 を有する専 任 . の 医 師 が 配 置

さ れ て 7 ること。

九 0) 六 肝 炎 1 ンタ ] フ 工 口 ン 治 療 計 画 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)肝 疾 患 に 関 す る 専 門  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 肝 炎 1 ン タ フ 工 口 ン 治療を行うにつき十分な経験を有する専任 の医

師 が 配 置され てい ること。

九  $\mathcal{O}$ 七 排 尿 自 立 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 排尿自立指導料の施設基準

排 尿 に 関 す る ケ ア を 行 う に つ き十分な 体 制 が 整 備 さ れ て *\* \ ること。

(2) 排尿自立指導料の対象患者

尿 道 力 テ ] テ ル 抜 去 後 に 下 部 尿 路 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 症 状 を 有す る患者 又 は 尿 道 力 テ ] テ ル 留 置 中 . (T)

患 者 で あ 0 て、 尿 道 力 テ ] テ ル 抜 去 後 に 下 部 尿 路 機 能 障 害 を 生ず ると見 込 ま れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

0 七 の 三 ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 連 携 指 導 料 1 及 び ノヽ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 連 携 指 導 料 2 0) 施 設 基 潍

九

精 神 疾 患を 有 す る 妊 産 婦  $\mathcal{O}$ 診 療 に 0 7 て、 + 分 な 実 績 を 有 L 7 1 ること。

九  $\mathcal{O}$ 八 退 院 後 訪 間 指 導 料 12 規 定 す る 別 に 厚 生 一党 働 大 臣 が 定 8 る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

(1) 別表第八に掲げる状態の患者

(2)認 知 症 又 は 認 知 症  $\mathcal{O}$ 症 状 を 有 日 常 生 活 を送 る上 で 介 助 が 必 要 な 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

十 薬剤管理指導料の施設基準等

(1) 薬剤管理指導料の施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 薬 剤 管 理 指 導 を 行 うに 0 き 必 要 な 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 7 ること。

口 薬 剤 管 理 指 導 を 行 う É 0 き必 要な 医 薬 品 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 及 び 伝 達 を行 うた  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 専 用 施 設 を有

ていること。

ノヽ 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 患 者 ごと に 適 切 な 薬 学 的 管 理 副 作 用 に 関 す る 状 況  $\mathcal{O}$ 把 握 を 含

む。 を 行 11 薬 剤 師 に ょ る 服 薬 指 導 を 行 0 7 1 ること。

(2) 薬剤管理指導料の対象患者

別 表 第三  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 医 薬 品品 が 投 薬 又 は 注 射 さ れ 7 1 る

患

者

+ 0 の <u>-</u> 診 療 情 報 提 供 料 (I)  $\mathcal{O}$ 地 域 連 携 診 療 計 画 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

連 携 す る保 険 医 療 機 関 等 と あ 5 か ľ 8 地 域 連 携 診 療 計 画 を 共 有 L 7 お り、 診 療 情 報 を含 8

て 評

価 等 を行 うた 8  $\mathcal{O}$ 機 会を 定 期 的 に 設 け て 1 ること。

+

(1)

他

 $\mathcal{O}$ 

保

険

医

療

機

関

等

لح

連

携

し、

患

者

 $\mathcal{O}$ 

医

療

情

報

に

関

す

る

電

子

的

な

送

受

が

可

能

な

ネ

ツ

1

ワ

ク

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 診 療 情 報 提 供 料 (I)  $\mathcal{O}$ 検 査 • 画 像 情 報 提 供 加 算 及 び 電 子 的 診 療 情 報 評 価 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

を構築していること。

(2)他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح 標 準 的 な 方 法 に ょ り 安 全 に 情 報  $\mathcal{O}$ 共 有 を 行 う体 制 が 具 備 さ れ 7 1 ること。

十 の 二 医 療 機 器 安 全 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)臨 床 工 学 技 士 が 配 置 さ れ 7 1 る 保 険 医 療 機 関 に お 7 て、 生 命 維 持 管 理 装 置 を 用 7 7 治 療 を 行

う場合の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 生 命 維 持 管 理 装 置 等  $\mathcal{O}$ 医 療 機 器  $\mathcal{O}$ 管 理 及 び 保守点検 を行う常 勤  $\mathcal{O}$ 臨

床工学技士が一名以上配置されていること。

口 生 命 維 持 管 理 装 置 等  $\mathcal{O}$ 医 療 機 器  $\mathcal{O}$ 安 全 管 理 に つ き十 . 分 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

(2)放 射 線 治 療 機 器  $\mathcal{O}$ 保 守 管 理 精 度 管 理 等  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 え 5 れ て 1 る 保 険 医 療 機 関 に お 7 放

射 線 治 療 計 画 を 策 定 す る 場 合  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 当する常 勤 0) 医 師 又 は 歯 科 医 師 放 射 線 治 療に

<u>つ</u> 7 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 する £  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が \_\_ 名 以 上 配 置さ れ 7 7 ること。

口 当 該 治 療 を行 うに つ き必 要な体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

ノヽ 当 該 治 療 を行うに つ き十 分な機器 及 び施 設 を有 L ていること。

+ 歯 科 特 定 疾 患 療 養 管 理 料 に 規 定 す る 疾 患

分 類 表 に 規 定 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第 兀 に 掲 げ る 疾 病

第四 在宅医療

在宅療養支援病院

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(1) 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 基 準 に ŧ 該 当 す るも ので あること。

1 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ 0 て、 許 可 病 床 数 が 百 床 (基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 別 表 第

六 の二に 掲 げ る 地 域 に 所 在 す る 保 険 医 療 機 関 に あ 0 7 は 百 兀 + 床 未 満  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 又 は 当 該 病

院 を中心とし た半 · 径 兀 キ 口 メー 1 ル 以 内 に 診 療 所 が 存 在 L な 1 ŧ ので あること。

- 口 在 宅 医 療 を 担 当する 常常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三名 以 上 配 置 さ れ てい ること。
- ノヽ 当 該 病 院 に お 1 て + 匹 時 間 連 絡 を受 け る担 当 者 を あ 5 か じ め 指 定 し、 その 連 絡 先 を文
- 書 で 患 家 12 提 供 L て 1 ること。
- = 当 該 病 院 に お 7 て、 患 家 の求 めに応じて、 二十四四 時 間 往 一診が 可 能 な体 制 を確 保 Ĺ 往診担
- 当 医 0) 氏 名、 担当日等 を文 書 によ り 患 家に提 供 して *(* \ ること。
- ホ 往 診 担 . 当 医 は、 当 該 保 険 医 療機 関 0 当直 · 体 制 を担う医師とは別の者であること。

当

該

病

院

に

お

7

て、

又

は

訪

間

看

護

ステ

]

シ

彐

ン

と の

連

携に

ょ

り、

患家

 $\mathcal{O}$ 

求

めに応じて、

当

- 護 該 病  $\mathcal{O}$ 担 院 当 0 者 保 険  $\mathcal{O}$ 氏 医 名、 0 指 示 担 当 に基づき、 日 等を文 <u>二</u> 十 書 に . 匹 ょ 時 り 患 間 家 訪 問 12 提 看護 供 L  $\mathcal{O}$ て 提 供供 7 ること。 が 可 能 な体 制を確 保 訪 問 看
- 1 L 当 7 該 1 る 病 院 に お 7 て、 緊 急 時 に在宅で  $\mathcal{O}$ 療 養 を行 0 7 1 る 患 者が入院 できる 病 床 を常 に 確 保
- チ 当 円 該 滑 訪 訪 間 な 対 問 看 応 看 護 護 が ス テ ス で きる テ ] ] シ ょ シ 日 **ふ**う、 ン 彐 と連 ン に あ 提 携 5 供 す か る場 できる体 ľ 8 患 合 家 に 制 あ  $\mathcal{O}$ をとっ 同 0 7 意 は を得て、 てい 当 ること。 該 そ 訪  $\mathcal{O}$ 間 療 看 養 護 等 ス テ に 必 ] 要 シ な 日 情 ン が 報 を 緊 文 急 書 時 で に
- 録 を行 つき必

IJ

患

者

に

関

す

る診

療

記

管

理

うに

要な

体

制

が

整

一備さ

れ

てい

ること。

ヌ 当 該 地 域 12 お *(* ) て、 他 の保 健 医 療 サ ĺ ピ ス 及 び 福 祉 サ ビ ス との 連 携調整を担当する者と

連携していること。

ル 定 期 的 に 在 宅 看 取 り 数 等 を 地 方 厚 生 局 長 等 に 報 告 L て 7 ること。

ヲ 緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及  $\mathcal{U}$ 在 宅 に お け る 看 取 ŋ 等 に 0 1 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を有 L て **,** \ ること。

(2)他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 診 療 所 又 は 許 可 病 床 数 が 二百百 床 ( 基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等  $\mathcal{O}$ 別 表 第 六  $\mathcal{O}$ 

に 掲 げ る 地 域 に 所 在 す る 保 険 医 療 機 関 に あ 0 て は 百 兀 + 床 未 満  $\mathcal{O}$ 病 院 に 限 る。 لح 地 域

に お け る在 宅 療 養  $\mathcal{O}$ 支援 に 係 る 連 携 体 制 を 構 築 して ١ ر る病 院で あ 0 て、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 基 準 に ŧ

該当するものであること。

1 保 険 医 療 機 関 で ある病 院 で あ 0 て、 許 口 病 床数 が二百 床 (基本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等 別 表 第

六  $\mathcal{O}$ ニに 掲 げ る 地 域 に 所 在 す る 保 険 医 療 機 関 に あ 0 7 は 百 兀 + 床) 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

口 当 該 病 院 及 び 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 在 宅 医 療 を 担 当 す る

勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 合 わ せ て三 名 以 上 配 置 さ れ て 11 る こと。

ノヽ 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 と  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ り、 <u>-</u> + 匹 時 間 連 絡 を受 け る 担 当

者 を あ 5 カン ľ  $\Diamond$ 指 定 Ļ そ  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 を 文 書 で 患 家 に 提 供 L 7 7 ること。

二 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 と  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ り、 患 家  $\mathcal{O}$ 求  $\Diamond$ に応じ て、 <u>二</u> 十 匹

時 間 往 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 往 診 担 当 医  $\mathcal{O}$ 氏 名、 担 当 日 等 を 文 書 に ょ り 患 家 に 提 供 7

いること。

ホ 往 診 担 当 医 は、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 直 体 制 を 担 う 医 師 لح は 別  $\mathcal{O}$ 者 で あ ること。

当 該 病 院 に お 1 て 又 は 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 若 L < は 訪 問 看 護 ステ

時 間 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供 が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 訪 間 看 護  $\mathcal{O}$ 担 . 当 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 担 当 日 等を文 書 に ょ

り患家に提供していること。

シ

日

لح

 $\mathcal{O}$ 

連

携

に

ょ

り、

患

家

 $\mathcal{O}$ 

求

8

に

応

じ

て、

当

該

病

院

 $\mathcal{O}$ 

保

険

医

 $\mathcal{O}$ 

指

示

に

基

づ

き、

+

兀

1 当 該 病 院 に お 7 て、 緊急時 に在 宅 一での 療養 を行 ってい る患者が入院できる病床 を常に 確 保

していること。

チ 連 携 す る保 険 医 療 機 関 又 は 訪 間 看 護 ステ Ì シ 彐 ンに お 1 て 緊急 時 に円滑 な 対 応 が できるよ

う、 あ 5 か じ  $\Diamond$ 患 家  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 て、 そ  $\mathcal{O}$ 療 養 等 に 必 要な情報 を 文 書 で 当 該 保 険 医 療 機 関 又

は

訪 間 看 護 ス テ ] シ 日 ン に 提 供 で きる 体 制 をと 0 て 1 ること。

IJ 患 者 に 関 す る 診 療 記 録 管 理 を 行 うに 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

ヌ 当 該 地 域 に お 1 て 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 ナ ] ピ ス 及 び 福 祉 サ ピ ス لح 0 連 携 調 整 を 担 当 する者

連携していること。

ル 定 期 的 に 在 宅 看 取 り 数 等 を 地 方 厚 生 局 長 等 に 報 告 L て *\*\ ること。

ヲ 緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在 宅 に お け る 看 取 り 等 に つい て、 当 該 連 携 体 制 を構 成す んる他 (T) 保 険 医 療 機

関と合わせて、相当の実績を有していること。

- (3)次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 基 準 に t 該 当す Ź ŧ 0 で あ ること。
- イ 院 六 を の二に 保 中 険 心 医 とし 撂 療 げ 機 た 関 る 半 地 で 径 域 あ に る 兀 丰 病 所 在 院 口 メ す で ] る あ 1 保 0 て、 ル 険 以 医 内 療 許 に 機 可 診 関 病 療 床数 に 所 あ が が 0 一百. 存 7 在 は 床 L な 百 (基 1 兀 ŧ 本 + 診  $\mathcal{O}$ 床 で 療 あ 料 未 ること。 満  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ 設 ŧ 基  $\mathcal{O}$ 準 又 等 は 当 別 該 表 第 病
- 口 書 当 で 患家 該 病 に 院 提 に 供 お してい 7 て、 <u>-</u>+ ること。 . 匹 時 間 連 絡 を受け る担 1当者 を あ 6 か じ 8) 指 定 し、 その連 絡先 を文
- ノヽ 当 医 当 該  $\mathcal{O}$ 氏 病 名、 院 に 担当 お *\* \ 日 て、 等 を 患 文 家 の求 書 に ょ めに応じて、 り 患 家に · 提 <u>二</u> 十 供 l て 匹 7 時 ること。 間 往診が 可能な体制を確 保 往 診 担
- 二 往 診 担 当 医 は 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 直 体 制 を 担 う 医 師 とは 別  $\mathcal{O}$ 者 で あ ること。

ホ

当

該

病

に

お

1

て

又

は

訪

間

護

ス

テ

シ

日

ン

لح

 $\mathcal{O}$ 

連

に

ょ

り、

患

家

 $\mathcal{O}$ 

 $\Diamond$ 

に

じ

て、

当

- 該 護 病  $\mathcal{O}$ 担 院 当  $\mathcal{O}$ 者 院 保  $\mathcal{O}$ 険 氏 医 名  $\mathcal{O}$ 指 担 示 **当** に 基 日 等 づ を き、 文 看 書 に + ょ 兀 り 時 患 間 家 訪 問 に 提 看 供 護 L  $\mathcal{O}$ 7 提 携 1 供 ること。 が 可 能 な 体 制 を 求 確 保 応 し、 訪 間 看
- 当 該 病 院 に お 1 て 緊 急 時 に 在 宅 で  $\mathcal{O}$ 療 養 を 行 0 7 1 る 患 者 が 入 院 できる 病 床 を 常 に 確 保

L

7

7

ること。

 $\vdash$ 円 滑 訪 な対 問 看 応が 護 ス テ できるよう、 ] シ 日 ン کے あ 連 5 携 か す る場 じ 8 一合に 患 家 あ  $\mathcal{O}$ 同 0 て 意 を得て、 は、 当 該 そ 訪  $\mathcal{O}$ 間 療 看 護 養等に ス テ 必 要な シ 日 情 ン 報 が を文書 緊 急 時 で に

当 該 訪 間 看 護 ス テ ] シ 彐 ン に 提 供 で きる 体 制 を کے 0 7 1 る

チ 患 者 12 関 す る 診 療 記 録 管 理 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

IJ 当 該 地 域 に お 1 て 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ] ピ ス 及 び 福 祉 サ ] ピ ス لح  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整 を 担 当 する者

連 携 L 7 1 ること。

ヌ 定 期 的 に 在 宅 看 取 り 数 等 を 地 方 厚 生 局 長 等 に 報 告 L 7 1 ること。

の 二 往 診 料 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 (I) 及 び 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料  $(\Pi)$  $\mathcal{O}$ 在 宅 タ ? ナ ル ケ ア 加 算、 在

ŧ

宅 療 養 支 援 診 療 所 又 は 在 宅 療 養 支 援 病 院 で あ 0 7 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る  $\mathcal{O}$ 

宅

時

医 学

総

合

管

理

料

施

設

入

居

時

等

医

学

総

合

管

理

料

並

び

に

在

宅

が

W

医

療

総

合

診

療

料

に

規

定

す

る

在

第 三  $\mathcal{O}$ 六 (1)及 び (2)に 該 当 す る 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 及 び 第 兀  $\mathcal{O}$ (1) 及 び (2)に 該 当 す Ź 在 宅 療 養 支

援 病 院

 $\mathcal{O}$ 三 往 診 料 に 規 定 す る 時 間

保 険 医 療 機 関 に お 1 7 専 5 診 療 に 従 事 L 7 1 る 部  $\mathcal{O}$ 時 間

 $\mathcal{O}$ 兀 往 診 料 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 (I) 及 び 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料  $(\Pi)$  $\mathcal{O}$ 在 宅 タ ] 3 ナ ル ケ ア 加 算、 在

宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 7 及 75 注 12 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 並 び に 在 宅 が W 医 療 総

合 診 療 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 準 築

(1)在 宅 緩 和 ケ ア 充 実 診 療 所 病 院 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

在 宅 緩 和 ケ ア を行 うに 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L て 7

② 在宅療養実績加算1の施設基準

緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在 宅 12 お け る 看 取 ŋ に 0 1 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 ぐを、 有 L て *\* \ ること。

(3) 在宅療養実績加算2の施設基準

1 口 当 緊 該 急 保  $\mathcal{O}$ 往 険 診 医 療 及 機 び 関 在 内 宅 に に 在 お 宅 け 医 る 療 看 を 取 り 担 12 当す つい る て、 医 師 で 相 当 あ 0) 0 て、 実 績 を 緩 有 和 ケア L 7 (C 7 関 ること。 する適 . 切 な研修を

受けたものが配置されていること。

 $\mathcal{O}$ 五. 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 (I) 及 び 在 宅 患者 訪問 診 療 料 (Ⅱ) に規

定

す

Ś

疾

病

等

別表第七に掲げる疾病等

0) 六 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 箬

(1)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 在 宅 医 療  $\mathcal{O}$ 調 整 担 当 者 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

口 患 者 に 対 L 7 医 療 を 提 供 で き る 体 制 が 継 続 的 に 確 保 さ れ 7 1 ること。

(2)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 75 施 設 入 居 時 等 医学 総 合 管 理 料 12 · 規 定 す る 別 に 厚 生労働 大 臣 が 定 8)

る状態の患者

別表第八の二に掲げる患者

在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料 に 規 定 す る 診 療 に 係 る 費 用

診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 別 表 第 医 科 診 療 報 酬 点 数 表 以 下 医医 科 点 数 表」 لح 1 う。 第 章 第

部 医 学 管 理 等 **、** 第二 部 在 宅 医 療 及 U 第 九 部 処 置 12 掲 げ る 診 療 に 係 る 費 用  $\mathcal{O}$ う 5 次 に 掲 げ る

 $\mathcal{O}$ 

1 区 分 番 号 В 0 0 0 に 撂 げ Ś 特定 疾 患 療 養 管 理 料

区 小 特 疾

口

分

番

号

В

0

0

1

 $\mathcal{O}$ 

4

に

撂

げ

る

児

定

患

力

ウ

ン

セ

リン

グ

料

**/**\ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 5 12 掲 げ る 小 児 科 療 養 指 導 料

二 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 6 12 掲 げ る て W か W 指 導 料

ホ 区 分番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 7 12 掲 げ る 難 病 外 来 指 導 管 理 料

^ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 8 12 掲 げ る 皮 膚 科 特 定 疾 患 指 墳 管 理 料

1 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 18 12 掲 げ る 小 児 悪 性 腫 瘍 患 者 指 導 管 理 料

チ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 27 に 掲 げ る 糖 尿 病 透 析 予 防 指 漬 管 理 料

IJ 区 分 番 号 В 0 0 1 3 12 掲 げ る 生 活 習 慣 病 管 理 料

ヌ 区 分 番 号 C 0 0 7  $\mathcal{O}$ 注 3 に 掲 げ る 衛 生 材 料 等 提 供 加 算

ル 区 分 番 号 C 1 0 9 に 掲 げ る 在 宅 寝 た き り 患 者 処 置 指 導 管 理 料

ヲ 区 分番 号 Ι 0 1 2 2  $\mathcal{O}$ 注 3 に 撂 げ る衛 生 材 料 等 提 供 加 算

ワ 区 分 番 号 J 0 0 0 に 掲 げ る 創 傷 処 置

力 区 分 番 号 J 0 0 1 7 に 掲 げ る 爪き 甲 除 去

日 区 分 番 号 J 0 0 1 8 12 掲 げ る 穿せん 刺 排 膿っ 後 薬 液 注

入

タ 区 分 番 号 J 0 1 8 12 掲 げ る 喀ぐ 痰たん 吸 引

J

0

1

8

3

る

痰たん 排 出

V 区 分 番 号 に 掲 げ る 干 渉 低 周 波 去 痰たん 器 に ょ 喀☆

ソ 区 分 番 号 J 0 4 3 3 に 撂 げ る ス 1 7 処 置

ツ 区 分 番 号 J 0 5 3 に 掲 げ る 皮 膚 科 軟 膏さ 処 置

ネ 区 分 番 号 J 0 6 0 12 掲 げ る 膀り 脱る 洗 浄

ナ 区 分 番 号 J 0 6 0 2 12 掲 げ る 後 部 尿 道 洗 浄 **(**ウ

ル

ツ

7

区 分 番 号 J 0 6 3 に 掲 げ る 留 置 力 テ テ ル 設 置

ラ

A 区 分 番 号 J 0 6 4 に 撂 げ る 導 尿 尿 道 拡 張 を 要 す る ŧ 

ウ 区 分 番 号 J 1 1 8 に 掲 げ る 介 達 牽が 引

丰 区 分 番 号 J 1 1 8 2 12 掲 げ る 繑 正 古 定

1 区 分 番 号 J 1 1 8 3 12 掲 げ る 変 形 機 械 繑 正 術

才 区 分 番 号 J 1 1 9 12 掲 げ る 消 炎 鎮 痛 等 処 置

ク 区 . 分番 号 J 1 1 9 2 に 掲 げ る 腰 部 又 は 胸 部 固 定 帯 固

定

Y 区 分 番 号 J 1 1 9 3 12 掲 げ る 低 出 力 V ] ザ ] 照 射

7 区 分 番 号 J 1 1 9 4 12 掲 げ る 肛っ 門 処 置

ケ 区 分 番 号 J 1 2 0 12 掲 げ る 鼻 腔分 栄 養

(4)頻 口 訪 間 加 算 に 規 定 す る 状 態 等 12 あ る 患 者

别 表 第  $\equiv$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ニに 掲 げ る 者

(5)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 8 施 設 入 居 時 等医学総 合管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5 0) 規 定 に ょ り準 用

す

る

場

合 を含 む。 に 規 定 す る 基 潍

保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 主 とし て 往 診 又 は 訪 問 診 療 を実 施 す る診 療 所 以 外  $\mathcal{O}$ 診 療 所 で あ る ŧ

 $\mathcal{O}$ کے て、 地 方 厚 生 局 長 等 12 届 け 出 た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。

(6)合 を含 在 宅 む。 時 医 学 に 総 規 合 定 管 す 理 る 料 别  $\mathcal{O}$ 12 注 厚 10 生 労 施 働 設 大 入 居 臣 が 時 定 等  $\Diamond$ 医 学 る 状 総 態 合 管  $\mathcal{O}$ 患 理 者 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り

準

用

す

る

別 表 第 八  $\mathcal{O}$  $\equiv$ に 掲 げ る 患 者

(7)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 11 及  $\mathcal{U}$ 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労

働 大 臣 が 定 8 る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 八  $\mathcal{O}$ 兀 12 掲 げ る 患 者

 $\mathcal{O}$ 六 の <u>ニ</u> 才 ン ラ 1 ン 在 宅 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 準 等

(1) オンラ イン 在 宅 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

才 ン ラ 1 ン 診 療 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(2)厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 患 者

在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 を 算 定 L 7 1 る 患 者 で あ 0 て、 当 該 管 理 料 0 所 定 点 数を算定すべ き医

学 管 理 を 最 初 に 行 0 た 月 カン 5 六 月 を 経 過 L 7 1 る £  $\mathcal{O}_{\circ}$ 

 $\mathcal{O}$ 七 歯 科 訪 間 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 7 に 規 定 す る 時 間

保

険

医

療

機

関

に

お

1

7

専

5

診

療

に

従

事

L

7

1

る

部

 $\mathcal{O}$ 

時

間

 $\mathcal{O}$ 八 歯 科 訪 問 診 療 料  $\mathcal{O}$ 注 13 12 規 定 す る 基 潍

歯 科 医 療 を 担 . 当 す る 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 主 とし 7 歯 科 訪 問 診 療 を 実 施 す る診 療 所 以 外  $\mathcal{O}$ 診

療 所 で あ る Ł  $\mathcal{O}$ とし て、 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た t  $\mathcal{O}$ で あ ること。

在 宅 が  $\lambda$ 医 療 総 合 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)在 宅 が W 医 療 を 提 供 す る に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て いること。

(2)緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

 $\equiv$ 削 除

兀 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)在 宅 患者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 でする疾

- イ 別表第七に掲げる疾病等
- ロ 別表第八に掲げる状態等
- (2)在 宅 患者 訪 問 看 護 • 指 獐 料  $\mathcal{O}$ 注 2 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す

る

施

設基準

緩 和 ケア、 褥<sup>じよ</sup>く 瘡さ ケア又は人工肛 門ケア及び人工膀胱 ケアに 係 る専 門  $\mathcal{O}$ 研修 を受け た看 護 師

が配置されていること。

(3)在 宅 患者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 4  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 準

働

大

臣

が

定

 $\Diamond$ 

る

者

療

- 用 す る 場 合 を 含 む。 に 規 定 す Ź 長 時 間  $\mathcal{O}$ 訪 間 を要 す る者及 び 厚 生労
- イ 長時間の訪問を要する者
- 1 加 入 院 算 + 診 0 五. 歳 療 注 加 未 1 算 12 満  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 注 定 小 す 児 2 に る で 規 あ 超 定 重 0 て、 す 症 る  $\mathcal{O}$ 準 状 超 超 態 重 重 症 又 症 は 児  $\mathcal{O}$ 超 者) 状 重 態 症 に 入 児 院 あ ( 者 診 る ŧ 療  $\mathcal{O}$ 入 加 院 算 診 • 準 療 超 加 算 重 症 • 準 児 超 (者) 重 症 児 入 院 ( 者 診
- ② 別表第八に掲げる者
- 3 医 師 が 診 療 に 基づ き、 患者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等によ り <u>ー</u> 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪 間 看 護 指 導 を行 う

必要を認めた者

- 口 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 者
- (1)加 算 十  $\mathcal{O}$ 五 注 歳 未 1 に 満 規  $\mathcal{O}$ 定 小 す 児 る で 超 あ 重 0 て、 症  $\mathcal{O}$ 状 超 態 重 症 又 児 は 超 者) 重 症 児 入 院 ( 者 診 療 入 加 院 算 診 • 準 療 超 加 算 重 症 • 準 児 超 (者) 重 症 児 入 院 者 診 療
- 2 + 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て、 別 表 第 八 に 掲 げ る 者

入

院

診

療

加

算

 $\mathcal{O}$ 

注

2

12

規

定

す

る

準

超

重

症

 $\mathcal{O}$ 

状

態

に

あ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

(4)用 す 在 る 宅 場 患 合 者 を含 訪 問 む 看 護 • に 指 規 漬 定 料 す  $\mathcal{O}$ る 注 状 11 態等 同 に あ 建 る 物 患 居 者 住 者 訪 間 看 護 指 導 料料  $\mathcal{O}$ 注 4 0 規 定 に ょ り

潍

别 表 第 八 に 撂 げ る 者

(5)在 宅 場 患 者 を 訪 問 む 看 護 • に 指 規 漬 定 料  $\mathcal{O}$ 注 11 態 等 同 建 あ る 物 患 居 住 者  $\mathcal{O}$ う 訪 5 間 重 看 護 度 等 指  $\mathcal{O}$ 漬 高 料 1  $\mathcal{O}$ ŧ 注  $\mathcal{O}$ 4  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 潍

用 す 別 る 表 第 合 八 第 含 号 に 掲 げ る 者 す る 状 に 者 症

兀 準 0 用 す る 在 場 宅 合 患 を 者 含 訪 間 む 看 護 に 指 規 定 導 す 料 る  $\mathcal{O}$ 複 注 数 7 名 (同 訪 問 看 建 護 物 居 指 住 導 者 加 訪 算 間 に 看 係 護 る 厚 指 生 導 労 料 働  $\mathcal{O}$ 大 注 臣 4 が  $\mathcal{O}$ 定 規 定 8 る に 者 ょ 及 り

•

び 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 場 合

- (1)厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 者
- 人  $\mathcal{O}$ 保 健 師 助 産 師 看 護 師 又 は 准 看 護 師 ( 以 下 「看護 師 等」 とい う。 に よる 訪 問 看 護

- 指 導 が 困 難 な 者 で あ 0 て、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当す る ŧ
- イ 別 表 第 七 に 掲 げ る 疾 病 等  $\mathcal{O}$ 患 者
- 口 別 表 第 八 12 掲 げ る 者
- ノヽ 医 師 が 診 療 に 基 づ き、 患 者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等 に ょ り <u>ー</u> 時 的 に 頻 口 0) 訪 問 看 護 • 指 導 を行う必

要 を 認 8 た 患 者

ホ

患

者

 $\mathcal{O}$ 

身

体

的

理

由

に

ょ

ŋ

人

 $\mathcal{O}$ 

看

護

師

等

に

ょ

る

訪

間

看

護

•

指

導

が

困

難

と

認

 $\Diamond$ 

5

れ

る者

**全** 

- = 暴 力 行 為 著 L 7 迷 惑 行 為、 器 物 破 損 行 為等 が 認 8 5 れ る 患
- 者

護 師 等 が 看 護 補 助 者 لح 同 時 に 訪 間 看 護 指 導 を 行 う 場 合 に 限 る。

- そ  $\mathcal{O}$ 他 患 者  $\mathcal{O}$ 状 況 等 か 5 判 断 て、 イ カコ 5 ホ ま で  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カ に 準 ず ると認  $\Diamond$ 5 れ る者 **全**
- 護 師 等 が 看 護 補 助 者 لح 同 時 に 訪 間 看 護 指 導 を 行 う 場 合 に 限 る。
- (2)厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 場 合
- 1 别 表 第 七 12 掲 げ る 疾 病 等  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 L 7 訪 間 看 護 • 指 導 を行 う場
- 口 別 表 第 八 に 掲 げ る 者 に 対 L 7 訪 間 看 護 指 導 を 行 う 場 合
- ノヽ 医 師 が 診 療 12 基 づ き、 患 者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等 12 ょ ŋ \_\_ 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪 間 看 護 • 指 導 を行 う必

要 を 認 8 た 患 者 に 対 L て 訪 間 看 護 指 導 を 行 う 場 合

兀 0  $\equiv$ 在 宅 患 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 及 び 訪 問 看 護

指示料の注2に規定する者

気 管 力 = ユ V を 使 用 L 7 1 る 状 態 に あ る 者 又 は 真 皮 を越 え る ) 褥 瘡  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る者

兀  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 在 宅 患 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 13 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 4  $\mathcal{O}$ 規 定 に

ょ n 潍 用 す る 場 合 を 含む。 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 者

腔分 内  $\mathcal{O}$ 喀~ 痰たん 吸 引 鼻 腔分 内  $\mathcal{O}$ 喀パラ 疾がくたん 吸 引 気 管 力 = ユ ] レ 内 部  $\mathcal{O}$ 喀なた 痰 吸引、 胃 瘻る 若 L < は 腸 瘻る

に

ょ る 経 管 栄 養 又 は 経 鼻 経 管 栄 養 を 必 要とす る 者

兀 0)  $\equiv$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 14 同 建 物 居 住 者訪 間 看 護 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 4  $\mathcal{O}$ 規 定 に

ょ り 準 用 す る 場 合 を 含む。 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 地 域

(1) 離 島 振 興 法 昭 和 + 八 年 法 律 第 七 十 二 号) 第二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 離 島 振 興 対 策 実 施 地

域として指定された離島の地域

(2)奄 美 群 島 振 興 開 発 特 别 措 置 法 昭 和 + 九 年 法 律 第 百 八 + 九 号) 第 \_\_. 条 に 規 定 す る 奄 美 群 島

の地域

(3)Ш 村 振 興 法 昭 和 兀 + 年 法 律 第 六 + 匹 | 号 第 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 振 興 Щ 村 L 7 指 定 さ

れた山村の地域

(4)小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措置 法 昭 和 匹 + 匹 年 法 律 第七 + 九号) 第 四 条 第 項に 規 定す る小

笠原諸島の地域

- (5)過 疎 地 域 自 立 促 進 特 别 措 置 法 平 成 + 年 法 律 第 + 五. 号) 第 条 第 \_\_\_ 項 に 規 定 す る 渦 疎 地 域
- 兀 (6) $\mathcal{O}$ 兀 沖 縄 介 護 振 興 職 員 特 等 別 喀☆ 措 痰たん 置 吸 法 引 等 亚 指 成 十 示 料 兀 年 12 規 法 定 律 す 第 る + 別 兀 号) に 厚 生 第 労 三 条 働 第 大 臣 三 号 が 定 に 8 規 る 定 者 す る 離 島
- (1)護 定 特 す 例 介 護 医 る 居 宅 師 訪 保 間 が 介 険 護 法 置 入 カン 浴 サ 平 れ 介 7 護 ピ 成 1 ス 九 費 な 同 年 法 1 条  $\mathcal{O}$ 場 支 第 律 合 給 七 第 百 に 項 に 係 限 12 十三 る。 規 る 定 同 号) す 法 る 第 又 第 は 通 八 同 条 所 匹 条 + 第 介 第 護 項 条 + に 第 \_\_\_ 同 条 項 規 に 第 定 項 す 第 規 九 る 項 定 す 12 号 訪 る 規 及 間 特 び 定 介 定 第 す 護 三 施 る 号 設 短 同 期 条  $\mathcal{O}$ 入 第 居 入 規 者 定 所  $\equiv$ 生 生 項 12 活 ょ 活 に 介 る 介 規

護

を

行

う

者

- (2)(3)護 項 に 係 12 介 介 以 規 護 護 る 下 定 保 地 保 す 険 域 険 介 る 法 密 法 護 第 第 介 着 予 護 型 五 兀 防 予 サ 十 二 十  $\dot{\Xi}$ 訪 防 問 条 条 ピ 訪 問 ス 入 第  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 浴 入 地 第 介 浴 項 護 12 介 域 等 護 規 密 項 第 又 着 定 لح す 型 は 号 る 1 同 介 う。 指 条 護  $\mathcal{O}$ 第 定 老 規 介 九 人 定 に 項 護 福 に 係 に 予 祉 ょ 規 る る 防 施 指 定 サ 設 特 定 す 例 入 を る ピ 所 地 受 者 介 ス 域 け 護 密 事 生 業 着 て 予 活 1 介 型 防 者 る 介 特 護 者 を 護 定 同 に 除 サ 施 法 限 設 第 く。 る。 八 ピ 入 居 ス 条 者 を 費  $\mathcal{O}$ 生 行  $\mathcal{O}$ 活 第 う 支 者 介 給
- (4)護 に 係 介 医 る 護 師 介 保 護 が 険 置 予 法 か 防 第 れ 訪 五. 7 問 + 1 几 入 な 浴 条 第 1 介 場 護 合 等 項 に 第 又 限 は 号 る。 同 法 及 第 び を行 八 第 条 う者 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 規 七 定 項 に に ょ 規 る 定 特 す 例 る 介 介 護 護 予 予 防 防 サ 短 期 ピ 入 ス 所 費 生  $\mathcal{O}$ 活 支 介 給

- (6)(5)介 介 護 護 保 保 険 険 法 法 第 第 五 五 + + 兀 兀 条 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 第 項 項 に 第 規 定 号  $\mathcal{O}$ す 規 る 指 定 定 に 地 ょ る 域 密 特 例 着 型 地 介 域 護 密 予 着 型 防 サ 介 護 ビ 予 ス 防 事 サ 業 者 ピ ス 費
- 支 給 12 係 る 地 域 密 着 型 介 護 7 防 サ ピ ス を 行 う 者
- (7)規 定 介 す 護 る 保 第 険 法 号 第 通 百 + 所 事 五 業 条 を  $\mathcal{O}$ 行 兀 う + 者 五 第 <del>---</del> 項 第 号 1 に 規 定 す る 第 号 訪 間 事 業 若 L < は 同 号 口

に

 $\mathcal{O}$ 

(8)同 る を 十 間  $\mathcal{O}$ 同 福 条 ス 行 第 令 共 八 介 条 祉  $\mathcal{O}$ 障 第 生 う 条 護 に 第 サ 事 害 型 者 第 業 規 几 項 者 百  $\mathcal{O}$ 定 生 事 ビ 12 等 + 項  $\mathcal{O}$ 八 活 同 項 業 す に 規 ス  $\mathcal{O}$ 日 定 令 る 常 条 介  $\mathcal{O}$ を 規  $\mathcal{O}$ 人 す 第 護 行 共 定 事 第 重 員 生 度 業 る 活  $\mathcal{O}$ 七 う 生 す 者 型 指 項 事 る + 訪 設 及 に 備 業 八 間 居 定 び 行 同 居 規 宅 を 条 介 同 動 条 及 社 定 宅 令 第 会 行 第 護 介 援 び す 生 う 第 護 護 三 介 運 る 者 護 営 活 項 匹 項  $\mathcal{O}$ に 同 指 12 行 + 事 係 12 12 を  $\mathcal{O}$ 定 総 同 事 関 規 援 兀 業 規 る 令 定 条 指 業 合 短 護 を 定 す 期 第 第 行 す す 及 定 る 的 る 基 入 九 る てバ う 障 同 に + 支 所 指 項 者 害 条 潍 行 同 兀 第 援 事 12 行 定 動 福 業 平 条 生 援 規 同 祉 援 す 者 令 第 る 定 護 項 成 活 護 サ 第 た 12 12 介 に す + 医 項 護 係 る 兀 ピ 係 規 八  $\Diamond$ 療 に 基 十 事 る ス る 定 年  $\mathcal{O}$  $\stackrel{\cdot}{=}$ 厚 規 業 基 潍 指 す 機  $\mathcal{O}$ 法 関 定 者 事 準 該 定 生 律 条 る す 当 が 業 障 重 該 労 に  $\mathcal{O}$ 当 三 害 行 る 基 度 同 居 を 働 基 行 省 令 障 宅 12 福 訪 づ 場 < 準 害 令 介 規 う 問 九 祉 合 該 + 定 者 第 指 福 護 サ 介 当 三 及 す 護 祉 事 定 百 生 業 12 び 条 ピ 七 障 サ る 同 係 医 活 令 + 者 共 ス 害  $\mathcal{O}$ る 介 F, 師 生 第  $\mathcal{O}$ 福 号) 護 指 を に ス 同 型 几 事 祉 置 業 事 令 定 サ 規  $\mathcal{O}$ 重 +業 第 事 定 第 度  $\equiv$ 又 障 者 は 害 兀 す 業 几 訪 条 ビ

う

くこ

等 業 者 援 共 規 す 同  $\mathcal{O}$ 自 条 令 を ととさ 事 立 助 定 者 る 令 に 第 包 置 同 第 業 括 くこととさ 事 す 指 訓 規 同 生 百 定す 業 る 定 を 六 支 令 れ 同 活 練 百 指 行 十 二 援 令 就 第 7 者 七 援 生 第 労 + う る 助 事 百 1 定 者 基 継 五. 条 業 事 活 る 共 場 業 条 準 者 + 百 続 訓  $\mathcal{O}$ れ 同 該 者 生 支 第 同 練 合 三 7 五. 援 令 に 条 当 条 及 活 同 1 を び 項 第 事 自 令 除 第 規 る 援  $\mathcal{O}$ A 場 < . 型 百 業 定 同 に 立 第 助 五. 令 七 者 す 規 合 事 項 事 訓 百 に 十 二 第 に 業 定 規 業 練 る 五. を す 除 者 規 者 共 + 同 定 条 百 定 る 令 機 六 く。 す 生 同 第 同 指 第 能 型 条 る + す 令 同 三 令 る 令 定 自 第 基 百 百 訓 条 基 就 準 第 第 項 練 七 立 十 労 12 訓 項 該  $\mathcal{O}$ 潍 + 同 + 事 当 百 該 百 移 規 練 12 令 五. 匹 当 行 定 業 条 条 規 第 短 +す  $\stackrel{\cdot}{=}$ に 条 支 者 機 定 期  $\mathcal{O}$ 就  $\mathcal{O}$ 百 す 労 第 援 る 条 規 能 入 定 継 事 基 に る + 所 に  $\mathcal{O}$ 同 訓 業 す 令 指 項 規 続 準 練 七 事 規 該 る 支 に 者 定 第 定 条 業 定 に 当 す 外 自 す 援 百 第 者 規 規  $\mathcal{O}$ 定 定 る 六 部 自 事 立 る 同 В 共 型 す 令 + 業 訓 医 サ す 立 項 共 生 六 生 る 事 る 第 訓 を 12 療 練 業 指 百 練 型 条 行 規 型 ビ 日 機 う 機 者 自 第 定 ス 中 定 八 関 短 就 + 生 者 す 利 サ 立 能 が 期 六 活 る 同 労 訓 項 用 訓 行 入 型 令 条 に 指 う 所 ピ 練 継 訓 練 同 指 第 令 第 練 規 場 ス 続 定  $\mathcal{O}$ 支 生 支 定 事 定 第 合 事 重 援 活 す 業 業 共 百 援 項 事 百 度 及 型 業 者 同 12 る 六 障 訓 び を 八 В 型 者 指 + 害 規 練 行 生 指 条 医  $\stackrel{\cdot}{=}$ 定 定 定 者 j 事 同 活 に 師

(9)+ 児 兀 童 年 福 . 厚 祉 生 法 労 に 働 基 省 づ <del>行</del> < 第 指 + 定 五. 障 号) 害 児 第 通 所 兀 条 支 に 援 規  $\mathcal{O}$ 定 事 す 業 る 指  $\mathcal{O}$ 定 人 児 員 童 発 設 達 備 支 及 援 C 運  $\mathcal{O}$ 営 事 業 12 を 関 行 す う者 る 基 潍 **当** 該 平 事 成

業 業 該 規 者 生 1 達 当 型 定 う。 支 を 所 行 放 す が 同 児 援 主と 課 る 童 う 令 以 セ 後 事 第 発 共 下 ン 等 六 達 業 生 L 同 タ r. 型 て + 支 デ 所 1 放 重 五. 援 が 又 課 児 サ 条 は 症  $\mathcal{O}$ 後 事 に 心 を 主 童 等 身 業 لح ピ 規 福 通 デ 定 ス 障 を L わ 祉 事 す 行 害 法 1 せ 7 業 児 る う サ る 重 昭 者 を 指 者 ŧ 症 通 定 ピ 心  $\mathcal{O}$ 和 放 身 ス わ 同 で 課 令 + 障  $\mathcal{O}$ せ あ 事 る 第 害 後 る 等 場 年 業 ŧ 五 児 を デ + 合 法  $\mathcal{O}$ 行 で 律 を 同 兀 イ Š あ 除 第 サ 条 法 者 <\_ 。 る 第  $\mathcal{O}$ 百 及 場 六 六 ピ 七 び 合 + 条 ス 12 同 を 規 第 兀  $\mathcal{O}$ 除 号) 令 事 定 同 第 す く。 業 令 項 七 を る 第 第 に 行 + 基 規 五 兀 十三 \_\_ う 準 + 定 者 条 該 同 兀 す 令 当 条  $\mathcal{O}$ る 条 **当**  $\equiv$ 第 児 重 に  $\mathcal{O}$ に 童 規 七 該 症 規 + 発 に 事 心 定 定 す 業 達 規 身 す 支 る を 定 障 児 る 行 援 す 害  $\mathcal{O}$ 一に 基 児 う 事 る 童 事 業 を 潍 共 発

(10)号 す 地 規 同 る + 域 定 条 障 第 福 七 生 す 以 害 項 活 る 者 下 祉 福 12 支 十 ホ  $\mathcal{O}$ 障 規 援 七 日 祉 常 定 事 A ホ 項 害 を す 業 者 12 生 経 る を 規 総 活 A 営 定 を 合 地 行 及 す す 支 び う 経 域 者 援 社 る る 活 営 法 会 事 す 動 地 業 支 生 同 る 域 を 援 事 と 活 法 活 行 第 業 を セ 動 1 う。 支 総 う ン 五. を 者 条 行 援 合 タ を 第 ] う セ 的 除 者 第 を ン に 支 + 経 並 タ 五 援 営 条 兀 び 第 す を す 項 に る る に 同 経 + 事 規 法 営 た 六 業 定 す 第 8 を す 項  $\mathcal{O}$ 七 る 行 事 12 法 る + う 律 業 規 移 七 者 定 条 動 を す 平 支 及 行 及 援 る 成 75 てバ う 者 移 + 第 同 事 条 業 動 七 七 支 年 第 を 十 同 行 条 援 法 八 + 第 事 律 う 条 者 業 第 八 に を 規 + 項 百 行 に 定 同 八 う 十三 規 条 項 す 定 る に 第

(11)学 校 教 育 法 昭 和 二 十 二 年 法 律 第 二十六号) 第 条 に 規 定 す ん学校 社 会福 祉 法 及 び 介 護 福

祉 法 昭 和 六 十 二 年 法 律 第三十 号) 附 則 第 + 条 に 規 定 す る 登 録 特 定 行 為 事 業 者 に 限 る。

在 宅 患 者 訪 問 栄 養 食 事 指 導 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 患 者

五

を 有 疾 す 病 る 治 別 療 表  $\mathcal{O}$ 第三 直 接 に 手 段と 掲 げ る L 特 て、 別 食 医 を 師 必  $\mathcal{O}$ 要 発 とす 行 す る患 る 食 者、 事 箋 が 12 基  $\lambda$ 患 づ 者、 き 提 摂 供 食 さ 機 れ 能 た 若 適 L 切 な栄養 < は 嚥えん 下 量 機 及 能 び 内 が 低 容

下 L た 患 者 又 は 低 栄 養 状 態 に あ る 患 者

五 の 二 在 宅 療 養 後 方 支援 病 院  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等

(1) 在宅療養後方支援病院の施設基準

1 許 可 病 床 数 が 床 (基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 · 等  $\mathcal{O}$ 別 表 第六 の二に 掲 げ Ź 地 域に 所在 する保

険 医 療 機 関 12 あ 0 て は 百 六 + 床) 以 上  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あること。

口 在 宅 療 養 後 方 支 援 を 行 う E つ き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(2)在 宅 患 者 共 同 診 療 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 疾 病

基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等  $\mathcal{O}$ 別 表 第 十· 三 に 掲 げ る 疾 病 箬

五. の 三 在 宅 患 者 訪 間 . で し よく 瘡さ 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)医 師 看 護 師 及 び 管 理 栄 養士 から な る 在 宅 ] 褥 瘡 対 策 チ ] A を 構 成 L て ١ ر ること。
- (2)在 宅 - 褥 瘡 対 策 チ 4 に、 在 宅 ではくそう 管 理者 を 配 置 すること。
- (3)在宅 に お け る 重 症 化 予防 等  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ が によくそう 管 理 対策を行うにつきふさわ L 7 体 制 が 整 備 され

ていること。

五.  $\mathcal{O}$ 兀 在 宅 療 養 指 導 管 理 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定 8 る 患 者

十 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 者 で あ 9 7 人 工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 又 は + 五 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 者 で あ 0 て 人

工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態 が + 五 歳 未 満 か 5 継 続 L 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 体 重 が + 丰 口 グラ 7 未 満 で

ある場合に限る。)

六 在 宅 自 己注 射 指 · 導 管 理 料、 間 駅けっ 注 入シリンジポ ンプ加 算、 持続 血. 糖測 定器 加 算 及び 注 入器用 注

射針加算に規定する注射薬

別表第九に掲げる注射薬

の <u>ニ</u> 在 宅 妊 娠 糖 尿 病 患 者 指 導 管 理 料 及 び Ш. 糖 自 己 測 定器 加算 に 規 定 す る 厚 生 一労働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る

者

六

妊 娠 中  $\mathcal{O}$ 糖 尿 病 患 者 又 は 妊 娠 糖 尿 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て 周 産 期 に お け る 合 併 症  $\mathcal{O}$ 危 険 性 が 高 1 者

血. 糖  $\mathcal{O}$ 自 己 測 定 を 必 要と す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

六  $\mathcal{O}$ 三 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

在 宅 血 液 透 析 に 係 る 医 療 を 提 供 す る に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

六 の 三 の 二 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 遠 隔 干 = タ IJ ン グ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)情 報 通 信 機器 を用 **,** \ た診 療を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され ていること。

- (2)緊 急 時  $\mathcal{O}$ 対 応 を 行 う に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- (3)呼 吸 器 疾 患  $\mathcal{O}$ 診 療 に 0 き + 分 な 経 験 を 有 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 及 び 看 護 師 が 配 置 さ れ 7 V ること。

六  $\mathcal{O}$ 兀 在 宅 小 児 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 料 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 者

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す る 者

- (1)経 П 摂 取 が 著 L < 困 難 な + 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 者
- (2)十 五 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 者 で あ 0 7 経  $\Box$ 摂 取 が 著 L < 木 難 で あ る 状 態 が + 五. 歳 未 満 カン 5 継 続 L て 7 る

 $\mathcal{O}$ 体 重 が + キ 口 グ ラ A 未 満 で あ る場 合 に 限 る

六  $\mathcal{O}$ 兀 の 二 在 宅 半 固 形 栄 養 経 栄 養 法 指 導 管 理 料 に 規 定 厚 生 労 働 大 臣

管

経  $\Box$ 摂 取 が 著 L < 木 難 な た 8 胃 瘻る を 造 設 L 7 11 る 者 で あ 0 て 医 師 が 経  $\Box$ 摂 取  $\mathcal{O}$ 口 復 に 向 け

す

る

が

定

8)

る

者

て 在 宅 半 古 形 栄 養 経 管 栄 養 法 を 行 う 必 要 を 認 8 胃 瘻る 造 設 術 後 年 以 内 12 当 該 栄 養 法 を 開 始 す る

ŧ  $\mathcal{O}$ 

六  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 三 在 宅 持 続 陽 圧 呼 吸 療 法 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 遠 隔 干 = タ リン グ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

- (1)情 報 通 信 機 器 を 用 1 た 診 療 を 行 う に 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- (2)緊 急 時  $\mathcal{O}$ 対 応 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

六  $\mathcal{O}$ 五 在 宅 悪 性 腫 瘍 患 者 共 同 指 導 管 理 料 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医

緩 和 ケ ア に 関 す る 研 修 を受 け た 医 師

六  $\mathcal{O}$ 六 在 宅 難 治 性 皮 膚 疾 患 処 置 指 導 管 理 料 に 規 定 す る 疾 患

別表第九の一の二に掲げる疾患

六 0 七 在 宅 植 込 型 補 助 人 工 心 臓 作非 拍 動 流 型) 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 

在 宅 植 込型 補 助 人 工 心 臓 非 拍 動 流 型) 指 導 管 1理を行 うに つ き十分な体 制が整備されているこ

施

設

基

潍

と。

六の七の二 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料の施設基準

在 宅 腫 瘍治: 療 電 場 療法 を行うに つき十分な体 制 が 整 備されていること。

六  $\mathcal{O}$ 七 の 三 在 宅 経 肛っ 門 的 自 己 洗 腸 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

経 肛っ 門 的 自 己 洗 腸  $\mathcal{O}$ 指 導 を 行 うに つ き 十 分 な 体 制 が 整 備され ていること。

六  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 兀 注 入 器 加 算 に 規 定 す る 注 射 薬

別表第九の一の三に掲げる注射薬

六  $\mathcal{O}$ 八 持 続 血 糖 測 定 器 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 測 定 器  $\mathcal{O}$ 使 用 に つ き必 要 な 医 師 が 配 置され ていること。

(2)当 該 測 定 器  $\mathcal{O}$ 使 用 に 0 き 十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

六 の 九 経 腸 投 薬 用 ポ ン プ 加 算 12 規 定 す る内 服 薬

別表第九の一の四に掲げる内服薬

六  $\mathcal{O}$ + 注 入 ポ ン プ 加 算 12 規 定 す る 注 射 薬

別表第九の一の五に掲げる注射薬

七 地 域 医 療 連 携 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 診療所であること。

(2)夜 間 休 日 等 に お け る 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 体 制 を 継 続 的 に 確 保 す Ź た め、 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 别 表 第

歯 科 診 療 報 酬 点 数 表 以 下 歯 科 点 数 表 لح 1 う。 区 分 番 号 Α 0 0 0 12 掲 げ る 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 2

 $\mathcal{O}$ 届 出 を行 0 た 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関 及 び そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 歯 科  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ る 地 域

医療支援体制を備えていること。

七 の 二 在 宅 歯 科 医 療 推 進 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)歯 科 医 療 を 担 当 す る 診 療 所 で あ る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

(2)当 該 診 療 所 で 行 わ れ る 歯 科 訪 間 診 療  $\mathcal{O}$ 延 ベ 患 者 数 が 月 平 均 五 人 以 上 で あ 0 て、 そ  $\mathcal{O}$ う 5 六 割

以 上  $\mathcal{O}$ 患 者 が 歯 科 訪 間 診 療 1 を 算 定 L て 1 ること。

八 歯 科 疾 患 在 宅 療 養 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 在 宅 総 合 医 療 管 理 加 算 及 び 在 宅 患 者 歯 科 治 療 時 医 療

管理料の施設基準

(1) 当 該 療 養 を 行 う に つ き、 + 分 な 経 験 を 有 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 12 ょ り 治 療 前 治 療 中 及 び 治

療 後 12 お け る当 該 患 者  $\mathcal{O}$ 全 身 状 態 を 管理 す る 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

- (2)歯 科 医 師 が 複 数 名 配 置 さ れ ていること又 は 歯 科 医 師 が 名 以 上 か 0 歯 科 衛 生 士 若 L < は 看 護
- 師 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。
- (3)当 該 患 者  $\mathcal{O}$ 全 身 状 態  $\mathcal{O}$ 管 理を行うにつき十 分 な 装 置 • 器具を有 L て いること。
- (4)緊 急 時 に 円 滑 な 対 応 が で きるよう、 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 病 院 で あ る 医 科 歯 科 併

ること。

設

 $\mathcal{O}$ 

保

険

医

療

機

関

に

あ

0

て

は、

当該保険

医

療

機

関

 $\mathcal{O}$ 

医

科

診

療科

との

連

携体

制

が

確

保さ

れ

て

1

第 五 検 査

検 体 検 査実 施 料 に 規 定 する 検 体 検 査

別 表 第 九 の 二 に 掲 げ る 検 査

削 除

 $\equiv$ 造 血. 器 腫 瘍 遺 伝 子 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

検 体 検 査 管 理 加 算 (II) $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を 満 たし ていること。

 $\equiv$ の 二 遺 伝 学 的 検 查  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 遺 伝 学 的 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 検 査 を 行 Š ĺ 0 き十 分な 体 制 が 整 備されていること。

(2)遺伝学的 検 査  $\mathcal{O}$ 注 12 規 定 する疾 患

難 病  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 第 五. 条 第 項 12 規 定 す る 指 定 難 病  $\mathcal{O}$ う ち、 当 該 疾 患

に 対 す る 遺 伝 学 的 検 査  $\mathcal{O}$ 実 施 に 当 た 9 て + 分 な 体 制 が 必 要 な ŧ  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 骨 髄 微 小 残 存 病 変 量 測 定  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を 行 う ĺ 0 き必 要な 医 師 が 配 置 3 れ 7 7 ること。

(2)当 該 検 査 を 行う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

0  $\mathcal{O}$ 匹 デ ン グ ウ 1 ル ス 抗 原 定 性 及 び デ ン グ ウ 1 ル ス 抗 原 • 抗 体 同 時 測 定 定 性  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

基

本

診

療

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

等

 $\mathcal{O}$ 

第

九

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

(1)

 $\mathcal{O}$ 

1

 $\mathcal{O}$ 

救

命

救

急

入

院

料

1

口

 $\mathcal{O}$ 

救

命

救

急

入

院

料

2

ハ

 $\mathcal{O}$ 救 命 救 急 入 院 料 3 若 L < は =  $\mathcal{O}$ 救 命 救 急 入 院 料 4 三  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ イ  $\mathcal{O}$ 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1 口

 $\mathcal{O}$ 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2 ハ  $\mathcal{O}$ 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 3 若 L < は =  $\mathcal{O}$ 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 4

兀  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ ハ 1 ケ ア ユ 二 ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 1 若 < は (2) $\mathcal{O}$ ハ 1 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 2

又

は 五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を 満 た L て 1 ること。

 $\equiv$ 0  $\mathcal{O}$ 五. 抗 Н L Α 抗 体 ヘス ク IJ = ン グ 検 査 及 び 抗 Н L A 抗 体 抗 体 特 異 性 同 定 検 査 0 施

設基準

当 該 検 査 を 行 う に 0 き十 . 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

の 二 Н P V 核 酸 検 出 及 び Н Р V 核 酸 検 出 簡 易 ジ 工 1 タ 1 プ 判 定  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うにつき必 要な 医 師 が 配 置 さ れ て 7 ること。

(2)当 該 検 査 を行うにつき十 分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

の <u>-</u> の <u>-</u> 細 菌 核 酸 薬 剤 耐 性 遺 伝 子 同 時 検 出  $\mathcal{O}$ 施 設 基

基 本 . 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等  $\mathcal{O}$ 第 八 の 二 十 九 の 二  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ 感 染 防 止 対策加算 1 又 は (2) 0 感染防 止対策

潍

加算2の施設基準を満たしていること。

四 検体検査管理加算の施設基準

(1) 検体検査管理加算Iの施設基準

イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。

口 当 該 検 体 検 査 管 理を 行うにつき十分な体 制 が 整備されていること。

(2) 検体検査管理加算Ⅱの施設基準

1 院 内 検 査 を行 0 て 1 る 病 院 又 は 診 療 所 で あること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨 床 検 査 を担 · 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ . て *(* )

ノヽ 当 該 検 体 検 査管 理 を 行うに つき十分な体 制 が 整 備 さ れ て ١ ر ること。

(3) 検体検査管理加算Ⅲの施設基準

1 院 内 検 査 を行 0 て 1 る 病 院 又 は 診 療 所 で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨 床 検 査 を専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 されていること。

ノヽ 当 該 保 険 医 療機 関内 に常勤  $\mathcal{O}$ 臨 床検査技 師が 兀 名 以 上配 置されていること。

- 二 当 該 検 体 検 査 管 理 を 行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- (4) 検体検査管理加算(V)の施設基準

1 院 内 検 査 を 行 0 7 1 る 病 院 又 は 診 療 所 で あ ること。

- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨 床 検 査 を 専 5 担 す る 常 勤 0) 医 師 が 配 置 さ れ てい ること。
- ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 常 勤  $\mathcal{O}$ 臨 床 検 査 技 師 が + 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。
- = 当 該 検 体 検 査 管 理 を 行 うに つ き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 ١ ر ること。

兀 の 二 玉 際 標 準 検 査 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

玉 際 標 準 化 機 構 が 定 め た 臨 床 検 查 に 関 す る 玉 際 規 格 に . 基 ゴづく 技 術 能 力  $\mathcal{O}$ 認 定 を受け 7 *\*\ る 保 険

医療機関であること。

五. 遺 伝 力 ウ ン セ IJ ン グ 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 遺 伝 力 ウ ン セ IJ ン グ を 要 す る 治 療 に · 係 る十 分 な 経 験 を 有 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医

師が配置されていること。

(2)ウ ン 当 セ 該 IJ 力 ウ ン グ ン セ  $\mathcal{O}$ IJ 内 ング 容 が を受 文 書 け 12 た ょ り 全 交 7 付  $\mathcal{O}$ さ 患 者 れ、 又 説 は 明 そ が  $\mathcal{O}$ 家 な ž 族 れ に 7 対 7 L ること。 て、 そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 患 者 が 受 け た 力

六 心 臓 力 テ テ ル 法 に ょ る 諸 検 查  $\mathcal{O}$ 血. 管 内 視 鏡 検 查 加 算 及 C 長 期 継 続 頭 蓋 内 脳 波 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)当 該 検 査 を行うにつき十分な専 用 施 設 を有 L て 1 る 病 院であること。

- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うに つき必要 な 医 師 及び 看 護 師 が 配 置 さ れ 7 *(* ) ること。
- (3)緊 急 事 態 に 対 応 す Ś た め  $\mathcal{O}$ 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 療 養 に つき必 要な 体 制 が 整 備さ れ て *(* ) ること。

六の二 植込型心電図検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の三 時間内歩行試験の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検査を行うにつき必要な医師が 配置されていること。
- (2)当 該 検査 を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

六の三の二 シ ヤ } ル ウ 才 キングテ ス }  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当該 検 査を行うにつき必要な 医 師 が 配置されていること。
- (2)当 該 検 査 を行うに つ き十 分な 体 制 が 整 備されていること。

六の四 胎児心エコー法の施設基準

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うに つき必 要な 医 師 が 配 置 一され ていること。
- (2)当 該 検 査 を 行 うに . つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れていること。

六 の 五. ^ ツ ド ア ツ プテ 1 ル } 試 験  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を 行うに つき必 要な医 師 が 配 置され ていること。
- (2)当 該 検査 を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

六 0) 六 皮 下 連 続 式 グ ル コ ] ス 測 定  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を 行うに つき必 要な 医 師 が 配 置 さ れ 7 Į, ること。
- (2)当 該 検 査 を 行 うに 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て いること。

六の七 人 工 膵が 臓 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うにつき必 要な医 師 及び 看護 師 が 配 置 され ていること。
- (2)緊急 事 態 に 対 応 する た め  $\mathcal{O}$ 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当 該 療 養 に つ き必 要な体 制 が 整 備されてい ること。

六 0) 八 長 期 脳 波 ビデ 才 同 時 記 録 検 査 1 0 施 設 基 潍

当

(1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に 該 検 査 を行うに つき必 要な 医 師 が 配 置されていること。

. 当

- (2)当 該 検 査 を行うに <u>-</u>つ き十二 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て いること。
- (3)7 W カン  $\lambda$ 12 係 る 診 療 を 行うに つ き十 分 な 体 制 が 整 一備され 7 7 ること。

七 光 1 ポ グラ フ 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)抑 う つ 症 状  $\mathcal{O}$ 鑑 別 診 断  $\mathcal{O}$ 補 助 に 使 用 す る場場 合  $\mathcal{O}$ 診 療 料 を 算 定 す Ź た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行 うに つ き必 要 な 医 師 が 配 置 さ れ て 1 ること。
- 口 当 該 検 査 を行 うに つ き 十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。
- (2)適 合 して 1 な V 場 一合に は 所定 点 数  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 八 十に 相 当する点数により算定することとなる施

設 基 準

1 当 該 検 査 を行うに 0 き十 分な 機器 及 び 施 設 を有 L て *\* \ ること。

口 1 に 掲 げ る 検 査 機 器 で  $\mathcal{O}$ 検 査 を 目 的 لح L た 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 か 5  $\mathcal{O}$ 依 頼 E ょ り検 査 一を行 0

た 症 例 数 が 当 該 検 査 機 器  $\mathcal{O}$ 使 用 症 例 数  $\mathcal{O}$ 定 割 合 以 上 で あること。

八 脳磁図の施設基準

(1)当 該 検 査 を 行うにつき十分な機 器 及び 施設 を有し ていること。

(2)当 該 検 査 を行うにつき十 分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

八の二 脳波検査判断料1の施設基準

7  $\lambda$ カュ  $\lambda$ に 係 る 診 療 を 行 うに つき十分な 体 制 が 整 備 され

7

いること。

八 の 三 脳 波 検 査 判 断 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規定す る別 に厚 生労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 準

送信側

脳 波 検 査  $\mathcal{O}$ 実 施 及 び 送受信 を行うにつき十 分 な 機器 及 Ţ 施 設 を 有 7 *(* ) ること。

(2) 受信側

て W か  $\lambda$ に 係 る 診 療 を行 うに つき十分 な 体 制 が 整 備 さ れて いること。

九 中 枢 神 経 磁 気 刺 激 に ょ る 誘 発 筋 電 义  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 当 該 検 査 を 行うに つ き十 分 な 機 器 及 び 施 設 を 有 Ĺ 7 7 ること。

(2)(1)に 掲げ る検 査 機器 での 検 査 を目 的 とし た 別 0 保 険 医 療 機 関 か 5 0 依 類に より検 査 を行 った

症 例 数 が、 当 該 検 査 機器  $\mathcal{O}$ 使 用 症 例数  $\mathcal{O}$ 定 割合以上 であること。

+神 経 学 的 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うにつき必 要な 医 師 が 配 置 言され ていること。
- (2)当 該 検 査 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

十 の 二 補 聴 器 適 合 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検 査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)

当

該

検査

を行うにつ

き十二

分な装置

一 器

具を有してい

ること。

十 一 コ ン タク 1 レ ンズ 検 査 料  $\mathcal{O}$ 施設 基 準

(1)

通

則

1 当 該 検 査 一を含 む診診 療に係る費用に つ *(* ) て、 当 該 保 険 医 療 機 関 0 見やす **(** ) 場 所に 撂 示 L 7 V

ること。

口 当 該 検 査 を受けてい る全ての患 者 に . 対 して、 当該: 検査を含む診療に 係る費用に 0 ١, て説 明

が なされ て ζ, ること。

(2)コ ン タ ク } レ ン ズ 検 査 料 1 0 施 設 基 進

1 次  $\mathcal{O}$ V ず れ カン に 該当すること。

1 当該 保 険 医 療 機関を受診した患者のうち、 コ ン タクトレ ンズに係る検査を実施 した患者

の割合が三割未満であること。

2 当 該 保 険 医 療 機 関 を受診 した患者のうち、 コ ン タクトレ ン ズに係 る検 査 を実 施 L た患者

 $\mathcal{O}$ 割 合 が 兀 割 未満 で あ り、 か つ、 当 該 保険 医 療 機 関 内 に 眼 科 診 療 を専 5 担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医

師が配置されていること。

ロ 次のいずれかに該当すること。

① 入院施設を有すること。

2 当 該 保 険 医 療機関を受診した患者のうち、 コンタクトレ

年間一万人未満であること。

3

コン

タ

クト

レ

ンズに係る検

査を実施

した患者のうち、

自施設にお

į١

てコンタクトレ

ンズ

ンズ検査料を算定した患者数が

を交付 L た 割 合が 九 割 五. 一分未満 であること。

こう イン・リーン 管 コース・コンジー・マート・ロー

イ 2)のイに該当すること。

(3)

コ

ン

タク

1

レ

ン

ズ

検

査

料

2

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

進

ロ 2)の口に該当しないこと。

(4)コ ン タ ク } レ ン ズ 検 査 料 3 0) 施 設基準

イ 2)のイに該当しないこと。

ロ 2)の口に該当すること。

#### 十 の 二 口 ] ピ ジ 日 ン 検 查 判 断 料 $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行 うに つき必要な 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配置され てい ること。

小 児 食 物 ア V ル ギ ] 負 荷 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行うにつき必要な 医 師 が 配 記置され ていること。
- (2) 当 該 検 査 を行うにつき十 分な 体 制 が 整 備されていること。

十三 内服・点滴誘発試験の施設基準

- (1) 当 該 保険 医 療 機関 内 に . 当 該 検 査を行うにつき必要な医師が 配置されていること。
- (2)当 該 検査 を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

十四 センチネルリンパ節生検(片側)の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当ら 該 検 査を 行うに つき必 要な 医 師 が 配置され ていること。
- (2)当 該 検 査 を 行うにつ き十 分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

十五 CT透視下気管支鏡検査加算の施設基準

- (1) 当 該 検 査 を行うにつき十 分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十六 有床義歯咀嚼機能検査の施設基

潍

(1)当 該 検査を行うにつき十分な体 -制 が 整備されていること。

② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十七 咀嚼能力検査の施設基

進

- (1) 当 該 検 査 を行うにつき十分な体制 が整 備され ていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十八一咬合圧検査の施設基準

- (1) 当 該 検 査 を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十九 精密触覚機能検査の施設基準

- (1) 当 該 検 査 12 係 る研 修を受け た 歯 科 医 師 が 一名以 上配置されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

第六 画像診断

画像診断管理加算の施設基準

(1) 画像診断管理加算1の施設基準

1 放 射 線 科 を 標 榜ぼう L 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配置されていること。

画 像診 断管 理を行うにつき十分な体制が整備されてい ること。

- (2) 画像診断管理加算2の施設基準
- 1 放 射 線 科 を 標 榜ら L て 1 る 病 院 で あ ること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 <u>,</u>当す Ź 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ 7 7 ること。
- に 0 7 て 口 に 規 定 す る 医 師  $\mathcal{O}$ 指 示  $\mathcal{O}$ 下 12 画 像 情 報 等  $\mathcal{O}$ 管 理 を 行 0 7 1 ること。

ノヽ

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

7

実

施

さ

れ

る

全て

 $\mathcal{O}$ 

核

医

学

診

断

及

び

コ

ン

己。

ユ

1

タ

断

層

撮

影

診断

二 当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 核 医 . 学 診 断 及 び コ ン し。 ユ タ 1 断 層 撮 影 診 断  $\mathcal{O}$ うち、 少 なくと

主 t 治 八 割 医 に 以 報 上 告  $\mathcal{O}$ さ t れ  $\mathcal{O}$ 7  $\mathcal{O}$ 読 1 ること。 影 結 果 が 口 12 規 定 す る 医 師 に ょ ŋ 遅 くとも撮 影 日  $\mathcal{O}$ 翌 診 療 日 までに

- ③ 画像診断管理加算3の施設基準
- 1 放 射 線 科 を 標 榜ら L 7 1 る 特 定 機 能 病 院 で あ ること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。
- ハ に 当 0 7 該 て 保 険 医 口 療 に 規 機 定 関 す 12 る お 医 1 7 師 実  $\mathcal{O}$ 指 施 さ 示 れ  $\mathcal{O}$ 下 る 全 に 画 て 像  $\mathcal{O}$ 情 核 医 報 等 学 診  $\mathcal{O}$ 管 断 理 及 を び 行 コ 0 ン て 卜。 7 ユ る タ 断 層 撮 影 診 断
- 二 ŧ 当 八 割 該 保 以 上 険  $\mathcal{O}$ 医 ŧ 療 機  $\mathcal{O}$ 関  $\mathcal{O}$ 読 に 影 お 結 け 果 る が 核 医 . 学 口 に 診 規 断 定 及 です び る コ 医 ン 師 ピ に ユ ょ り タ 遅 くとも 断 層 撮 撮 影 影 診 日 断  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ うち、 <u>광</u> 診 療 少 日 までに な くと

主

治

医

に

報告

さ

れ

7

V)

ること。

ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 夜 間 及 U 休 日 に 読 影 を 行 う 体 制 が 整 備 さ れ て V > ること。

遠 隔 画 像 診 断 に ょ る 写 真 診 断 歯 科 診 療 以 外  $\mathcal{O}$ 診 療 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る 基 本 的 エ ツ ク ス 線

施設基準

診

断

料

歯

科

診

療

以

外

 $\mathcal{O}$ 

診

療

12

係

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

12

限

る。

核

医

学

診

断

及

び

コ

ン

ピ

ユ

タ

]

断

層

診

断

 $\mathcal{O}$ 

## 送信側

離 島 等に 所 在 はする保証 険 医 療機 関そ <u>О</u> 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療機 関 で あって、 画 像  $\mathcal{O}$ 撮 影 及び送受信 を行

うにつき十分な機器及び施設を有していること。

### (2) 受信側

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 画 像 診 断 を 専 5 担 . 当 す Ź 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 さ れ 7 お り、 高 度  $\mathcal{O}$ 医 療

を 提 供 す る Ł  $\mathcal{O}$ کے 認 8 5 れ る 病 院 で あ ること。

口 遠 隔 画 像 診 断 を 行 う ĺZ 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

三 ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影 ポ ジ 1 口 ン 断 層 コ ン ピ ユ ] タ 断 層 複 合 撮 影、 ポ ジ } 口 ン 断 層 磁 気

共 鳴 コ ン ピ ユ タ 断 層 複 合 撮 影 及 U 乳 房 用 ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 気 共 ポ 鳴 ジ 1 コ ン 口 占。 ン ユ 断 ] 層 タ 撮 ] 影 断 ポ 層 複 ジ 合 1 撮 口 影 ン 又 断 は 層 乳 • 房 コ 用 ン ポ ピ ジ ユ 1 口 タ ン 断 断 層 層 撮 複 影 合 に 撮 係 影、 る診 ポ 療 ジ 料 1 · を 算 口 ン 定 断 するた 層 磁

めの施設基準

1 画 像 診 断 を 担 . 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 核 医 学 診 断 に 0 7 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を有 か つ、 核 医 . 学

診 断 に 係 る 研 修 を 受 け た 者 に 限 る。 が 配 置 さ れ て 7 ること。

口 当 該 断 層 撮 影 を 行 う E つ き 十 · 分 な 機 器 及 び 施 設 を 有 L ていること。

ハ 当 該 断 層 撮 影 を 行 うに つき十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 ( ) ること。

(2)適 合 L 7 1 な 1 場 合 に は 所 定 点 数  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 八 + に 相 当す る点 数に より算定することとなる施

設基準

次のいずれかに該当すること。

1 (1)  $\mathcal{O}$ 口 に 掲 げ る診 断 撮 影 機器 で  $\mathcal{O}$ 撮 (影を目: 的 とし た 别  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 カン 5 0) 依 頼 に ょ ŋ

撮

研

影 を 行 0 た 症 例 数 が 当 該 診 断 撮 影 機 器  $\mathcal{O}$ 使 用 症 例 数  $\mathcal{O}$ 定 割 合 以 上 で あ ること。

口 特 定 機 能 病 院 が  $\lambda$ 診 療  $\mathcal{O}$ 拠 点 とな る 病 院 又 は 高 度 専 門 医 療 に 関 す る 研 究 等 を 行 う 玉 立

開 発 法 人 に 関 す Ź 法 律 平 成二 + 年 法 律 第 九 十三号) 第三条 の二に 規定す る 玉 高 度専 菛

究

医 療 研 究 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 設 置 す る 医 療 機 関 で あ ること。

兀 C Т 撮 影 及  $\mathcal{U}$ M R Ι 撮 影  $\mathcal{O}$ 施 設 基

潍

(1) 通則

当 該 撮 影 を 行 うに つ き十二 分な 機 器 及 び 施 設 を有し 7 7 ること。

(2)64 列 以 上  $\mathcal{O}$ 7 ル チ ス ラ 1 ス 型 0 機 器 に よる C T 撮 影 及び 3 テスラ以上の機器 による M R Ι 撮

影に関する施設基準

イ 画 像 診 断 管 理 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を 満 た L て 7 ること。

口 専 従  $\mathcal{O}$ 診 療 放 射 線 技 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 いること。

(3)C Τ 撮 影  $\mathcal{O}$ 注 8 及 び M R Ι 撮 影  $\mathcal{O}$ 注 6 12 規 定 す る 別 に 厚 生 一労 働 大 臣 が 定  $\emptyset$ る 施 設 基 潍

0 た 症 例 数 が 当 該 診 断 撮 影 機 器  $\mathcal{O}$ 使 用 症 例 数  $\mathcal{O}$ 割 以 上 で あ ること。

冠 動 脈 CТ 撮 影 加 算、 心 臓 M R Ι 撮 影 加 算、 乳 房 M R Ι 撮 影 加 算、 小 児 鎮 静 下 M R Ι 撮 影 加 算

及 び 頭 部 M R Ι 撮 影 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 五

(1)

に

撂

げ

る

診

断

撮

影

機

器

で

 $\mathcal{O}$ 

撮

影

を

目

的

لح

L

た

別

 $\mathcal{O}$ 

保

険

医

療

機

関

か

5

 $\mathcal{O}$ 

依

頼

に

ょ

ŋ

撮

影

を行

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 画 像 診 断 を 専 5 担 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置され 7 いること。

(2)当 該 撮 影 を 行 う に 0 き + 分 な 機 器 及 び 施 設 を 有 L て 1 ること。

(3)当 該 撮 影 を 行 Š に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

五の二 外傷全身CT加算の施設基準

(1)都 道 府 県 が 定  $\Diamond$ る 救 急 医 療 に 関 す る 計 画 に 基 づ V て 運 営 さ れ る 救 命 救 急 セ ン タ ] を有 Ü てい

る病院であること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 合され 7 ( ) ること。

(3)当 該 撮 影 を行うに . つ き十二 -分な機 器 及び 施 設 を有 L て 1 ること。

(4)当 該 撮 影 を 行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

五  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 大 腸 C Т 撮 影 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 撮 影 を 行 う に 0 き + 分 な 機 器 を 有 L 7 **(**) ること。

六 歯 科 画 像 診 断 管 理 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)歯 科 点数 表 区 分 番 号 A 0 0 0 に 掲 げ る初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 届 出 を行行 0 た病院 で あ る 保険 医療機器 関

であること。

(2)当 該 保 険 医 療 機関 内 に 画 像診 断 を 専 5 担当 する常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 配 置され ていること。

(3)画 像 診 断 管 理 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

六 の 二 歯 科 画 像 診 断 管 理 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)歯 科 点 数 表 区 分 番 号 A 0 0 0 に 掲 げ る 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 2  $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 た 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関

であること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 当 す Ź 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 配 置 さ れ て V ) ること。

(3)当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 歯 科 用 3 次 元 工 ツ ク ス 線 断 層 撮 影 及 び コ ン ピ ユ タ 断 層 診 断

歯 科 診 療 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 に 0 1 て、 (2)に 規 定 す る 歯 科 医 師  $\mathcal{O}$ 指 示  $\mathcal{O}$ 下 に 画 像 情 報 等  $\mathcal{O}$ 管

理を行っていること。

(4)当 該 保 険 医 療 機関にお け る歯 科用 3 次元 エ ツ ク ス 線 断 層撮 影 及び コ ンピ ユ タ ] 断 層 診 断

る 歯 科 歯 診 科 療 医 師 に 係 に ょ る り t 遅  $\mathcal{O}$ < に لح 限 ŧ る。 撮 影 日  $\mathcal{O}$ う  $\mathcal{O}$ 翌 ち、 診 少 療 な 日 < ま とも で に 主 八 治 割  $\mathcal{O}$ 以 歯 上 0) 科 医 t 師  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 報 読 告 影 さ 結 れ 果 7 が 1 ること。 (2)に 規定 す

(5)画 像 診 断 管 理 を 行 う に 9 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ n て 1 ること。

七 遠 隔 画 像 診 断 に ょ る 写 真 診 断 歯 科 診 療 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 基 本 的 工 ツ ク ス 線 診 断 料 (歯

科 診 療 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 及 び コ ン ピ ユ ] タ 1 断 層 診 断 歯 科 診 療 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 施

### 設基準

### 送信側

離 島 等 12 所 在 す Ź 保 険 医 療 機 関 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 画 像 0 撮 影 及び送受信 を行

う に 0 き十 · 分 な 機 器 及 び 施 設 を 有 L て 7 ること。

# (2) 受信側

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 . 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 配 置 さ れ 7 お り、 高 度  $\mathcal{O}$ 

医 療 を 提 供 す る Ł  $\mathcal{O}$ لح 認 8 5 れ る 病 院 で あ ること。

口 遠 隔 画 像 診 断 を 行 う ĺZ 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

### 第七 投薬

処 方 料 及 び 処 方 箋 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 薬 剤

抗 不 · 安 剤 催 眠 鎮 静 剤 精 神 神 経 用 剤 又 は そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 中 枢 神 経 系 用 薬  $\mathcal{O}$ 7) ず れ か に 該 当 す Ź 医 薬

밆  $\mathcal{O}$ う É, 不 安 又 は 不 眠 症  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 医 師 に ょ る 特 別 な 医 一学 ·管 理 を 必 要とす る ŧ 0

であること。

処 方 料 及 び 処 方 箋 料  $\mathcal{O}$ 特 定 疾 患 処 方 管 理 加 算 1 及 び 特 定 疾 患 処 方 管 理 加 算 2 に 規 定 す る 疾

患

(1)医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 処 方 料 並 び に 処 方 箋 料  $\mathcal{O}$ 特 定 疾 患 処 方管 理 加 算 1 及 び 特 定疾 患 処 方 管 理 加 算 2

に規定する疾患

分 類 表 に 規 定 す る疾 病  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第 に 掲 げ る 疾 病

(2)歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 処 方 料 及 び 処 方 箋 料  $\mathcal{O}$ 特 定 疾 患 処 方 管 理 加 算 1 及 び 特 定 疾 患 処 方 管 理 加 算 2 に

規定する疾患

分 類 表 12 規 定 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第 兀 に 掲 げ る 疾 病

処 方 料 及 U 処 方 箋 料 12 規 定 す る 抗 悪 性 腫 瘍 剤 処 方 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

抗 悪 性 腫 瘍 剤 処 方 管 理 を 行 う ĺ 0 き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 る

三 処 方 料  $\mathcal{O}$ 注 8 薬 剤  $\mathcal{O}$ 注 4 及 び 処 方 箋 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 别 に 厚 生労 働 大 臣 が 定 8 る 薬 剤

投 与 期 間 が 三 + 日 以 上 必 要 な t  $\mathcal{O}$ で あ る

兀 外 来 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)外 来 後 発 医 薬 밆 使 用 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ を 促 لح 保 進 険 7 す う。 薬 る 局 た 及 第  $\Diamond$ び 保  $\mathcal{O}$ 七 条 険 体 薬 制  $\mathcal{O}$ 剤 が 整 に 師 備 規 療 さ 定 養 れ す 担 . 当 7 る 後 規 1 る 則 発 診 医 昭 療 薬 所 品 和 三十二 で 以 あ ること。 下 年 単 厚 に 生 後 省 令 発 第 医 薬 + 品品 六 号。 لح 1 以 う。 下 薬 担  $\mathcal{O}$ 規 使 用 則

口 薬 価 以 基 品 当 準) 下 該 。 以 保 「 規 下 険 平 格 医  $\neg$ 成 単 先 療 位 <del>二</del> 発 機 数 関 医 量 薬 年 に 묘 厚 お とい 生 1 労 とい 7 う。 働 調 う。 省 剤 告 L に 示 た . 占 め 第六 後 及 び 発 る + 後 医 後 号) 発 薬 発 医 品 医 別 薬  $\mathcal{O}$ 薬 表 品 あ 品品 に を る 合算 規定 薬  $\mathcal{O}$ 担 規 格 す 規 L 単 た 則 る -位数量 規 第 薬 格 剤 七 条 単  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 位 使  $\mathcal{O}$ 一に 割 ごとに 用 合 薬 が 規 剤 定 八 数  $\mathcal{O}$ す 割 え 薬 た る 五. 価 分 数 新 以 薬 量 医

ノヽ 薬 品品 当 該 及 保 てバ 後 険 発 医 医 療 薬 機 品 関 を に 合 お 算 1 て L た 調 規 剤 格 L 単 た 薬 位 剤 数 量  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 格 割 合 単 が 位 五. 数 割 量 以 12 上 占 で  $\Diamond$ あ る ること。 後 発 医 薬 品品  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医

上

で

あること。

= L 7 後 7 発 る 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 12 積 極 的 に 取 り 組 ん で 1 る旨 を 当 該 保 険 医 療 機 関 0) 見 Þ す V 場 所 に 掲 示

(2)外 来 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

イ 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 を 促 進 す る た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ て 7 る 診 療 所 で あ ること。

口 た 規 当 格 該 単 保 位 険 数 医 量 療 一に占 機 関 8 に る後発医 お 1 て 調 · 薬 剤 品 L  $\mathcal{O}$ た 規 後 格 発 単 医 位 薬 . 数 量 品  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 割合が る 先 発 七 医 割 薬 五. 品 分以 及 び 上であること。 後 発 医 薬 品 を合算し

- ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 調 剤 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医 薬 밆  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医
- 薬 品品 及 び 後 発 医 薬 品 を 合 算 L た 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 五. 割 以 上 で あ ること。
- 二 後 7 発 ること。 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 12 積 極 的 に 取 り 組 ん で 11 る旨 を 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 やす ĺ١ 場 所 に 掲

示

(3)外 来 後 発 医 薬 品品 使 用 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

L

7

- 1 後 発 医 薬 밆  $\mathcal{O}$ 使 用 を 促 進 す るた  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 一備され てい る診療所であること。

た 規 格 単 位 数 量 に 占  $\Diamond$ る 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 七 割 以 上 で あること。

ノヽ

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

て

調

剤

L

た

薬

剤

 $\mathcal{O}$ 

規

格

単

位

数

量

に

占

 $\Diamond$ 

る

後

発

医

薬

品

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

先

発

医

口

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

て

調

剤

L

た

後

発医

薬

品品

 $\mathcal{O}$ 

あ

る

先

発

医

薬

品品

及

Ţ

後

発

医

薬

品品

を合算

薬 品品 及 び 後 発 医 薬 品 を 合 算 L た 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 五. 割 以 上 で あ ること。

= 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 使 用 に 積 極 的 に 取 り 組 ん で 1 る旨 Lを当 該 保 険 医 療 機 関 0) 見 Þ す ĺ١ 場 所 に 掲 示

L 7 V) ること。

第 八 注 射

外 来 化 学 · 療 法 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基

- (1)外 来 化学 療 法 を 行 う 体 制 が そ れ ぞれ  $\mathcal{O}$ 加 算 に応じ 7 整 備 さ れ 7 7 ること。
- (2)外 来 化学 療法 を行うに 0 き必要な機器 及 び 十分な専 用 施 設 を有 L ていること。

中 心 静 脈 注 射 用 カテ ] テ ル 挿 入  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規定す る 対象 患者

別表第九の二の二に掲げる者

三 無菌製剤処理料の施設基準等

(1) 無菌製剤処理料の施設基準

イ病院であること。

ユー 無封以引し担い方のこのなったの気

口 無 菌 製 剤 処 理を行うにつき十分な施 設を有してい ること。

(2) 無菌製剤処理料の対象患者

ハ

無

菌

製

剤

処

理

を行

うに

つき必要な体

制

が

整備

され

ていること。

イ 無菌製剤処理料1の対象患者

悪 性 腫 瘍 に 対 L て 用 1 る 薬 剤 で あ 0 7 細 胞 毒 性 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 関 し、 皮 内 注 射、 皮 下 注 射、

肉 内 注 射 動 脈 注 射 抗 悪 性 腫 瘍 剤 局 所 持 続 注 入、 肝 動 脈 塞 栓 を 伴う 抗 悪 性 腫 瘍 剤 肝 動 脈

内 注 入 又 は 点 滴 注 射 が 行 わ れ る 患 者 筋

ロ 無菌製剤処理料2の対象患者

動 脈 注 射 若 L < は 点 滴 注 射 が 行 わ れ る 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ つ て 次  $\mathcal{O}$ 1 カコ 5 3 ま でに 撂 げ る

 $\mathcal{O}$ 又 は 中 心 静 脈 注 射 若 L < は 植 込 型 力 テ テ ル によ る中 心 静 脈 注射 が 行 わ れ る患者

① 無菌治療室管理加算を算定する患者

- 2 Н Ι V 感 染 者 療 養 環 境 特 別 加 算 を 算 定 す る 患 者
- ③ ①又は②に準ずる患者

第九

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

リテ

]

シ

日

料

運

動

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

及

び

呼

吸

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

等

ピ

- 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 ij ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ノヽ
- (1)医 科 点 数 表 第二 章 第 七 部 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 彐 ン 通 則 第 4 号 に · 規定 す る 患 者

別表第九の三に掲げる患者

(2)ピ 1 IJ す 心 ノヽ る ピ 心 テ 大 専 IJ 大 血 任 テ 管 血 シ 管 疾  $\mathcal{O}$ 彐 常 患 シ 疾 ン 患 料 IJ 勤 彐 ン IJ ハ 医 料 ピ 師 ハ 運 が ピ 動 IJ 器 テ そ 運 IJ ] れ 動 テ IJ ぞ 器 ハ シ ピ れ IJ シ 彐 滴 IJ ン ハ 日 テ 料 切 ピ ン 料、 に IJ ] テ 脳 配 シ 置 脳 彐 血 さ 管 シ ン 血 管 料 疾 れ 日 患 7 ン 疾 及 等 料 1 患 び 等 呼 IJ ること。 又 は IJ 吸 ハ 器 ピ 呼 ハ 吸 ビ IJ IJ 器 テ IJ ハ ] テ ビ IJ IJ シ ノヽ ピ テ シ 彐 ] IJ ン 日 テ ン 料 シ 料、 日 廃 ン シ 料 用 廃 日 ン 用  $\mathcal{O}$ 症 料 候 症 施 群 候 設 を IJ 担 群 基 当 潍 IJ ハ

口 す る ピ 心 常 大 IJ 勤 テ 血 管  $\mathcal{O}$ 看 シ 疾 護 患 日 師 ン IJ 料 ハ 理 ピ 学 IJ 運 療 動 テ 法 器 士 IJ シ ハ 日 作 ピ ン 業 IJ 料 テ 療 法 脳 士 シ 血 又 管 日 は 疾 ン 言 患 料 語 等 又 聴 IJ は 覚 呼 ハ ピ 士 吸 が 器 IJ そ テ IJ れ ] ハ ぞ F, シ れ IJ 日 適 ン テ 料、 切 12 シ 廃 配 彐 置 用 さ 料 症 れ 候 を 7 担 群 当 IJ 1

ること。

- ノヽ ハ ビ 心 IJ 大 テ 血 管 疾 シ 患 日 IJ ン 料 ハ ピ 運 IJ テ 動 器 ] シ IJ ハ 日 ピ ン IJ 料 テ 脳 シ 血 管 日 疾 ン 患 料 等 又 IJ は 呼 ハ ピ 吸 器 IJ テ IJ ] ノヽ F. シ IJ 日 ン テ 料、 シ 廃 日 ン 用 料 症 を 候 行 群 う IJ
- = に 心 0 きそ 大 血. 管 れ ぞ 疾 患 れ IJ + 分 ハ な ピ 施 IJ 設 テ を シ 有 日 て ン 料 **\**\ 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

L

ること。

に ノヽ ピ 0 きそ IJ テ れ ぞ シ れ 日 必 ン 要 料、 な 器 運 械 動 器 器 IJ 具 ハ が ピ 具 IJ テ 備 さ ] れ シ て 日 7 ン ること。 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 を 行

う

- (3)別 心 表 大 第 血 管 九 疾  $\mathcal{O}$ 患 兀 IJ に 掲 ハ F, げ る IJ テ 患 者 ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者
- (4)脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者
- 別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 五 に 掲 げ る 患 者

(5)

運

動

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

- 别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 六 に 掲 げ る 患 者
- (6)呼 別 表 吸 第 器 IJ 九  $\mathcal{O}$ ハ ピ 七 IJ に テ 掲 げ る シ 患 日 者 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者
- (7)ビ IJ 心 テ 大 血 管 シ 疾 彐 ン 患 料 IJ ハ ビ 運 動 IJ 器 テ IJ ハ シ ピ 日 IJ ン テ 料 ] 脳 シ 日 血 管 ン 料 疾 及 患 等 び 呼 IJ 吸 ハ 器 ピ IJ IJ ノヽ テ ピ IJ シ テ 日 1 ン 料、 シ 日 廃 ン 料 用 に 症 規 候 定 群 す IJ る ハ

算定日数の上限の除外対象患者

別表第九の八に掲げる患者

(8)心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ F, IJ テ 1 シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ

ビ IJ テ ] シ 彐 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 に 規 定 す る

別に厚生労働大臣が定める場合

別表第九の九に掲げる場合

(9)心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ビ リテ ] シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 廃 用 症 候 群 リハ

IJ テ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ F, IJ テ ] シ 彐 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 に 規 定 す Ź

初期加算の施設基準

ピ

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 科  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ F. IJ テ シ 彐 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 及 U 運 動 器 IJ ハ ピ IJ

テ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 施 設 基 進 (10)

介 護 保 険 法 第 八 条 第 八 項 12 規 定 す る 通 所 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 等 を 行 0 て 1 ること。

の <u>ニ</u> 摂 食 機 能 療 法  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 摂 食 機 能 療 法 を 担 当 す る専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 言 語 聴 覚 士 が 名 以 上 配 置され \_

いること。

- (2)摂 食 機 能 療 法 を行 うに つ き十二 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て いること。
- (3)摂 食 機 能 12 係 る 療 養 に 0 1 て 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L て 7 ること。
- (1) 難 病 患者 IJ ノヽ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

難

病

患

者

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

]

シ

日

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

準

等

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 難 病 患 者 IJ ハ ビリテ ] シ 日 ン を担当する専任 一の常 勤 医 師 が 名以上

配置されていること。

口 又 は 当 作 該 業 保 療法 険 医 士 療 機 が 関 適 内 切 に に 配 難病患者リハビリテー 置置さ れ ていること。 シ 日 ン を担当する専従の看 護師、 理 学 療 法

士

ハ 患者 数 は 看 護 師 理学 療 法 士 又は 作業療法士 を含む従 事 者の 数 に 対 L 適 切 な t ので ある

こと

- 二 難 病 患 者 IJ ハ ピ リテ ] シ 彐 ン を行うに つき十 分な 専 用 施 設 を 有 L て 1 ること。
- ホ 難 病 患 者 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン を行うに つき必 要 な 器 械 器 具 が 具 備 されていること。
- (2)難 病 患 者 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料 12 規定 する 疾 患 及 び 状 態
- 別表第十に掲げる疾患

1

難

病

患

者

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

彐

ン

料

12

規

定

す

る

疾

患

ロ 難病患者リハビリテーション料に規定する状態

害 者 別 表 福 祉 第 + 法 に 昭 掲 和 げ る + 疾 患 兀 を 年 原 法 因 律 لح 第 L 7 百 八 日 十三号) 常 生 活 動 第 作 + に 五. 著 条 L に 7 支 規 障 定 す を る 来 身 L 体 7 障 1 害 る 者 状 手 態 帳 身  $\mathcal{O}$ 体 交 付 障

を受けている場合を除く。)

三 障 害 児 (者) IJ ハ ピ IJ テ Ì シ 日 ン 料 0) 施 設 基 準 · 等

(1)

障

害

児

(者)

リハ

ピ

リテ

]

シ

日

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

潍

1 児 童 福 祉 法 第 兀 十二条第二号に 規 定す る 医 療型 障 害児 入所 施設 (主とし て肢 体 不 自 由  $\mathcal{O}$ 

あ

る 児 童 又 は 重 症 心 身 障 害 児 を 入 所 さ せ る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 若 L < は 同 法 第 六 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 規 定

す る 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 又 は 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て当 該 保 険 医 療 機 関 12 お 1 7 IJ ハ ピ IJ テ

シ 日 を 実 施 L て 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う ち、 お お む ね 八 割 以 上 が 別 表 第 +  $\mathcal{O}$ 12 該 当す る 患者

> へ た

だ L 加 齢 に 伴 0 7 生 ず る 心 身  $\mathcal{O}$ 変 化 に 起 因 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ 者 を 除 く。 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 障 害 児 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を 担 当 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 名

以上配置されていること。

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 障 害 児 ( 者 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン を 担 当 す る 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 看 護 師 常

勤 理 学 療 法 士 又 は 常 勤 作 業 療 法 士 が 適 切 に 配 置 さ れ て 1 ること。

二 言 語 聴 覚 療 法 を行 う場 合 に あ 0 7 は ハ に 加 え、 常 勤  $\mathcal{O}$ 言 語聴 覚士 が 適 切 に 配 置され 7 V

ること。

ホ 障 · 害 児 (者) IJ ハビ リテ シ 日 ン を行うにつき十分 な専 用 施 設を有 L てい

障 · 害 児 (者) IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン を行 うに つき必要な器 械 器 具が 具 備 されていること。

(2)障 害 児 (者) リハビ リテー シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別 表 第十 の二に 掲 げげ る 患 者

三の二 が  $\lambda$ 患 者リハ ビリテ シ 日 ン 料 0 施 設基 準 · 等

(1) が ん 患者 リハビ リテ ] シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内に が ん 患者 12 対するリハビリテー シ ョンを行うにつき十分な経 験 を有

す Ź 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が · 一名 以 上 配 置さ れていること。

す る 専 従  $\mathcal{O}$ 常 勤 理 学 療 法 士 常 勤 作 業 療 法 士 又 は 常 勤 言 語 聴 覚士が二名以 上配 置 一され て 1 る

こと。

口

当

該

保

険

医

療

機

関

内

に

が

 $\lambda$ 

患者

に

対

するリハビリテー

シ

彐

ン

を行うにつき十分な

経

験

を有

ノヽ 当 該 患 者 に 0 ١, て、 IJ ハビリテー シ 彐 ン 総 合計 画 評 価 料 に 規定 するリハ ピ リテ ] シ 日 計

画 を 月 口 以 上 作 成 L 7 7 ること。

二 が  $\lambda$ 患 者 に 対 す Ź IJ ハ ピ リテ シ 日 ンを行うに つき十分な専 用 施 設 を有 して ١ ر ること。

ホ が  $\lambda$ 患 者 に 対 するリハビ リア ] シ 日 ン を行うにつき必要な器 械 • 器 具が 具備されているこ

ح.

(2)が  $\lambda$ 患者 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別表第十の二の二に掲げる患者

三の三 認 知 症 患者 IJ ノヽ F, IJ テ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

(1)認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 保 険 医 療 機 関 又 は 認 知 症 疾 患 医療 セ ンターであること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 重 度 認 知 症 患 者 に 対す るリ ハ ピ リテ ] シ 日 ン を行 うに つき、 十分な経

験 を有 する 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 名 以 上配 置される ていること。

(3)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 重 度 認 知 症 患者 に 対す るリハビリテ ĺ シ 彐 ン を担当する専従 の常 勤 理

学 療 法 士 常 勤 作 業 療 法 士 又 は 常 勤 言 語 聴 覚 士 が 名 以 上 配 置 さ れ て いること。

(4)当 該 患者 に つ 7 て、 IJ ハビ IJ テ ] シ 日 ン 総 合 計 画 評 価 料 12 規 定 す るリ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 計 画

を月一回以上作成していること。

(5)重 度 認 知 症 患 者 に 対 す る IJ ハ ピ リテ シ 日 ン を 行 5 ĺ つ き十 分 な専 用 施 設 を有 L て 1 ること。

重 度 認 知 症 患 者 に 対 す る IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン を行 うに つき必 要 な 器 械 器 具 が 具備されて

ること。

(6)

三 の三の二 リン パ 浮 腫 複 合的 治 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

ン パ 浮 腫  $\mathcal{O}$ 患 者 に 対 す る 複 合的 治 療 を 行 うにつき十分な体制が整備され てい ること。

兀 集 寸 コ ? ユ = ケ シ 日 ン 療 法 料 0 施 設基 準 等

- (1) 集 寸 コ ? ユ = ケ ] シ 日 ン 療 法 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 血 管 脳 疾 血 患 管 等 疾 患 IJ 等 ハ ピ IJ IJ ハ テ ピ IJ シ テ 彐 ン シ 料 日 (III)ン 料 又 は (I) 障 害 脳 児 血 管 者 疾 患 等 IJ IJ ハ ピ ハ IJ Ľ テ IJ テ シ シ 彐 ン 彐 料 ン 料  $\mathcal{O}$ 届  $(\Pi)$ 若 出 を L < 行 は 0

脳

7

- いる施設であること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 集 寸 コ ? ユ 二 ケ ] シ 日 ン 療 法 で あ る言語 聴覚 療 法 を担 <u>1</u>当す Ź 専 任  $\mathcal{O}$
- 常勤医師が一名以上配置されていること。
- ノヽ 言 語 当 聴 該 覚 保 士 険 医 が 適 療 切 機 に 関 配 内 置 に さ 集 れ 寸 7 コ ? **(** ) ること。 ユ ニケー シ 日 ン 療 法 である 言語 聴覚療法を担当す んる専

従

0

- = 患 者 数 は 言 語 聴 覚 士  $\mathcal{O}$ 数 に 対 L 適 切 な ŧ  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- ホ 集 寸 コ 3 ユ = ケ シ 彐 ン 療 法 で あ る 言 語 聴 覚 療 法 を行うに つ き十 分 な 専 用 施 設 を 有 7 1
- ること。
- 集 寸 コ ? ユ 二 ケ ] シ 日 ン 療 法 で あ る 言 語 聴 覚 療 法 を行うに つき必 要な 器 械 • 器 具 が 具 備 さ
- 集団コミュニケーショれていること。

ン

療

法

 $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

(2)

- 別表第十の二の三に掲げる患者
- 歯 科  $\Box$ 腔り リハ ピ リテ ] シ 日 ン 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

五.

- (1)歯 科 又 は 歯 科  $\Box$ 腔分 外 科 を 担 <u>1</u>当す Ź 歯 科 医 師 لح L て 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る 歯 科 医 師 が 名 以 上 配
- 置されていること。
- (2)当 該 療 養 を 行うにつき十分な 機器 を 有 L 7 **,** \ ること又は 十分な機器を有 L 7 *\*\ る 病 院 との 連

携が確保されていること。

- 第十 精神科専門療法
- 通 院 在 宅 精 神 療 法  $\mathcal{O}$ 児 童 思春 期 精 神 科 専 門 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

<u>一</u> 十 . 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 精 神 疾 患 を 有 す んる患 者  $\mathcal{O}$ 診 療 を行 うに 0 き十 分な 体 制 及 び 相 当の 実績を有し てい

ること。

 $\mathcal{O}$ の 二 通 院 在 宅 精 神 療 法  $\mathcal{O}$ 注 6 に · 規 定す Ź 別 に厚 生労働 大 臣 が 定 8 る 要件

別表第十の二の四に掲げる要件

の 二 精 神 科 継 続 外 来 支 援 指 ." 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 別 に 厚 生 一労 働 大 臣 が 定 め る 要 件

別表第十の二の四に掲げる要件

の 三 救 急 患 者 精 神 科 継 続 支 援 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

自 殺 企 义 後  $\mathcal{O}$ 精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 12 対 す る 指 導 を 行うに つ き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

- $\mathcal{O}$ 兀 認 知 療 法 認 知 行 動 療 法  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- (1)当 該 保険 医 療 機 関 に お け る 認 知 療 法 • 認 知 行 動 療 法 に関する講習を受けた 医 師 0 有 無 ※を地 方

厚生局長等に届け出ていること。

(2)認 知 認 行 知 動 療 療 法 法 認 に 0 知 1 行 7 動 経 療 験 法 等 2 に を 有 あ す 0 る 7 専 は 任 (1) $\mathcal{O}$ 常  $\mathcal{O}$ 勤 基 準 看 護 に 加 師 え、 が 名 当 該 以 上 保 配 険 置 医 さ 療 れ 機 7 関 内 11 ること。 に 認 知 療 法

一の五 依存症集団療法の施設基準

当 該 療 法 を 行 う に 0 き 必 要 な 常 勤 医 師 及 び 常 勤 看 護 師 又 は 常 勤 作 業 療 法 士 が 適 切 に 配 置 さ れ て

いること。

 $\mathcal{O}$ 六 精 神 科 作 業 療 法 精 神 科 シ 日 1 • ケ ア、 精 神 科 デ Ź ケ ア、 精 神 科 ナ 1 1 ケ ア 若

は 精 神 科 デ 1 ナ 1  $\vdash$ • ケ ア 又 は 重 度 認 知 症 患 者 デ イ ケ ア  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)デ 神 1 科 当 デ 該 1 ケ 保 ア 険 に 医 ケ ア、 療 0 機 11 関 て 精 は 神 内 に 必 科 要 精 ナ な 1 神 従 科 1 事 作 • 者 ケ 業 が ア 療 若 法 そ 12 L < れ 0 ぞ は 1 れ 精 7 適 神 は 科 作 切 デ 業 12 配 イ 療 置 法 さ ナ 士 れ 1 が 7 1 精 1 ること。 神 ケ ア 科 又 シ は 日 重 度 1 認 ケ 知 ア、 症 患 者 精

(2)デ 神 1 科 患 者 デ ケ 数 イ ア は に ケ ア、 精 0 1 神 て 精 科 神 は 作 科 業 必 要 ナ 療 な 法 1 従 に 1 事 0 者 ケ 71 7 ア  $\mathcal{O}$ 数 若 は に 作 L 対 < 業 L は 療 て、 精 法 神 士 そ 科  $\mathcal{O}$ れ デ 数 ぞ 1 に れ 対 ナ 適 L 切 7 1 な 1 ŧ 精 •  $\mathcal{O}$ ケ 神 ア 科 で あ 又 シ るこ は 日 重 度 } 認 ケ 知 ア、 症 患 者 精

(3)< は 当 精 該 神 精 科 神 デ 科 1 作 業 ナ 療 1 法 1 精 ケア 神 科 又 シ は 日 重 度 1 認 知 ケ 症 T 患者、 精 デ 神 1 科 デ ケ 1 ア • を行うに ケ ア、 精 **つ** 神 き十 科 ナ 分な 1 卜 専 用 ケ ア 施 設 若 を

有していること。

 $\mathcal{O}$ 七 精 神 科 訪 間 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 に 規 定 す る 長 時 間  $\mathcal{O}$ 訪 間 を 要 す る者 及 び 厚 生 労 働 大 臣 が 定

める者

(1) 長時間の訪問を要する者

1 + 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て、 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加

算  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 潍 超 重 症 児 (者) 入 院

診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

ロ 別表第八に掲げる者

ハ 医 師 が 診 療 12 基 づ き、 患 者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等 12 ょ り <u>ー</u> 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪 問 看 護 指 導 を行 う必

要を認めた者

② 厚生労働大臣が定める者

1 + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て、 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 潍 超 重 症 児 者 入 院 診 療 加

算  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す る 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 超 重 症 児 者 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院

診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 12 規 定 す る 準 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 に あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

口 十 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あ 0 て、 別 表 第 八 に 掲 げ る

者

 $\mathcal{O}$ 八 精 神 科 訪 問 看 護 • 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 11 12 規 定 す る厚 生労 働 大臣 一が定 め る者

腔が 内  $\mathcal{O}$ 喀 痰な 吸 引 鼻 腔 内  $\mathcal{O}$ 喀 痰ん 吸 引 気 管 力 = ユ レ 内 部  $\mathcal{O}$ 喀 痰た 吸 引 胃 瘻ゥ 若 L < は 腸 瘻ゥ に

ょ る 経 管 栄 養 又 は 経 鼻 経 管 栄 養 を 必 要 とす る 者

 $\mathcal{O}$ 九 精 神 科 訪 間 看 護 • 指 獐 料  $\mathcal{O}$ 注 12 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

- (1)離 島 振 興 法 第 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ n 離 島 振 興 妆 策 実 施 地 域 لح L 7 指 定 さ れ た 離 島  $\mathcal{O}$ 地 域
- (2)奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 第 条 に 規 定 す る 奄 美 群 島  $\mathcal{O}$ 地 域
- (3)Щ 村 振 興 法 第 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ n 振 興 Ш 村 کے L 7 指 定 さ れ た Ш 村  $\mathcal{O}$ 地
- (4)小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 别 措 置 法 第 兀 条 第 項 に 規 定 す る 小 笠 原 諸 島  $\mathcal{O}$ 地

域

域

- (5)過 疎 地 域 自 立 促 進 特 别 措 置 法 第二 条 第 項 に 規 定 す る 過 疎 地 域
- (6)沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第 三 条 第三 号 に 規 定 す る 離 島

 $\mathcal{O}$ +治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 指 墳 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 に 統 合 失 調 症  $\mathcal{O}$ 診 断 及 75 治 療 に 関 す る + 分 な 経 験 を 有 す る 常 勤 医 師 及 U 常

勤の薬剤師が配置されていること。

- (2)薬 剤 に ょ る 副 作 用 が 発 現 L た 場 合 に 適 切 に 対 応 す る た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- 一 医療保護入院等診療料の施設基準
- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 精 神 保 健 指 定 医 が 適 切 12 配 置 さ れ 7 1 る
- (2)医 療 保 護 入 院 等 に 係 る 患 者 に 対 す る 行 動 制 限 を 必 要 最 小 限  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ とするた め、 医 師 看 護 師

及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等 で 構 成 É れ た 委 員 会 を 設 置 L て 1 ること。

重 度 認 知 症 患 者 デ 1 • ケ ア 料  $\mathcal{O}$ 夜 間 ケ ア 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

三

夜 間 に お 1 て、 必 要 な 従 事 者 が 適 切 に 配 置 さ れ 7 1 ること。

兀 精 神 科 在 宅 患 者 支援 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1)精 神 科 在 宅 患 者 支援 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 1 及 び 口 並 び に 精 神 科 在宅 患者支援管 理 料 2 0) 施設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 精 神 科  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 福 祉 士 及 U 作 業 療 法 士 が 適 切 (Z

配置されていること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 又 は 訪 問 看 護 ス テ ] シ 日 ン لح  $\mathcal{O}$ 連 携に よ り 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供 が

可能な体制を確保していること。

ノヽ 患 者 に 対 L 7 計 画 的 か 0 継 続 的 な 医 療 を 提 供 で きる 体 制 が 確 保 さ れ

て

1

ること。

(2)精 神 科 在 宅 患 者 支 援 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ ハ  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 在 宅 医 療 を 担 当 す る 精 神 科  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 及 び 常 勤  $\mathcal{O}$ 精 神 保 健 福 祉 士 が

適切に配置されていること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 又 は 訪 間 看 護 ス テ シ 日 ン لح 0 連 携 12 ょ り 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供 が

可能な体制を確保していること。

(3)精 神 科 在 宅 患者支援管 理 料に規定する 別 に 厚生労働 大臣 が · 定め る患者

## 重度の精神障害を有する者

- 五. 精 神 科 オ ン ラ 1 ン 在 宅 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等
- (1) 精 神 科 才 ン ラ 1 ン 在 宅 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

オ ン ラ 1 ン 診 療 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関で あること。

(2) 厚生労働大臣が定める患者

精 神 科 在 宅 患 者 支援 管 理 料を算定し てい る患者であ って、 当 該管理料を算定すべき医学管理

を 最 初 に 行 0 た 月 か ら六 月 を経過 L てい る ŧ  $\mathcal{O}$ 

## 第十一 処置

処 置  $\mathcal{O}$ 休 日 加 算 1, 時 間 外 加 算 1 及 び 深 夜 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)休 日 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 表 示 す る 診 療 時 間 以 外  $\mathcal{O}$ 時 間 及 び 深 夜  $\mathcal{O}$ 処 置 に 対応するため 0 十分な

体制が整備されていること。

- (2)急 性 期 医 療 に 係 る 実 績 を 相 当 程 度 有 L 7 7 る 病 院 で あ ること。
- (3)病 院 勤 務 医  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備されていること。
- 一の二 硬膜外自家血注入の施設基準

当 該 療 養 を 行 う に 0 き 必 要 な 体 制 が 整 正備され ていること。

二 エタノールの局所注入の施設基準

(1) 甲 状 腺 又は 副 甲状 腺 に 対 す るエ タ **ノ** ル 0 局 所注 入を行うに つき必要な器 械 • 器 具 が 具 備 さ

れていること。

(2) 甲 状 腺 又 は 副 甲状腺 に 対 するエ タノー ル  $\mathcal{O}$ 局 所注 入を行うにつき必要な体制 が整備されてい

ること。

<u>ー</u>の <u>-</u> 人工 腎臓に規定する厚生労働大臣 正が定め る施設基準等

(1) 導入期加算の施設基準

イ 導入期加算1の施設基準

当該療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ロ 導入期加算2の施設基準

① 導入期加算1の施設基準を満たしていること。

② 当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。

(2) 人工腎臓に規定する注射薬

別表第十の三に掲げる注射薬

③ 人工腎臓の算定回数上限の除外患者

妊娠中の患者

(4) 透析液水質確保加算の施設基準

透析 治療に . 用 Į, る透析 液  $\mathcal{O}$ 水 質 を管理するにつき十分 な体体 制 が 整備 さ れ てい

(5)下 · 肢 末 梢ょう 動 脈 疾 患指導 管 理 加 算 0 施 設 基 潍

人工 腎 臓 を 実 施 L 7 **(**) る 患者 に保 ぶる下肢 末 梢よう 動 脈 疾 患  $\mathcal{O}$ 重 症度等を評価 療養上必要な

指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

(6) 人工腎臓の施設基準

イ 慢性維持透析を行った場合1の施設基準

- ① 次のいずれかに該当すること。
- 1 当該 保 険 医 療 機関 に おける透析 用監 視装置が一定数未満であること。
- 2 当該 保 険 医 療 機 関 に おける透析 用 監視 装置 の台数に対する人工腎臓を行う患者 0

数の

割合が一定割合未満であること。

2 透 析 液  $\mathcal{O}$ 水質 を 管理 す る 専 住 . の 医 師 又 は 専任 一の臨 床 工 学技士が \_\_\_ 名以 上配 置 合れ てい る

こと。

口 慢 性 維 持 透 析 を行 0 た 場 合 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 透 析 用 監 視 装 置 が 定 数 以 上であること。
- 2 当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る透 析 用 監 視 装 置  $\mathcal{O}$ 台数に対する人工腎臓を行う患者の数 の割

合が一定割合であること。

3 透 析 液  $\mathcal{O}$ 水質 を管理 する専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 専任 0) 臨 床 工 学技士 が \_\_ 名以 上配 記置され てい る

لح

(7) 慢性維持透析濾過加算の施設基準

複 雑 な 慢 性 維 持 透 析 濾る 過 を行うに つき十分な体 ・制 が 整備されていること。

二の二の二 人工膵臓療法の施設基準

(1) 当 該 保険 医 · 療 機 関 内 に 人 工 |膵臓療法を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されているこサンム

کے

(2)緊急 事 態 に 対応するため  $\mathcal{O}$ 体 制 そ 0 他当該 療養につき必要な体制が整備されていること。

二の三 磁気による膀胱等刺激法の施設基準

磁 気に よる )膀ェラ 脱っこう 等 刺 激 法 を 行 うに つ き必 要 な 体 制 が整備され ていること。

一の四 手術用顕微鏡加算の施設基準

当 該 処 置 を 行 j に 0 き + · 分 な 体 制 を整備 L て いること。

二の五 口腔粘膜処置の施設基準

(1)当 該 処 置 を 行うにつき十分な体 制 が 整 備 され ていること。

② 当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。

三 歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 薬 価 基 準) 別 表 第 兀 部 歯 科 用 薬 剤 外 用 薬 (1)に 撂 げ る 薬 剤 及 び 別 表 第 + に 掲

げ る 薬 剤

兀 酸 化 窒 素 吸 入 療 法 ( 新 生 児  $\mathcal{O}$ 低 酸 素 性 呼 吸 困 難 に 対 L 7 実 施 す Ź Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

ること。

該 療 法 を 行 12 . 当 た 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7

当

う

り、

五. 歩 行 運 動 処 置 口 ボ ツ 1 ス ] ツ に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)当 該 療 法 を行うに当た り、 必 要 な 医師 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 従 事 者 が 名以 上配 置されていること。
- (2)当 該 療 法 を行うに 0 き十 分 な 機 器 及 Ţ 施 設 を 有 L て いること。
- (3)当 該 療 法 を行うに つ き必要な体 制 が 整 備 さ れ て いること。

第十二 手 術

医 科 点 数 表 第二 章 · 第 + 部 手 術 通 則 第 4 号 及 び 第 18 号に 撂 げ る 手 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)通 則

緊 急 事 態 に 対 応 す Ś た め  $\mathcal{O}$ 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 . 当 該 療 養 を 行 うに つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て るこ

ح\_ •

(2)皮 膚 悪 性 腫 瘍 切 除 術 (セ ン チ ネ ル IJ ン パ 節 加 算 を算 定す る場 合 に 限 る。 皮 膚 移 植 術 死

体) 組 織 拡 張 器 に ょ る 再 建 手 術 乳 房 再 建 手 術  $\mathcal{O}$ 場 合 12 限 る。 骨 移 植 術 軟 骨 移 植

術を含 む。 同 種 骨 移 植 非 生 体) 同 種 骨 移 植 (特 殊 な ŧ  $\bigcirc$ に限 る。 及 び 自 家 培 養 軟

腺 内 腫 場 腔; 植 硝 る 骨 内 る 内 骨  $\mathcal{O}$ あ 悪 視 る 場 合 手 込 子 ŧ 神 雷 腫 移 M 摘 合 鏡 型 性 R 出 に 術 体 ŧ  $\mathcal{O}$ 経 瘍 植 極 乳 骨 限 切 腫 に 刺 植 12 摘 術 Ι 下 術  $\mathcal{O}$ る 漬 除 限 限 房 瘍 12 副 激 込 出 に 切 手 甲 内 術 及 装 術 限 ょ 喉 補 る る 術 視 る を 除 術 状 頭 聴 び 置 る 含 0 器 眼 鏡 植 脳 術 腺 形 水 ŧ 単 下 内 晶 下 移 腫  $\mathcal{O}$ 成 込 む 上 腋き バ 純 顎 丰 植 内 体 羊 術 瘍 頭 窩カ ` 皮 蓋 セ 乳 骨 膜 覚 術 視 再 後 術 部 骨 F 鏡 房 乳 小 形 建 移 仙 醒 縦 郭 体 切 房 ウ 成 甲 植 を 術 植 骨 脳 形 下 靭な 清 甲 帯 除 切 術 状 込 用 併 術 神 刺 成 7 型 状 を 術 除 腺 軟 1 用 経 激 手 骨 ツ 伴 骨 骨 る 緑 装 ピ 腺 骨 術 腫 眼 刺 術 化 乳 過 全 獐 ŧ 内 内 激 置 わ 移 固 ン 症 な \_\_ 装 交 骨 摘 ゲ 手 動 定 補  $\mathcal{O}$ F 腺 形 障 1 全  $\mathcal{O}$ 成 を 用 聴 V 手 置 換 移 加 術 器 器 ŧ 摘 (3)丰 亜 伴 ] 術 交 術 動 算 全 う 具 交 網 前 術 12 術 ン 換 を 又  $\mathcal{O}$ 緑 伴 摘 換 規 場 を 膜 挿 脊 方 術 は う 合 術 定 乳 用 入 内 髄 原 進 再 術 入 乳 乳 す 術 障 腺 に 1 建 治 刺 ŧ 発 る た 内 術 12 房 房 腫 限  $\mathcal{O}$ 治 療 激  $\mathcal{O}$ 性 部 部 患 瘍 両 ŧ) 視 場 療 的 装 に 悪 ょ る 分 分 者 葉 合 画  $\mathcal{O}$ 鏡 用 角 置 限 性 る 人 切 切 に 像 下 工 に 膜 植 る イ 脳 ŧ ` ` 除 鼻 中 限 ン 切 除 対 ガ 込 腫  $\mathcal{O}$ 内 プ 術 内 耳 る。 除 術 術 1 上 瘍 L ラ 植 光 ド 視 顎 て 視 副 術 腋き 腋き 行 鏡 骨 ン 線 下 鏡 鼻 込 脊 脳 腫 腔分 術 窩カ 窩ゕ う 吸 下 下 形  $\vdash$ 工 髄 刺 力 瘍 引 甲 激 部 部 場 甲 成 手 網 挿 丰 刺 学 脊 状 合 状 術 激 郭 郭 術 術 膜 シ 装 療 椎 人 入 腺 装 工 清 清 に 腺 V 付 術 置 骨 7 法 悪 骨 型 を 限 部 内 置 植 全 を 着 V 加 プ 伴 性 伴 る 連 分 移 耳 組 ] 交 込 算 摘 う b に 腫 切 動 拡 植 織 ザ 換 術 を 術 レ 瘍 算 な 除 を 大 を 術 ŧ 0 込 丰 含 き 伴 術  $\mathcal{O}$ 1 副 1 に 頭 定 頭 乳 術 腺 蓋 蓋 鼻 ts. 仙 す ŧ う  $\mathcal{O}$ ょ

合 支 場 加 IJ を テ 損  $\mathcal{O}$ 援 填 ネ 拡 併 内 傷) 援 算 用 に 合 力 ル 機 人 ル 大 施 視 ツ を 器 1 に 限 機 に 工 IJ 乳 鏡 プ 1 に L 交 算 器 限 る。 ン ょ を 乳 房 な 下 術 る 限 換 内 る。 場 る を パ に 定 用 切 房 る 11 術 合 用 ょ す 視 1 を 節 胸 ŧ 除 ŧ) を る る る  $\mathcal{O}$ 鏡 1 用 加 術 腔  $\mathcal{O}$ ` 含 植 場 内 る ` 場 算 に 1 Ł 鏡 場 込 む。 ょ 合 た 胸 視 胸 乳 0 1 合 下 肺 型 る 合 腔 乳 経 鏡 に 又 骨 を 房 に 動 悪 心 皮 含 12 鏡 限 旁は 下 は 切 限 Ł 房 脈 性 電 限 的 筋 る。 乳 除  $\mathcal{O}$ 下 再 む 管 る 腫 0 経 る 义 冠 層 肺 建 が 鎖 術 開 瘍 記 骨 動 切 悪 術 力  $\lambda$ 存 手 腋き 録 ` テ 性 上 脈 開 胸 セ 閉 術 計 乳 術 腔 腫 胸 ン 窩ゕ ス 経 鎖 テ 移 チ 下 テ 鏡 同 瘍 腔が 鎖 乳 房 皮 術 壁 植 経 手 窩か 骨 ン 種 鏡 切 ネ ル 下 房 的 側 術 術 大  $\vdash$ 皮 食 死 下 除 ル な 下 切 中 経 道 تلح 動 留 的 体 良 IJ 部 除 後 隔 皮 臓 植 置 冠 悪 肺 肺 性 ン 郭 郭 脈 術 的 心 側 性 移 葉 パ 術 動 縦 清 込 弁 清 筋 力 胸 型 置 腋き 植 切 脈 腫 隔 胸 節 を を 焼 テ 膜 心 除 伴 術 瘍 腔; 併 窩ゕ 換 胸 形 腫 加 ] 灼き 全 電 腔 算 う 術 又 鎖 成 丰 瘍 鏡 施 テ 切 術 义 生 骨 鏡 術 術 は 手 下 2 す ŧ ル 除 体 記 術 る 下 胸 下 1 縦 を  $\mathcal{O}$ 心 <u>~</u>° 部 録 腔 内 肺 算 弁 経 隔 ŧ 部 筋 横 計 分 葉 内 定 鏡 形 皮 視 悪 郭  $\mathcal{O}$ 焼 隔 ス 肺 摘 的 鏡 を 視 性 す 胸 下 成 清 灼き 膜 メ 超 鏡 出 冠 移 12 術 手 弁 腫 る 筋 を 術 術 植 え 場 伴 置 動 術 丰 瘍 切 0 内 心 る 力 術 術 合 う 換 脈 手 除 用 1 膜 磁 術 視 t 両 形 支 ŧ) 用 術 に を 7 合 食道 移 気 支 鏡 援 併 心 成  $\mathcal{O}$ 限 は  $\mathcal{O}$ 併 援 室 植 ナ 経 機 で 内 る 手 術 施  $\sim$ 器 切 ピ 縫 術 内 皮 術 機 視 乳 す 合 器 ゲ 特 除 る 的 用 を 視 鏡 が 胸 術  $\sim$ ス 僧 支 殊 用 鐼 を を 丰 筋  $\lambda$ ŧ 伴 シ 援 ゲ メ 手 用 術 セ 切 帽 力 1  $\mathcal{O}$ 穿机 術 う る ス 日 弁 機 テ 1 用 ル ン 及 除 器 孔 チ を 力 メ ク 場 用 る 支 充 び ŧ

瀌 流 経 室 1 力 型 断 テ 静  $\sim$ 移 植 術 脈 術 テ 電 シ ル 極 ン 内 同 を グ 両 視 種 抜 心 用 去 機 心 鏡 室 移 術 能 下 1 た 付  $\sim$ 植 下 Ł 大 き 術 肢 植 動 ス 静  $\mathcal{O}$ X 同 脈 込 脈 ] 型 種 バ 瘤は ル 除 力 心 補 不 肺 細 助 全 交 移 動 人 ン 穿せん 器 パ 換 植 工 通 ン 移 術 心 術 枝 植 臟 占。 切 骨 ン 術 植 離 小 グ 认 格 術 型 筋 児 法 両 室 補 除 由 腹  $\sim$ 来 細 助 Ι 腔 動 細 人 Α 鏡 器 シ 胞 工 В 下 ン 移 シ 心 P グ 小 法 ] 臟 植 切 機 術 1 開 能 心 植 骨 付 経 表 込 植 盤 型 き 面 皮 认 内 型 移 的 植 補 IJ 込 植 助 循 除 型 ン 細 術 環 人 パ 除 工 補 動 器 節 細 経 心 助 動 群 皮 臟 法 交 器 郭 的 換 ポ 非 交 術 清 大 換 術 動 拍 ン 術 プ 脈 動 両

腔分 衝 手 術 視 鏡 瘍 ` 擊 腹 術 鏡 下 摘 鏡 腔炎 波 胃 出 胃 腹 手 下 膵は 膵は 瘻 腔 鏡 術 切 術 小 閉 除 切 石 下 頭 鐼 用 腹 破 胆 + 鎖 下 支 術 開 腔分 砕 術 道 胃 援 後 術 閉 指 内 鏡 全 機 腹 内 器 鎖 腸 摘 視 下 膜 腹 症 視 鏡 IJ 切 術 を 小 腔 切 ン 手 除 鏡 用 手 開 パ 鏡 術 及 に 内 1 術 下 75 ょ 視 る 用 後 節 支 腹 膵が 肝 る 場 腹 鏡 群 合 援 郭 腔 切 丰 膜 腫 ŧ 悪 瘍 鏡 除 術 に 機 清  $\mathcal{O}$ 器 性 摘 用 限 下 術 葉 支 る。 出 肝 を 腫 援 ダ 術 切 以 バ 用 瘍 除 上 機 手 メ ル 1 ` 器 術 腹 る 術 腔分 ジ 場 を ン を 腹 腔分 伴 合 内 鏡 生 閉 用 コ う に 視 ン 下 体 寒 いく 鏡 膵が 部 ŧ) 下 る 下 限 鏡 1 場 胃 体 分 逆 る 下  $\mathcal{O}$ 口 胃 尾 肝 に 行 合 縮 移 部 限 性 に ル 小 る。 術 + 丰 腫 植 経 限 静 腹 瘍 術 術 る 腔; 指 切 脈 ス 腹 除 的 IJ 腸 同 鏡 ` 腔分 術 種 体 寒 下 穿セ 薬 噴 孔 鏡 死 外 栓 ブ 腹 状 門 瘻が 体 術 剤 下 衝 腔 肝 撃 投 切 孔 側 小 閉 鏡 移 波 胆 与 除 胃 切 下 植 胆 管 用 に 切 鎖 開 膵が 悪 除 術 術 胃 後 石 ょ 腹 る 頭 破 性 瘻ゥ 術 + 腹 浩 膜 体 砕 腫 ŧ

瘍

嗀

 $\mathcal{O}$ 

内

腔;

腫

腹

術

外

指

腸

切

除

術

同

種

死

体

膵が

移

植

術

同

種

死

体

膵が

腎

移

植

術

生

体

部

分

小

腸

移

植

術

同

種

死

体

小

腸

形 腺 る 患 に 術 形 を 鏡 腔 ŧ 焼 分 限 術 移 る。 者 灼や 成 悪 含 下 鏡 切 対 成 植  $\mathcal{O}$ 除 内 手 12 手 術 性 L む 小 下 術 7 術 腫 術 切 視 対  $\mathcal{O}$ 小 術 開 行 (3)腎 鏡 早 瘍 焦 L 切 冷 筋 ` 膀が う 手 点 7 前 開 腹 腹 期 に 12 凍 場 腔分 行 腎 ょ 層 術 式 規 部 腹 脱る 尿 腔 悪 凝 腔さ 12 う 合 定 管 高 尿 腫 盂 鏡 鏡 る 性 固 及 場 す 道 瘍 腹 鏡 腫 下 腫 工 に 下 ŧ に 合 る ば 腔系 ネ 限 下 摘 瘍 腸 小 瘍 小  $\mathcal{O}$ ょ な 鏡 出 摘 瘻が 切 大 12 る 患 小 切 ル る 者 術 ギ 限 切 閉 開 開 腸 1 下 出 ŧ 開 前 ] る に  $\mathcal{O}$ 術 鎖 腎 副 腹 粘 `  $\mathcal{O}$ 胯ゥ 術 腔  $\bigcirc$ 立 超 対 (3)腹 摘 腎 膜 腺 音 脱る 腔分 下 に 出 摘 鏡 人 l 尿 ` 内 波 工 管 術 7 規 悪 鏡 悪 出 下 層 腹 視 行 術 性 療 精 尿 定 性 下 腸 直 剥し 腔が う す 膀り 鏡 腹  $\mathcal{O}$ 腫 巣 道 腫 瘻る 腸 離 法 鏡 場 閉 腔分 瘍 る 瘍 術 (3)摘 括 脱る 12 体 切 下 に 手 腹 約 合 患 手 悪 鎖 ょ 鏡 外 除 出 腎 規 腔 者 術 る 小 術 術 筋 に 術 性 下 衝 悪 腸 定 腫 ŧ 擊 切 鏡 植 限 に 小 性 内 胯が 瘍 内 込 る 下 対  $\mathcal{O}$ 切 波 断 瘻る 腫 視 開 脱る 手 腎 閉 視 前  $\mathcal{O}$ L 術 瘍 患 術 鏡 腎 鏡 置 腸 立 (3)7 鎖 ` 手 者 行 内 手 腺 に 換 瘻る に 同 尿 術 閉 術 12 陰 内 ょ 尿 管 術 悪 規 術 う 種 視 茎 場 視 る 管 結 内 対 用 性 定 鎖 鏡 死 内 支 す 術 鏡 形 体 視 腫 陰 合 Ł 手 石 視 援 る 悪 手 腎 破 鏡 瘍 茎 成 に 術  $\mathcal{O}$ 術 鏡 行 全 内 移 性 機 術 砕 手 患 限 用 に 器 術 者 視 用 手 術 支 ょ 摘 る 植 腫 場 支 鏡 胯が 術 援 る を 12 術 瘍 術 合 援 用 用 腹 対  $\mathcal{O}$ に 脱る 手 腹 機 Ł 支 機 術 器 腔 (3)腔 に \_\_\_ ょ 水 生 1 L  $\mathcal{O}$ 限 器 る 援 体 る 鏡 7  $\mathcal{O}$ に 圧 鏡 を 尿 行 機 下 (3)規 渞 を 拡 腎 腎 下 用 ŧ ŧ 器 用 張 小 う に 定 下  $\mathcal{O}$ 移 腫 小 結  $\mathcal{O}$ い 裂 切 場 規 す 1 術 植 を 瘍 切 る 腸 ` 開 合 る 用 開 場 定 る 形 術 凝 瘻ゥ 場 腹 会 合 腟\* 前 に す 患 成 尿 1 古 腎 閉 陰 者 合 腔 腹 渞 鎖 腸 立 る 手 に 限 る 部

ŧ

\_\_

す

る

L

7

う

る

施 場 用 る 下 鏡 ŧ 瘻ゥ 場 設 合 1 腟っ 下 閉  $\mathcal{O}$ 基 る 合 式 仙 に 又 鎖 場 骨 術 潍 限 に 子 は 宮 合 限 る 膣な 筋 を含 内 る。 全 古 皮 摘 定 弁 視 術 鏡 む 術 移 0 植 に 内  $\widehat{\phantom{a}}$ 腹 子 12 ょ 視 腔分 宮 る  $\mathcal{O}$ 鏡 ょ る 子 鏡 (3)全 Ł 的 宮 胎 下 に 摘 ŧ 0 附 子 規 術  $\mathcal{O}$ 盤 定 宮 属 物が 器 悪 す 造 合 る 腟っ 腫 性  $\mathcal{O}$ ĺП. 患 (3)術  $\mathcal{O}$ 腫 管 瘍 瘍 者 摘 に (3)V 手 12 規 に 腟っ 出 ] 対 定 規 閉 術 術 ザ す 鎖 L 定 ] 子 7 る す 両 症 焼 行 宮 患 側 術 る 灼き 体 う 者 患 術 遊 者 が 場 12 及 合 W 対 に 離 び  $\mathcal{O}$ に 又 対 植 L 胎 (3)皮 対 は 7 L 児 行 7 12 内 12 L 胸 規 う 行 ょ て 視 腔分 定 鏡 場 う る 内 す 場 合 視 手 Ł 羊 る 術 鏡 に 合  $\mathcal{O}$ 水 患 手 用 限 12 腔る 者 術 支 限 腸 る 管 シ 援 12 用 る 支 機 ヤ 対 形 援 器 ン L 成 機 腹 1 7 を に 術 器 行 腹 ょ 用 腔疹 腔分 る う を 鏡  $\mathcal{O}$ 1

イ 部 術 内 る。 置 房 分 障 当 部 植 眼 治 該 切 分 込 切 除 内 療 療 術 除 術 内 養 用 組 を 視 術 織 イ 脊 行 鏡 腋き ン 拡 骳 うに 腋き 窩か を プ 張 刺 ラ 器 窩か 部 用 激 郭 つ 部 1 に 装 き十分な ょ 清 る 郭  $\vdash$ 置 る 清 を Ł 挿 交 を 伴 再  $\mathcal{O}$ 入 換 伴 術 わ 建 術 う な 専 手 プ 術 用 Ł 乳 1 治 ŧ) 腺 施  $\mathcal{O}$ V 療 乳 設 悪  $\mathcal{O}$ **(**内 的 性 1 房 を 視 角 有 腫  $\mathcal{O}$ 鏡 乳 再 膜 瘍 あ L 7 下 房 手 る 建 切 12 切 術 ŧ 手 除 1 る 術 ょ 除  $\mathcal{O}$ 術 単 る 術 病 院 ŧ 純  $\mathcal{O}$ エ . 腋st 乳 場  $\mathcal{O}$ で 丰 を 合 窩ゕ あ 房 網 シ 含 ること。 部 切 膜 に 7 む 郭 除 付 限 レ 清 術 着 る ] を 組 ザ 伴 乳 織 た だ わ 腺 を に 含 乳 な 全 緑 ょ 房 内 1 摘 JP. る 脊 硝 切 ŧ 術 障 ŧ 除 子 丰 髇  $\mathcal{O}$ 術 体  $\mathcal{O}$ 術 刺 激 乳 切 に , 腋<sup>え</sup>き 乳 装 除 房 緑 限

窩カ

鎖

骨

下

部

郭

清

を

伴

う

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

胸

筋

切

除

を

併

施

L

な

1

Ł

 $\mathcal{O}$ 

乳

房

切

除

術

腋き

窩ゕ

鎖

骨

下

部

郭

清

所 交 P 術 後) 清 力 込 ン を /換 伴 法 型 パ ] を に 移 限 術 <u>~</u>° 心 節 併 う 植 り、 及 ] 電 加 経 施 Ł 乳 てバ す 算 術 皮 ス 义  $\mathcal{O}$ る 腺 腹 的 2 植 記 及 メ 腔る を び 込 悪 録 冠 ŧ <u>~</u>° 型 算 性 鏡 計  $\bigcirc$ 胸 力 動 定 ] 腫 下 筋 心 摘 脈 瘍 仙 す に 移 形 ス 電 切 出 骨 る メ 手 成 义 植 術 除 0 ] 術 膣っ 場 記 術 術 を 1 録 合 併 力 古 腹 7 膀り 計 定  $\sim$ 腔分 1 経 12 施 は 交 脱る 術 鏡 皮 限 す 移 換 的 植 る に 下 る。 水 ス 乳 術 術 圧 胃 ŧ 冠 0 メ が 拡 縮 に 及 1 動  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 係 び 張 7 力 小 脈 セ 及 ゲ る 植 術 は 術 ン 75 ス 届 テ 拡 及 交 チ 込 ル ヘス 換 出 型 診 ン 充 ネ 大 び 術 IJ を 腹 療 乳 心 1 填 ル 行 電 腔分 ] 留 IJ 所 人 房 大 鏡 ブ 0 図 置 工 ン 切 た 記 下 脊 動 状 術 乳 パ 除 診 録 仙 髄 脈 切 房 節 術 骨 を 療 計 除 植 刺 バ 加 膣っ 胸 所 激 用 摘 に 算 ル 込 装 型 に ] ょ 骨 出 固 1 1 旁<sup>ぼ</sup>う 限 術 定 置 ン る 心 た 又 ŧ る。 パン 術 植 電 乳 は に に 込  $\mathcal{O}$ 鎖 0 义 房 乳 ピン 術 記 骨 1 0 再 が ` で 7 録 上 1 建 ん グ t 7 膀ゥ 脊 計 術 は セ 脱言 下 ょ  $\sim$ 法 は 髄 移 ン ] 有 乳 窩か 1 刺 水 植 チ ネ 床 激 Ι 圧 術 な ス 房 診 装 拡 لخ 切 メ A ル 療 植 除 郭 IJ 置 張 В

(3)口 医 科 当 点 該 数 保 表 険 第 医 療 章 機 第 関 + 内 部 に 当 手 術 該 療 通 則 養 第 を行 4 う 号 に に 規 0 定 き 必 す る 要 患 な 者 医 師 及 び 看 護 師 が 配 置 さ れ 7 7 ること。

す

る

性

同

性

障

害

 $\mathcal{O}$ 

患

者

4 号 医 に 科 掲 点 げ 数 る 表 手 第 術 章  $\mathcal{O}$ 施 第 設 + 基 部 潍 手 術 通 則 第 5号及び 第 6 号並 び に 歯 科 .点数 表 第二 章 第 九 部 手 術 通

則

第

- (1) 緊 急 事 態 に 対 応 する た め 0 体 制 そ 0 他 . 当 該 療 養を 行 う É つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 され て
- کے
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 療 養 を行うに つき必 要な 医 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。
- (3)当 該 手 術  $\mathcal{O}$ 年 間  $\mathcal{O}$ 実 施 件 数 を当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 見 B す 7 場 所 に 掲 示 L ていること。
- (4)手 術 を受 け る全 て 0) 患 者 12 対 して、 そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 患 者 が 受 け る 手 術  $\mathcal{O}$ 内 容 が 文 書 により交付さ

れ、説明がなされていること。

- の <u>-</u> 手 術  $\mathcal{O}$ 休 日 加 算 1, 時 間 外 加算 1 及 び深 夜 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施
- (1) 休 日 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 表 示 す Ś 診 療 時 間 以 外  $\mathcal{O}$ 時 間 及 び 深 夜  $\mathcal{O}$ 手術 に対応するための十 -分な

設

基

準

体制が整備されていること。

- (2)急 性 期 医 療 に 係 る 実 績 を 相 当 程 度 有 L て 1 る 病 院 で あ ること。
- (3)病 院 勤 務 医  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改 善 12 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。
- <u>ー</u>の 三 医 科 点 数 表 第 章 第 + 部 手 術 通 則 第 16 号 12 掲 げ る 手 術 に お け る 適 合 してい な い 場 合に は 所

定 点 数  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 八 + に 相 当す る 点 数 に ょ ŋ 算 定 す ることとな る 施 設 基 潍

- (1)摂 食 機 能 12 係 る 療 養 を行うに つ き 相 当  $\mathcal{O}$ 実 績 を有 L て V ) ること。
- (2) 摂 食 機 能 12 係 る 療 養 を行うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 され ていること。
- <u>ニ</u>の 兀 医 科 点数表 第二章第十 部手 術 通 則第 17 号に 撂 げ る手

医 科 点 数 表 0 人 工 関 節 置 換 術 若 L < は 人 工 関 節 再 置 換 術 股 関 節 に 対 L 7 実 施 L た t  $\mathcal{O}$ に 限

る。 第 6 款 顔 面 •  $\square$ 腔; 頸は 部 第 7 款 胸 部 及 び 第 9 款 腹 部 に 掲 げ る 悪 性 腫 瘍 手

実 施 L た 場合 又 は 造 血. 幹 細 胞 移 植 を 実 施 L た場 合

術

若

しく

は

第

8

款

心

•

脈

管

動

脈

及

 $\mathcal{U}$ 

静

脈

は

除

に

掲

げげ

る手

術

をそ

れ

ぞ

れ

全身

麻

酔

下

で

三 手術の所定点数に含まれる薬剤

外皮用消毒剤に係る薬剤

一の二 輸血管理料の施設基準

(1) 輸血管理料Ⅰの施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 臨 床 検 査 技 師 が 常 時 名 以 上 配 置され ていること。

輸 血 管 理 を 行 う ĺ つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

口

(2) 輸血管理料Ⅱの施設基準

輸 血 管理 を 行 Š に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

(3) 輸血適正使用加算の施設基準

輸血製剤が適正に使用されていること。

(4)貯 血 式 自 己 血. 輸 血 管 理 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

貯 血 式 自 己 <u>í</u> 輸 血. 管 理 を行うに つき十分な体 制 が 整備され ていること。

の 二 の 二 コ ] デ 1 ネ ] 1 体 制 充 実 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

造 血 幹 細 胞 移 植 に お け る 同 種 移 植  $\mathcal{O}$ コ ] デ 1 ネ Ļ を行うに つき十分な 体 制 が整 備 され 7 7 る

潍

三の二の三

自

己生体

組

織

接着

剤作成術及び

自己クリオプレ

シピテート作製術

(用手法)

の施設基

(1) 当 該 療養を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。

三の二の 兀 人 工 工工ラー・ 人工 膀<sup>ぼ</sup>う 脱る 造 設 術 前 処 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(2)

当

該

保険

医

療

機

関

内

に当

該

療養を行うにつき必要な医

師

が

配置されていること。

当該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養を行うに つき必 要な 医 師 及 び 看 護 師 が 配置されて *(* ) ること。

の 二 の 五. 胃 瘻る 造 設 時 蝶ねん 下 機 能 評 価 加 算 に お け る 適 合 Ū 7 *(* ) な 7 場合に は 所定点数 の百分の八十

に相当する点数により算定することとなる施設基準

(1)摂 食 機 能 に 係 る 療 養 を行うに つき相当  $\mathcal{O}$ 実 績 を 有 L て ζ, ること。

(2)摂 食 機 能 に 係 る 療養 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 されていること。

三の二の六 凍 結 保 存 同 種 組 織 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1) 当 該 療 養 を行うに . つ き十 分な経 験 を 有 する 医 師 が 名 以 上 配置されていること。

(2) 当 該 療養を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

の <u>ニ</u> 0 七 歯 根 端 切 除 手 術  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定す Ś 別 に 厚 生 労 働 大臣 が 定 め る施 設 基 潍

当 該 手 術 を 行 う に 0 き + 分 な 体 制 を 整 備 L て 1 ること。

- 三の二の 八  $\Box$ 腔分 粘 膜 血 管 腫 凝 古 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1)当 該 手 術 を 行う につ き十二 分 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- ② 当該手術を行うにつき十分な機器を有していること。
- 三の三 歯周組織再生誘導手術の施設基準

歯 科 又 は 歯 科  $\Box$ 腔う 外 科 を担当する歯 科 医 師 とし て相当の 経験を有する歯科医師 が 名以上配置

されていること。

三  $\mathcal{O}$ 兀 手 術 時 歯 根 面 レ ] ザ 応 用 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当 該 療 養 を 行 う ĺ つ き十 分 な 体 制 を 整 備 L 7 1 ること。

 $\equiv$  $\mathcal{O}$ 五. 歯 科 点 数 表 第 章 第 九 部 手 術 に 掲 げ る 上 顎 骨 形 成 術 (骨移 動 を伴う場 合に限 る。 及 び 下

顎 骨 形 成 術 骨 移 動 を 伴 う 場 合 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)緊 急 事 態 に 対 応 す Ź た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 . 当 該 療 養 を 行 うに つき必要な体 制 が 整 備 されてい るこ

と。

- (2)当 該 療 養 を行うにつき十分な専 用 施 設 を有 てい る 病 院であること。
- (3)当 該 保険 医 療 機 関 内 に 当該 療 養を行うにつき必要な歯 科医 師 及び看護師が 配置され てい るこ

三の六 広 範 井 |顎骨 支持 型 装 置 埋 入 手 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 歯 科 又 は 歯 科  $\Box$ 腔う 外 科 を 担 当 す Ź 歯 科 医 師 کے L て 相 当の経験を有 する常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が二名

以上配置されていること。

(2)当 該 療養 を行うにつき十分な体制が 整 備されていること。

(3)当 該 療養を行うにつき十分な機器 及び 施設を有していること。

三の七 レーザー機器加算の施設基準

(1) 当 該 療養を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

② 当該療養を行うにつき十分な機器を有していること。

歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第二 章 第 九 部 手 術 に 規 定す る特 定 薬 剤

兀

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 (薬 価 基 準) 別 表 第 兀 部 歯 科 用 薬 剤 外 用 薬 (1)に 掲 げ る薬 剤 及 び 別 表 第 + に · 掲

げる薬剤

第十二の二 麻酔

7 ス ク 又 は 気 管 内 挿 管 に ょ る 閉 鎖 循 環式 全身 麻 酔 に 規 定 する麻 酔 が 困 難 な 患者

別 表 第 +  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 患者 であって、 麻 酔 が 困 難 な ŧ

 $\mathcal{O}$ 

一 麻酔管理料()の施設基準

- (1) 麻 酔 科 を 標 標 誇 L て 7 る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- (2) $\mathcal{O}$ 許 常 可 勤 を受  $\mathcal{O}$ 麻 け 酔 た者 に 従 に 事 限 す る。 る 医 師 以 下 麻麻 麻 酔 酔 科 科 に 標 0 き医 榜ら 医 療法 と 第 1 う。 六条  $\mathcal{O}$ 六 が 配 第 置 さ 項に れ . 規 7 **\**\ 定 す ること。 る 厚 生 一労働

大臣

- (3)麻 酔 管 理 を 行うにつ き十 分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- 三 麻酔管理料Ⅱの施設基準
- (1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (2)常勤  $\mathcal{O}$ 麻 酔 科 - 標 榜 ぼう 医 が 五. 名 以 上 配 置され ていること。
- (3)麻 酔 管 理 を行うにつき十 分な体 制 が 整 備されていること。

## 第十三 放射線治療

- 放射線治療専任加算の施設基準
- (1) 1 て、 当 該 相 保 当 険  $\mathcal{O}$ 医 経 療 験 機 を 関 有 内 す に Ź 放 t 射 線  $\mathcal{O}$ に 治 限 療 る。 を 専 5 が 担 当 す 名 以 Ź 常 上 配 勤 置 0) さ 医 れ 師 てい 又 は ること。 歯 科 医 師 放 対線 治 療 に つ
- (2)当 該 治 療 を 行 うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 *\* \ ること。
- (3)当 該 治 療 を 行うに . つ き十二 分 な 機 器 及 び 施 設 を有 ていること。
- の 二 遠 隔 放 射 線 治 療 計 画 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。

- (2)当 該 治 療 を行うにつき必 要な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- (3)当 該 治 療 を行うに . つ き十 分な 機 器 及 び 施 設 を 有 ていること。
- 高 エ ネ ル ギ 放 射 線 治 療  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 治 療 を 行うに つ き必 要 な 体 制 が 整備 され てい ること。

の <u>ニ</u> 高 工 ネ ル ギ 放 射 線治 療  $\mathcal{O}$ 口 線 量 増 加 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設基 準

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に放 射線 治 療 を専ら 担当す る常 勤 0 医師 (放射線治療につい て、 相当の

経 験 を 有す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 名 以上 配置され ていること。

(2)高 工 ネ ル ギ ] 放 射 線 治療に よる全乳 房 照射 を行うにつき必要な体 制が整備されていること。

二 の 三 強 度 変 調 放 射 線 治 療  $\widehat{I}$ M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1)強 度 変 調 放 射 線 治 療 Ι M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 . 当 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医 師 が二名以 £ 配 置

され て お り、 う 5 名 以 上 は 放 射 線 治 療 に <u>つ</u> 1 7 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す Ź ŧ 0 であること。

口 当 該 治 療 を行 うに つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

ノヽ 当 該 治 療 を行 うに つ き十 -分な 機 器 及 び 施 設 を有 L ていること。

(2)強 度 変 調 放 射 線 治 療 Ι M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$  $\mathcal{O}$ 対 象 患者

別表第十一の三に掲げる患者

- (3)強 度 変 調 放 射 線 治 療 Î M R  $\bigcup_{i=1}^{n}$ 0 口 線 量 増 加 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 , 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 放 射 線 治 療 に つ 1 て、 相
- $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 **(**) ること。
- 口 1 ること。 強 度 変 調 放 射 線 治 療 Î M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$ に ょ る 前 立 腺 照 射 を行うにつき必要な体 制 が 整 備 さ れ

7

当

二の四 画像誘導放射線治療加算の施設基準

- (1)1 て、 当 該 相当 保険 医  $\mathcal{O}$ 経 療 験 機 を有 関 内 する に 放 ŧ 射 線  $\mathcal{O}$ に 治 限 療 派を専 る。) ら担当する常勤 が 一 名 以 上 配置されていること。 0 医 師 又 は 歯 科医師 (放射線治療に ·
- (2)当 該 治 療 を行うにつき必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て **(** ) ること。
- (3)当 該 治 療 を行うに つ き十 分 な 機 器 及 び 施 設 を 有 L ていること。

 $\overline{\mathcal{O}}$ 五. 体 外 照 射 呼 吸 性 移 動 対 策 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 当 す る 医 師 放 射 線 治 療 に つ ٧Ì て、 相 当 0 経験 を
- 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 配 置 さ れ て 1 る
- (2)当 該 治 療 を 行うにつき必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て ١ ر ること。
- 三 (3)定 位 当 放 該 射線 治 療 治療 を 行うにつ  $\mathcal{O}$ 施 設 き十 基 潍 分な機 器 及 び 施設を有していること。

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を専 5 担 当す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 放 射線 治 療 に つ 7) て、 相当の

経 験 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る が <del>--</del> 名 以 上 配 置 さ れ て 7 ること。

- (2)当 該 治 療 を 行 うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- (3)当 該 治 療 を行うにつき十 分 な 機 器 及び 施 設 を有 L ていること。

三 の 二 定 位 放 射 線 治 療 呼 吸 性 移 動 対 策 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 当 す る 医 師 、放射線治療について、 相当の経験を

有するものに限る。)が配置されていること。

- (2)当 該 治療 を行うにつき必 要な 体 制 が 整 一備され ていること。
- (3)当 該 治 療 を行うにつき十 · 分な: 機 器 及び 施 設 を有していること。

四 粒子線治療の施設基準等

- (1) 粒子線治療の施設基準
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 , 当 す Ź 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 名 以 上 配 置され てお り、
- う 5 \_\_ 名 以 上 は 放 射 線 治 療 に 0 1 て 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る t  $\mathcal{O}$ で あ ること。
- 口 当 該 治 療 を行 うに つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- ハ 当 該 治 療 を行 うに 0 き十 分な 機器 及 び 施 設 を有 L ていること。
- (2) 粒子線治療の注1に規定する患者

# 別表第十一の四に掲げる患者

五. 粒 子 線 治 療 適 応 判 定 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 当 0 当 経 該 験 保 を 険 有 医 す 療 る 機 Ł 関 内  $\mathcal{O}$ 12 に 限 放 る。 射 線 治 が二名 療 を 専 5 以 上 担 当 配 置 す Ź さ 専 れ 7 従 V  $\mathcal{O}$ 常 ること。 勤 医 師 放 射 線治 療に つ ζ, 相

(2)当 該 治 療  $\mathcal{O}$ 適 応 判定 を行うにつき必要な体 制 が 整 備され ていること。

六 粒子線治療医学管理加算の施設基準

(1) 当 該 保険 医 療 機 関 内 に 放 射線 治 療を担当する専 従 の常 勤 医師 放射線治療について、 相当の

経 験を 有す Ś ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 二 名 以 Ĺ 配 置さ、 れ **,** \ ること。

(2)当 該 医学 管 理 を行うにつき必要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 いること。

(3)当 該 医 一学 管 理 を 行 Š に つ き必 要 な 機器 を 有 L 7 *\*\ ること。

七 画 像 誘 導 密 封 小 線 源 治 療 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 <u>;</u>当 す Ź 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医 師 放 射 線 治 療 に 0

1 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す Ź t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 名 以 上 配 置 さ れ て 7 ること。

(2)当 該 治 療 を 行うに . つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て V ること。

(3)当 該 治 療 を行うに . つ き十 分な機 器 及び 施 設 を有していること。

第十三の二 歯冠修復及び欠損補綴

う かしよく 歯 無 痛 的 窩か 洞 形 成 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当 該 療 養 を 行 う ĺZ 7 き十分 な 体 制 を 整 備 L 7 **,** \ ること。

- 一の二 CAD/CAM冠
- (1) 当 該 療 養 を 行 うにつ き十分な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- (2)当 該 療 養 を 行うにつ き十 分 な 機 器 及 び 設 備 を 有し てい ること又は十分な機器及び設備を有し

7 7 る 歯 科 技 工 所 との 連 携 が 確 保さ れて 1 ること。

有 床 義 歯 修 理 及 び 有 床 義 歯 内 面 適 合 法  $\mathcal{O}$ 歯 科 技 工 加 算 1 及 へび2の: 施 設

基

準

- (1) 歯科技工士を配置していること。
- (2)歯 科 技 工 室 及 び 歯 科 技 工 に 必 要 な 機器 を整 備 L 7 7 ること。
- (3)患者  $\mathcal{O}$ 求  $\Diamond$ に 応 じて、 迅 速 に 有 床 義 歯 を 修 理 す Ź 体 制 が 整 備 され て 1 る旨 を院 内 掲 示 L 7 1

ること。

 $\equiv$ 広 範 进 顎 骨 支 持 型 補 綴っ 及 び 広 範 囲 顎 骨 支 持 型 補 綴っ 物 修 理 に 規 定 す る特 定 保 険 医 療 材 料

特 定 保 険 医 療 材 料 及 び そ  $\mathcal{O}$ 材 料 価 格 材 料 価 格 基 準 平 成二 + 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 六 +

号) 0 別 表  $\mathcal{O}$ VI に 掲 げ る 特 定 保 険 医 療 材 料 のうち別表第 十三に掲げる特 定保 険 医 療 材 料

第十四 歯科矯正

一 歯科矯正診断料の施設基準

- (1) 当 該 療 養 を 行 う ĺZ 0 き 十 分 な 経 験 を 有 す る 専 任  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。
- (2)常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。
- (3)当 該 療 養 を 行 う 12 0 き 必 要 な 機 器 及 び + 分 な 専 用 施 設 を 有 L て **(**) ること。
- (4)当 該 療 養 12 0 き 顎 切 除 等  $\mathcal{O}$ 手 術 を 担 . 当 す る 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 連 絡 体 制 が 整 備 さ れ 7

1 ること。

る 歯 顎 科  $\square$ 腔り 繑 機能 正 に 係 診 る 断 t 料  $\mathcal{O}$ 顎  $\mathcal{O}$ 変 形 施 設 症 基 (顎 準 離 断 等  $\mathcal{O}$ 手 術 を必要とするも  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 手 術 前 後 に お

け

(1) 当 五. 働 す + 省 障 害 兀 令 条 第 者 ŧ 第 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 九 日 号) 常 項 限 に る。 生 第三十 活 規 定 及 で す び 六 あ 社 る 条 会 都 第一 道 生 活 府 号 県 を 総 及 知 び 合 事 第二 的  $\mathcal{O}$ 指 に 定 支 号 を受 に 援するた 規 け 定 た す め 医 る 療  $\mathcal{O}$ 医 法 療 機 関 に 律 施 0 歯 行 1 て、 科 規 則 矯 障 正 平 に 害 関 者 成 十 す 総 る 八 合 支 医 年 援 厚 療 生 を 法 担 第 労

(2)当 該 療 養 を 行 うに 0 き十 分 な 専 用 施 設 を 有 L 7 いること。

ること。

る

(3)当 該 療 養 12 0 き 顎 離 断 等  $\mathcal{O}$ 手 術 を 担 . 当 す る 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 との 間  $\mathcal{O}$ 連 携 体 制 が 整 備 さ れ 7

1 ること。

第 + 兀  $\mathcal{O}$ 病 理 診 断

保 険 医 療 機 関 間  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ る病 理 診 断  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

# (1) 標 本 $\mathcal{O}$ 送 付 側

な 体 離 制 島 等 が 整 に 備 所 さ 在 れ す る て 保 1 ること。 険 医 療 機 関 そ  $\mathcal{O}$ 他 の 保 険 医 · 療 機 関 であ 0 て、 病 理 標 本  $\mathcal{O}$ 作 製 につき十分

# (2)標 本 $\mathcal{O}$ 受 取 側

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に · も 該 当する ものであること。

1

病

理

診

断

管

理

加

算

又

は

 $\Box$ 

病

理

診

断

管理

加算に係る届出を行っている施設であること。

腔分

口 病 理診 断 を行うに つ き十 -分な体 制 が 整 一備さ れ た 医 療 機 関 であること。

ノヽ 衛 生 検 査 所 ( 臨 床 検 査 技 師 等 に . 関す Ś 法 律 (昭 和三十三年法律第七十六号) 第二 一十条

が 開 設 す る 衛 生 検 査 所 で 作 製 さ れ た 病 理 標 本 が 定 割 合 以 下 で あ ること。

第

<del>\_\_</del>

項に

規

定

す

る衛

生

検

査

所

を

1

う。

で 作

:製さ

れ、

送付され

た

病理

標

本

のうち、

同

の 者

の 三

保 険 医 療 機 関 間  $\mathcal{O}$ 連 携 に お け るデジ タ ル 病 理 画 像 に ょ る 術 中 迅 速 病 理 組 織 標 本 作 製 及 び 迅 速 細

胞 診  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

# (1)送 信 側

離 島 等に 所 在 す る保 険 医 療 機 関 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 · 療 機関で あって、 病理 標 本  $\mathcal{O}$ 作 製を行うにつ

き 十分 な体 制 が 整 正備され てい ること。

# (2)受信 側

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 病 理 診 断 を 担 , 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医 師 が 配 置 さ れ て お り、 病 理

診 断 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ た 病 院 で あ る

- <u>ー</u>の <u>ー</u> 病 理 標 本  $\mathcal{O}$ デ ジ タ ル 病 理 画 像 12 ょ る 病 理 診 断  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (1)病 理 診 断 管 理 加 算 又 は  $\Box$ 腔分 病 理 診 断 管 理 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 7 7 る 施 設 であること。
- (2)デ ジ タ ル 病 理 画 像  $\mathcal{O}$ 管 理 を 行 うに つき十 分な 体 制 を 整 備 し 7 1 ること。

三 病理診断管理加算の施設基準

- (1) 病理診断管理加算1の施設基準
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 病 理 診 断 を 専 5 担 当する 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 名 以 上 配 置 されていること。
- 口 病 理 診 断 管 理 を 行 う に 0 き + . 分 な 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あること。
- (2) 病理診断管理加算2の施設基準
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 病 理 診 断 を 専 5 担 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7
- 口 病 理 診 断 管 理 を 行 う ĺZ 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ た 病 院 で あ ること。
- *の* 悪 性 腫 瘍 病 理 組 織 標 本 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 病 理 診 断 を 専 5 担 当 す る 医 師 が \_\_ 名 以 上 配 置 さ れ ていること。
- (2)病 理 診 断 管 理 を 行 う に 9 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ た 保 険 医 療 機 関 で あること。
- 兀  $\Box$ 腔り 病 理 診 断 管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)  $\Box$ 腔り 病 理 診 断 管 理 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に П 腔り 病 理 診 断 を 専 5 担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 又 は 医 師 が 名 以 上 配

置されていること。

- 口 П 腔分 病 理 診 断 管 理 を行うにつき十分な体 制 が 整備された保 険 医 療 機 、関で、 あること。
- (2) $\Box$ 腔分 病 理 診 断 管 理 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 口 腔 🤅 病理診断を専ら担当する常勤 の歯科 医師 又は 医師 が二 一名以 上配

置されていること。

口 П 腔り 病 理 診 断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院である保険医療機関であるこ

کے

第十

五.

調

剤

調剤基本料の施設基準

- (1) 調剤基本料1の施設基準
- (2)か 5 (4)ま で 又 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1)  $\mathcal{O}$ 7) ず れ に ŧ 該当し な 1 保 険 薬 局 で あること。
- (2) 調剤基本料2の施設基準

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か に該 当する保険薬局  $\widehat{(3)}$ (4)及び二の二の(1)に該当するものを除く。) である

こと。

イ 処 方 箋  $\mathcal{O}$ 受 付 口 数 が 月 に 兀 千 口 を 超 えること。 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に 係 る 処 方 箋 に ょ

る 調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合 が 七 割 を 超 え る 場 合 に 限 る。

口 医 療 処 機 方 関 箋 12  $\mathcal{O}$ 受 係 る 付 処 口 方 数 箋 が に ょ 月 る に 調 千 剤  $\mathcal{O}$ 口 割 を 超えること。 合 が 八 割 五. 分 を 7 超 え 12 る 該 場 当 す 合 に る 限 場 合 る。 を 除 き、 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険

ハ 数 険 を 医 特 全て 療 定 機  $\mathcal{O}$ 合 関 保 算 が 険 所 医 た 在 療 回 機 L 数 7 関 とする。 1 に る 係 場 る 合 処 に 方 箋 あ が 0  $\mathcal{O}$ 受 月 て に 付 は 匹 口 当 千 数 回 該 を 当 複 超 数 該 え 保  $\mathcal{O}$ ること。 保 険 険 薬 医 局 療  $\mathcal{O}$ 機 所 7 関 在 又 に す は 係 る る 建 口 に 処 物 該 方 内 当 箋 に す 複  $\mathcal{O}$ 受 る 数 場 付  $\mathcal{O}$ 合 保 口

を

除

二 医 上 口 属 若 す 特 を 療 超 る 定 機 L < え 関 他 0) る 保 が  $\mathcal{O}$ は こと。 保 同 事 険 険 業 医  $\mathcal{O}$ 薬 上 療 場 機 局 1 合 緊 関 に か 密 12 は お な 係 5 1 当 て 関 ハ る ま 処 該 係 方 で 保 に 他 に 箋  $\mathcal{O}$ 険 あ 該 保 る  $\mathcal{O}$ 医 当 受 範 険 療 す 付 薬 機 用 る 関 局  $\mathcal{O}$ 口 場 数 保  $\mathcal{O}$ に 合 係 処 険 を 方 る 薬 同 除 箋 処 局 グ 方  $\mathcal{O}$ を 受 ル 箋 1 う。 付 に ょ プ 口 数 る 以  $\mathcal{O}$ を 調 保 下 含 剤 険 同 U°. む。 薬  $\mathcal{O}$ 割 局 合 財 が が  $\mathcal{O}$ う 務 最 ŧ ち 上 月 又 高 ک に は 1 兀 保 営 れ 千 業 険 に

以 下 同  $\mathcal{O}$ グ グ ル ル ] プ プ に  $\mathcal{O}$ 属 保 す 険 る保 薬 局 険 に 薬 お 局 け る 処 方 箋  $\mathcal{O}$ (1) 受 12 付 · 該 口 当す 数  $\mathcal{O}$ る 合 ŧ 計 0) が を ) 除 月 く。 12 匹 万  $\mathcal{O}$ 口 う を ち、 超 え、 次 兀  $\mathcal{O}$ + 1 ず 万 れ 口 (3)

調

剤

基

本

料

3

 $\mathcal{O}$ 

1

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

進

かに該当する保険薬局であること。

イ 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に 係 る 処 方 箋に ょ る 調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八 割 五. 分を超 えること。

口 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 と  $\mathcal{O}$ 間 で 不 動 産  $\mathcal{O}$ 賃 貸 借 取 引 が あ る

(4) 調剤基本料3の口の施設基準

同 グ ル プ  $\mathcal{O}$ 保 険 薬 局 に お け Ź 処方箋 の受付 口 数  $\mathcal{O}$ 合 計 が 月に 几 + 万 回 を超えるグ ル ]

プ に 属 す る 保 険 薬 局  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ の 二 の (1) に 該当す うる も  $\mathcal{O}$ を 除 <\_ 0) う ち、 次 0) V) ず れ か に 該当する

保険薬局であること。

1 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に 係る処方箋による 調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八割五分を超えること。

口 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 間 で 不 動 産  $\mathcal{O}$ 賃 貸 借 取 引 が あ ること。

調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 1 た だ L 書 に 規 定す る 施 設 基 淮

(1)基 本 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 等  $\mathcal{O}$ 別 表 第 六  $\mathcal{O}$ に 規 定 す る 地 域 に 所 在 す ること。

(2)当 該 保 険 薬 局 が 所 在 す る 特 定  $\mathcal{O}$ 区 域 内 に お け る保 険 医 療 機 関 歯 科 医 療  $\mathcal{O}$ 4 を 担 当 す Ź ŧ (T)

を 除く。 12 0 1 て、 許 可 病 床 数 が 百 床 未 満 で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 数 が + 以 下 で あ ること。 ただ

当 該 保 険 薬 局 に お 7 て、 特 定  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に 係 る 処 方 箋 に ょ る 調 剤  $\mathcal{O}$ 割 合 が 七 割 を 超 え る

合 に 0 7 7 は 当 該 保 険 医 療 機 関 は、 当 該 特 定  $\mathcal{O}$ 区 域 内 に 所 在 す るも  $\mathcal{O}$ とみ なす。

③ 処方箋受付回数が一月に二千五百回を超えないこと

0 調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 薬 局

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 該 当 す る 保 険 薬 局 で あ る

(1)当 該 病 病 院 院 で 12 あ 係 る 保 る 処 険 方 医 箋 療 に 機 ょ 関 る لح 調 不 剤 動  $\mathcal{O}$ 産 割 取 合 引 等 が そ 九 割  $\mathcal{O}$ 他 五. 分  $\mathcal{O}$ を 特 超 別 え な る 関 係 を 有 L 7 1 る 保 険 薬 局 で あ 0 て、

(2) $\mathcal{O}$ (1)カン 5 (4)ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず n カン 12 適 合 L て 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ لح L て 地 方 厚 生 局 長等 に 届 け 出 た 保 険 薬 局

以 外  $\mathcal{O}$ 保 険 薬 局 で あ る

 $\equiv$ 調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す る 保 険 薬 局

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 該 当 す る 保 険 薬 局 で あ る こと。

(1)当 該 保 険 薬 局 に お け る 医 療 用 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 取 引 価 格  $\mathcal{O}$ 妥 結 率 医 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定

す る 医 療 用 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 取 引 価 格  $\mathcal{O}$ 妥 結 率 を 1 う。 以 下 同  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ が 五 割 以 下 で あ るこ

(2)几 医 当 + 薬 五. 品 該 号) 保 医 険 第 療 薬 三 機 局 + 器 に 兀 等 お 条  $\mathcal{O}$ け 第 品 る  $\equiv$ 質 医 療 項 に 有 用 規 効 医 定 性 薬 す 品 及 び る  $\mathcal{O}$ 安 卸 取 売 全 引 性 販 価 売  $\mathcal{O}$ 格 業 確  $\mathcal{O}$ 者 保 妥 を 等 結 1 12 率 う。 関 す 単 品 る 以 下 法 単 律 同 価 ľ 契 (昭 約 和 率 と当 三 + 卸 売 該 五. 保 年 販 売 険 法 業 律 薬 第 局 者 لح 百

7  $\mathcal{O}$ 間 価 格 で を 取 決 引 定 さ L れ た た 契 医 約 療 用  $\mathcal{O}$ 割 れ 医 合 薬 品 を 1 に う。 係 る 契 品品 約 及 CK に 占 律  $\Diamond$ る、 値 引 き 品 契 割 目 約 ごとに 卸 売 医 販 療 売 用 業 医 者 薬 と当 品品 品  $\mathcal{O}$ 該 価 保 値 険 を 踏 薬 局 ま لح え

 $\mathcal{O}$ 

間

で

取

引

価

格

が

定

8

5

た

医

療

用

医

薬

 $\mathcal{O}$ 

う

ち

定

合

以

上

 $\mathcal{O}$ 

医

療

用

医

薬

12

0

1

て

総

価

意 額 で L 交 た 渉 契 約 を 総 1 う。 価 額 に 見 12 係 合うよう当 る 状 況 12 該 <u>つ</u> 医 1 て、 療 用 地 医 薬 方 厚 品 生  $\mathcal{O}$ 局 単 長 価 等 を 同 に 報  $\mathcal{O}$ 告 割 L 7 合 で 1 な 値 引 1 保 きすることを合 険 薬 局 で あ る

(3)付 薬 口 剤 数 が 師  $\mathcal{O}$ 月 か に か 六 り つ 百 け 口 以 機 能 下 に  $\mathcal{O}$ 係 保 る 険 基 薬 本 局 を 的 除 な業務 <\_ を 一 で 年 あ ること。 間 実 施 L 7 1 な 7 保 険 薬 局 **処** 方箋 の受

四 地域支援体制加算の施設基準

(1)調 剤 地 域 基 医 本 療 料 12 1 を 貢 算 献 定 す L る 7 体 制 1 る を 有 保 険 し、 薬 局 そ に  $\mathcal{O}$ 活 あ 0 動 て に は、 お け Ś 本 文 相 当な  $\mathcal{O}$ 規 実 定 に 績 を有 か か わ L て 5 ず、 7 ること。 次  $\mathcal{O}$ 1 ただ ず れ にも

該

当

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

ること。

1  $\mathcal{O}$ 麻 免 許 薬 を 及 受 てバ け 向 7 精 1 神 ること。 薬 取 締 法 の昭 和 <u>-</u> + 八 年 法 律 第 + 兀 号) 第三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 麻 薬 小 売 業者

口 在 宅 患 者 に 対 す る 薬学的 管 理 及 び 指 導 に 0 **,** \ て、 実 績 を 有 L 7 **,** \ ること。

ノヽ か カン り 0 け 薬 剤 師 指 導 料 又 は か か Ŋ 0 け 薬 剤 師 包 括 管 理 料 に 係 る 届 出 を 行 って *(* ) ること。

- (2)患者 ごとに、 適 切 な 薬 学 的 管 理 を 行 1 か つ、 服 薬 指 導 を 行 0 て 7 ること。
- (3)患 者  $\mathcal{O}$ 求  $\Diamond$ に 応 じ て、 投 薬 に 係 る 薬 剤 に 関 する情 報 を提 供 して 7 ること。
- 4 一定時間以上開局していること。

- (5)十 分 な 数  $\mathcal{O}$ 医 薬 品 を 備 蓄 L て 1 ること。
- (6)対 L 適 在 切 宅 な 12 薬 学 係 る 的 当 管 該 理 薬 及 局 び 服  $\mathcal{O}$ 薬 体 制 指 導  $\mathcal{O}$ 情 を 行うに 報 を 提 つ 供 き必 L 7 要 1 ること。 な 体 制 及 び 機 能 が 整 備 さ れ 7 な り、 患 者

に

- (7)剤 当 並 び 該 に 保 在 険 宅 薬 患 局 者  $\mathcal{O}$ に 4 対 又 す は る 当 薬 該 **学** 保 的 険 管 薬 理 局 及 を 含 び 服 ts. 薬 連 指 携 導 す を る 行う 近 隣 に  $\mathcal{O}$ 保 0 き必 険 薬 要 局 な に 体 お 制 1 て、 が 整 <u>一</u> 十 備 さ れ 兀 時 て 間 1 調 る
- (8)携 体 当 該 制 地 が 整 域 に 備 さ お れ 7 7 て、 7 ること。 在 宅 療養 0 支 援 に係 る診 療 所 又は 病 院 及 び 訪 問 看 護 ス テ ] シ 日 ン لح  $\mathcal{O}$
- (9)連 携 当 体 該 制 地 域 が 整 12 備 お さ 1 て、 れ て 1 他 ること。  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ] ピ ス 及 び 福 祉 サ ĺ ビ ス لح  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整 を 担 当 す る 者 کے

0

連

- (10)う に 当 該 0 き 保 必 険 要 薬 な 局 体 以 制 外 が  $\mathcal{O}$ 整 医 備 療 さ 従 事 れ 者 等 定 に 対  $\mathcal{O}$ 実 L 績 て、 を 有 医 薬 L 7 品 7 に ること。 係 る 医 療 安 全 に 資 す る 情 報  $\mathcal{O}$ 共 有 を 行
- (11)数 該 量 保 特 12 定 険 占 薬  $\mathcal{O}$ 保  $\Diamond$ 局 る 12 険 後 お 医 発 1 療 医 7 機 薬 関 調 品 剤 12 係  $\mathcal{O}$ L 規 た る 格 後 処 単 方 発 位 箋 医 数 薬 に 量 品 ょ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 割 あ 調 合 る 剤 が 先  $\mathcal{O}$ 五 発 割 割 医 合 以 薬 が 上 品品 八 であること。 割 及 び 五. 分 後 を 発 超 医 薬 え 品 る 場 を合算 合 に L あ た 0 規 7 格 は 単 位 当

後 発 医 薬 品品 調 剤 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

五.

(1)通 則

当 該 保 険 薬 局 に お 1 7 調 剤 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医 薬 品品  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医 薬 品 及

び 後 発 医 薬 밆 を 合 算 L た 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 五. 割 以 上 で あ ること。

(2)後 発 医 薬 밆 調 剤 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

当 該 保 険 薬 局 に お 1 7 調 剤 L た 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医 薬 品品 及 び 後 発 医 薬品 [を合算 L た 規 格

単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医 薬 밆  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 七 割 五. 分 以 上 で あ ること。

(3)後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

当 該 保 険 薬 局 に お 1 7 調 剤 L た 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ あ 先 発 医 薬 品品 及

る

び

後

発

医

薬

品品

を合

算

L

た

/規格

単 位 数 量 に 占  $\Diamond$ る 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八 割 以 上で あ ること。

(4)後 発 医 薬 밆 調 剤 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

当 該 保 険 薬 局 12 お 1 7 調 剤 L た 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医 薬 品 及 U 後 発 医 薬 品 を 合 算 L た 規 格

単 位 数 量 に 占  $\Diamond$ る 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 八 割 五 分 以 上 で あ ること。

の <u>ニ</u> 調 剤 基 本 料  $\mathcal{O}$ 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 薬 局

五

次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ カン に 該 当す る 保 険 薬 局 で あ る

(1)当 該 保 険 薬 局 12 お 1 7 調 剤 L た 後 発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ あ る 先 発 医 薬 品 及 C 後 発 医 薬 品品 を合 算 し た 規 格

単 位 数 量 に 占 8 る 後発 医 薬 品  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 数 量  $\mathcal{O}$ 割 合 が 割 以 下 で あ ること。 ただ し、 当 該 保 険

薬 局 に お け る 処 方 箋 受 付 状 況 を踏 ま え、 B む を 得 な 11 t  $\mathcal{O}$ は 除 く。

(2)(1)に 係 る 報 告 を 地 方 厚 生 局 長 等 12 報 告 L て 1 な 1 保 険 薬 局 で あ ること。

基

準

- 六 調 剤 料  $\mathcal{O}$ 注 2 12 規 定 す る 無 菌 製 剤 処 理  $\mathcal{O}$ 施 設
- (1)薬 局 で あ ること。
- (2)無菌 製 剤 処 理 を行うにつき十分な施 設又 は 設 備 を有 してい ること。 ただし、 医 薬 品 医 療 機

器 等  $\mathcal{O}$ 밆 質 有 効 性 及び 安全性 0 確 保 等 に · 関 する法 律 施 行 規 則 留昭 和三十六 年 厚 生 省 令 第

- 号) 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 九 第 項  $\mathcal{O}$ ただ し 書  $\mathcal{O}$ 場 合 は、 こ の 限 ŋ で な V

(3)

無

菌

製

剤

処

理

を

行

う

に

0

き必

要

な

体

制

が

整

備

さ

れ

て

7

ること。

六 の <u>-</u> 調 剤 料  $\mathcal{O}$ 注 4 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 時 間

態 勢 当 該 を 再 地 開 域 す に る お ま 1 で て  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 時 般 間  $\mathcal{O}$ 保 深 険 薬 夜 局 午 が 後 お + お 時 む か ね 5 調 午 剤 前 応 六 需 時  $\mathcal{O}$ ま 態 で 勢  $\mathcal{O}$ を 時 解 間 除 を L 1 た う。 後、 翌. を 日 除 に 調 剤 応 需

0

七 調 剤 料  $\mathcal{O}$ 注 6 た だ L 書 12 規 定 す る 薬 剤

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 薬 価 基 準) 別 表 に 収 載 3 れ て 7) る 薬 剤 と 同 規 格 を 有 す Ź 薬 剤

八 調 剤 料  $\mathcal{O}$ 注 8 に 規 定 す る 施 設 基 潍

旨

を

局

に

届

け

た

局

(1)在 地 宅 方厚 患 者 生 訪 間 長等 薬 剤 管 理 指 出 導 料 保  $\mathcal{O}$ 険 注 薬 1 に であること。 規 定 す る あ 5 か じ 8 在 宅 患 者 訪 問 薬 剤 管 理 指 導 を行 う

- (2)在 宅 患 者 に 対 す る 薬 学 的 管 理 及 U 指 導 を 行 うに つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て V ること。
- (3)麻 薬 及 75 向 精 神 薬 取 締 法 第 三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 麻 薬 小 売 業 者  $\mathcal{O}$ 免 許 を受 け て 7 ること。
- 九 調剤料の注8に規定する患者
- (1)在 宅 患者 緊 急 訪 問 薬 剤 管 理 指 導 料 を算 定 L 7 7 る 患 者
- (2)在 宅 患 者 緊 急 時 等 共 同 指 導 料 を算 定 L て 1 る 患
- (3)指定 居宅 サ ピ ス に 要す る費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 す Ź 基 準 (平成 <u>|</u> | 十二年 厚生 省 告 示 第 十九号)

12 規 定 する 居 宅 療 養管 理 指 導 費 (薬 局  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 行 う 場 合 に 限 る。 を算 定 L て 7 る 患 者

(4)百 指 + 定 七号) 介護 予 に 防 規 サ 定す ] ピ る ス 介 に 要す 護 予 Ź 防 費 居 宅 用 療  $\mathcal{O}$ 養 額 管  $\mathcal{O}$ 理 算 指 定 導 に 費 関 す 薬 Ź 基 局 準  $\mathcal{O}$ 薬 平 剤 成 師 + が 行 八 う 年 場 厚 合 生 に 労 限 働 る。 省 告 示 を 第

算定している患者

+ 薬 剤 服 用 歴 管 理 指 獐 料  $\mathcal{O}$ 注 5 又 は か か り つ け 薬 剤 師 指 獐 料  $\mathcal{O}$ 注 4 に 規 定 す る 医 薬 品

別表第三の三に掲げる医薬品

+ の <u>ニ</u> 薬 剤 服 用 歴 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 9 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 薬 局

適 切 な 手 帳  $\mathcal{O}$ 活 用 実 績 が 相 当 程 度 あ る と 認 8 5 れ な 1 保 険 薬 局 で あ ること。

か か り 0 け 薬 剤 師 指 導 料 又 は か カン り 0 け 薬 剤 師 包 括 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

十

当 該 指 導等を行うにつき十 -分な経 験等を有す うる薬 剤 師 が 配 置 合れ ていること。

退 院 時 共 同 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 た だ L 書 12 規 定 す る 疾 病 等  $\mathcal{O}$ 患

別表第三の一の二に掲げる患者

十三 在 宅 患 者 重 複 投 薬 • 相 互 作 用 等 防 止 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 12 規 定 す Ź 患 者

- (1)在 宅 患 者 緊 急 訪 問 薬 剤 管 理 指 導 料 を 算 定 7 1 る 患 者
- (2)在 宅 患 者 緊 急 時 等 共 同 指 導 料 を 算 定 L 7 1 る 患 者
- (3)指 定 居 宅 サ ピ ス 12 要 す る費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 12 関 す る 基 準 に 規 定 す る居 宅 療 養 管 理 指 導 費 薬

局  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 行 う 場 合 に 限 る。 を 算 定 L 7 1 る 患 者

(4)指 定 介 護 予 防 サ ] ピ ス に 要 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 す Ź 基 準 に 規 定 す Ś 介 護 予 防 居宅 療 養 管

+ 六 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 12 0 1 7 算 定 で き な 1 検 査 箬

第

理

指

導

費

薬

局

 $\mathcal{O}$ 

薬

剤

師

が

行

う

場

合

12

限

る。

を

算

定

L

7

1

る

患

者

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で き な 1 検 杳

別表第十二第一号に掲げる検査

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で きる 内 服 薬 及 75 外 用 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 に 罹り 患 L 7 1 る 患 者 に 対 し 7 投 与 さ れ た 場 合 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

用

疼さ 痛 コ ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬  $\mathcal{O}$ 費

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L Š は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天性 免 疫 不 全症

候 群 又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 0 費 用

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で きる 注 射 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

三

医 科 点 数 表 第 章 第 六 部 注 射 涌 則 第 6 号 12 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 1 に 掲 げ る 静 脈 内 注 射 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 平 成 + 八 年 七 月

H か 5 平 成  $\equiv$ + 年三 月  $\Xi$ + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 介 護 老 人 保 健 施 設  $\mathcal{O}$ 人 員 施 設 及 び 設 備 並 び に 運 営 に

関 す る 基 潍 平 成 +\_\_\_ 年 厚 生 省 令 第 兀 十 号) 附 則 第 +  $\dot{\equiv}$ 条 12 規 定 す る 転 換 を 行 0 7 開 設 L た 介 護

老 は 医 人 保 科 健 点 施 数 設 表 第二 以以 章 第 療 六 養 部 病 注 床 射 カン 通 則 転 第 換 6 号 た に 介 規 護 定 老 す 人 保 る 外 健 施 来 設 化 学 療 7 法 加 算 を に 算 赴 定 1 す る 行 £  $\mathcal{O}$ に 限

下

5

L

کے

う。

て

う

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

又

る。

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 2 に 掲 げ る 動 脈 注 射 医 科 点 数 表 第 章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 12 規

定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 3 に 掲 げ る 抗 悪 性 腫 瘍 剤 局 所 持 続 注 入 医 科 点 数 表 第 章 第 六 部 注

射 通 則 第 6 号 に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。

医 科 点 数 表 X 分 番 号 G 0 0 3 3 12 撂 げ る 肝 動 脈 塞 栓 を 伴 う 抗 悪 性 腫 瘍 剤 肝 動 脈 内 注 入 医 科

点 数 表 第 章 第 六 部 注 射 涌 則 第 6 号 に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 4 に 掲 げ る 点 滴 注 射 ( 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 か 5 転 換 L

た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 て 行 う t  $\mathcal{O}$ 又 は 医 科 点 数 表 第 章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 に 規 定 す る 外

来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 5 に 掲 げ る 中 心 静 脈 注 射 医 科 点 数 表 第 章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号

に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す る b  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 6 に 掲 げ る 植 込 型 力 テ ] テ ル に ょ る 中 心 静 脈 注 射 医 科 点 数 表

章 第 六 部 注 射 涌 則 第 6 号 に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

工 IJ ス 口 ポ 工 チ ン 人 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受 け 7 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 腎 性 貧 血 状 態 12 あ る t

 $\mathcal{O}$ 

に

投与された場合に限る。)の費用

ダ ル ベ ポ 工 チ ン 人 工 腎 臟 又 は 腹 膜 灌が 流 を受 け 7 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 腎 性 貧 血 状 態 12 あ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 投

与された場合に限る。)の費用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 医 科 点 数 表 第 章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す

る注射に係るものに限る。)の費用

疼を 痛 コ ン 1 口 ] ル  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

イ ン タ フ 工 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は C型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群

又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 費 用

血 友 病  $\mathcal{O}$ 治 療 に 係 る 血 液 凝 古 因 子 製 剤 及 び 血 液 凝 古 因 子 抗 体 迂ぅ 口 活 性 複 合 体  $\mathcal{O}$ 費 用

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で きな 1 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン

兀

別 表 第 + 一第二 号 に 掲 げ る IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐

五. 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定で きな 1 処 置

別表第十二第三号に掲げる処置

六 介 護 老 人保 健 施 設 入所 者 に 0 ١, て算定できな V 手 術

別表第十二第四号に掲げる手術

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 V ) 7 算 定できな

麻

酔

七

別表第十二第五号に掲げる麻酔

第十七 経過措置

平 成三 + 年三 月三十 日 に な 1 7 現 に 在 宅 療 養 支援 歯 科 診 療 所 に 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る 診 療 所

に 0 V) 7 は、 平 成三十二年三月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第 三 0) 六  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療

所2に該当するものとみなす。

平 成三 十年三月三十一 日 12 お 7 7 現 に か カン り 0 け 歯 科 医 機 能 強 化 型 歯 科 診 療 所 12 係 る 届 出 を 行

0 7 1 る 診 療 所 に 0 ١ ر 7 は 平 成三十二年三月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第三 0 六 の <u>ニ</u> の三に 該

当するものとみなす。

 $\equiv$ 日 ま 医 で 科 点  $\mathcal{O}$ 数 間 表 に 限  $\mathcal{O}$ り、 人 工 第 腎 臓 十 12  $\mathcal{O}$ 係 る 届  $\mathcal{O}$ 出 を  $\mathcal{O}$ (6)行  $\mathcal{O}$ 0 た イ 保  $\mathcal{O}$ 2 険 又 医 は 療 機 口 関  $\mathcal{O}$ 3 12 12 0 該 1 当 て す は る 平 Ł 成  $\mathcal{O}$ と 三  $^{-}$ 4 な \_\_ 年三 す。 月

兀 科 た 働 年 月 点 省 平  $\equiv$ 告 成三  $\mathcal{O}$ 数 月 翌 示 表 ま 第 + 月  $\mathcal{O}$ で 年 カン 几 人 三  $\mathcal{O}$ 5 十三号) 工 月三十 腎 間 几 月 臟 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 限 に 算 間 り、 日 定 ょ **当** る  $\mathcal{O}$ に 第 実 該 改 お + 月 績 正 1 \_\_ が を 前 7  $\mathcal{O}$ 平 有 診  $\mathcal{O}$ <u>-</u> 診 成三十二 療 L の <u>-</u> な 報 療 報 1 膕  $\mathcal{O}$ 保 膕  $\mathcal{O}$ (6) 年 算 険  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 算 定  $\mathcal{O}$ 医 1 月 療 定 方 以 に 機 方 法 該 後 関 法  $\mathcal{O}$ 当  $\mathcal{O}$ に す 月 以 部 0 Ź で *\* \ 下 を ŧ あ て 改  $\neg$  $\mathcal{O}$ る は、 旧 正 と 場 算 す 4 合 定 る 人 な 12 方 件 工 す 腎 法 あ 亚 臓 0 7 と 成  $\mathcal{O}$ 三十 V 算 は 定 う。 平 を 年 開 厚 成 生 始  $\mathcal{O}$ + 労 医 L

五 品 引 業 用 法 医 同 者 き 薬 じ 平 医 律 単 す 品 成三 لح 薬 価 当 る 品 昭 契 に + 該 と当 約 ことを 和 0  $\mathcal{O}$ 三 率 保 1 価 年三 + 7 険 該 値 合 卸 薬 を 保 総 五. 月 意 踏 年 売 局 険 価 三十 薬 法 販 L ま 額 と た え 売 で 律  $\mathcal{O}$ 局 契 交 業 間 لح 第 て 渉 約 者 日 で 価  $\mathcal{O}$ 百 を 間 ま L 取 格 兀 引 + 医 で 1 を で う。 決 取 薬  $\mathcal{O}$ 総 価 五. 定 引 号) 品 間 格 価 額 が さ に L 第三 12 定 た お 12 れ 医 係 療 け 見 8 契 た + る る 合う 5 約 医 機 状 器 第 れ  $\mathcal{O}$ 療 兀 況 ょ 等 条 割 用 十 た う 合 第 五. 医  $\mathcal{O}$ 医 لح 当 薬 品 療 を 三  $\mathcal{O}$ あ 質、 三 該 用 1 品 項 る う。 医 医 12 12  $\mathcal{O}$ (2) $\mathcal{O}$ 療 薬 係 規 有 は 品 定 効 用 る  $\mathcal{O}$ 契 す 性 適 医 及  $\mathcal{O}$ 薬 う 約 用 る 及 び 「妥結 に 品 5 U に 卸 律 占 売 安  $\mathcal{O}$ 0 率 全 7 単 値  $\Diamond$ 販 定 る 売 性 て 価 引 とす 割 業 は、 き を  $\bigcirc$ 契 品 者 同 合 確 を 約 目 保 以 「 妥 ごと 等  $\mathcal{O}$ 上 1 う。 割 結  $\mathcal{O}$ 卸 に に 率 合 売 関 医 以 で 療 販 医 す る 値 下 単 売 療 用

别 表 第 カン 5 別 表 第 十二ま で を 次 0 よう に 改 8) る。

処方管理加算2に規定する疾患

結核

悪性新生物

甲状腺障害

処置後甲状腺機能低下症

糖尿病

スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害

ムコ脂質症

IJ ポ 蛋た 白 代 謝 障 害 及 び そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 脂 (質) 血 症

リポジストロフィー

ローノア・ベンソード腺脂肪腫症

高血圧性疾患

虚血性心疾患

不整脈

心不全

脳 血 管 疾 患

過 性 脳 虚 血. 発作 .. 及び 関 連 症 候 群

単 純 性 慢 性気管支炎 及 び 粘 液 膿っ 性慢性. 気管支炎

詳 細 不 明  $\mathcal{O}$ 慢 性 气 気管· 支炎

そ  $\mathcal{O}$ 他  $\bigcirc$ 慢 性 閉 塞 性肺 疾 患

肺 気腫

喘が

息

喘が 息 重積

発 作 状態

気管· 支拡 張 症

胃 潰 瘍

+ 指 腸 潰 瘍

胃炎及 グび十二 指 腸 炎

肝 疾 患 経 過 が 慢 性 な ŧ  $\mathcal{O}$ に限る。

慢 性 ウ Ź ル ス 肝 炎

ア ル コ ] ル 性 慢 性 膵が 炎

そ  $\mathcal{O}$ 他 の 慢 性 膵が 炎

性 染 色 体 異 常

別 表 第二 特 定 疾 患 治 療管 理 料 12 規 定 す る 疾 患等

- 特 定 薬 剤 治 療 管 理 料 1  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者
- (1)テ 才 フ 1 IJ ン 製 剤 を 投 与 L て 1 る 患者
- (2)不 整 脈 用 剤 を投 与 Ĺ て 1 る 患 者

(3)

ハ

口

 $\sim$ 

IJ

ド

ル

製

剤

又

は

ブ

口

 $\Delta$ 

 $\sim$ 

IJ

ド

ル

製剤

を投与して

۲,

る患者

- (4)L を L 7 1
- (5)IJ チ ウ 製 剤 投 与 る 患 者

免

疫

抑

制

剤

を

投

与

L

7

1

る

患

者

- (7)(6)サ メ  $\vdash$ IJ チ 1 レ ル 丰 酸 サ 系 製 剤 1 を を 投 投 与 与 L L て 7 1 1 る る 若 悪 性 年 性 腫 瘍 関  $\mathcal{O}$ 節 患 IJ ゥ 者 7 チ、 IJ ゥ 7 チ 熱 又 は 関 節 IJ ウ 7 チ  $\mathcal{O}$

患 者

(8)ア ? 1 配 糖 体 抗 生 物 質 グ IJ コ <u>~</u>° プ チ ド 系抗 生 物 質 又 は } ij ア ゾ ] ル 系 抗 真 菌 剤 を投 与 して

1 る 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者

- (9)イ 7 チ = ブ を投 与 Ĺ て 1 る 患 者
- (11) (10) シ 口 IJ A ス 製 剤 を 投 与 L 7 1 る 患 者
- ス = チ ニブ を投与 L て 1 る患者

(12)(1) か 5 (11)ま で に 掲 げ る 患 者 に 準 ず る t  $\mathcal{O}$ 

小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セ IJ ン グ 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者

群 十 心 八 理 歳 的 未 満 発 達  $\mathcal{O}$ 気  $\mathcal{O}$ 障 分 害 障 又 害 は 神 小 児 経 期 症 及 性 U 障 青 害、 年 期 ス 1 12 通 V 常 ス 発 関 症 連 す 障 る 害 行 及 動 び 及 身 び 体 情 的 緒 要 因  $\mathcal{O}$ 障 に 害 関 連  $\mathcal{O}$ 患 L 者 た 行 動 症

候

三削除

兀 皮 膚 科 特 定 疾 患 指導 管 理 料 (I)  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

天疱疹

類天疱瘡

リテマトーデス(紅斑性狼瘡

工

紅皮症

尋常性乾癬

掌蹠膿疱症

先天性魚鱗癬

類 乾 癬<sup>t</sup>ん

偏平苔癬

結 節 性 痒ら 疹ん そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 痒ら 疹ん ( 慢 性 型 で 経 過 が 年

以

上

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

のに

限

る。

帯状疱疹

じんま疹

ア 1 F° 性 皮膚炎 (十六歳以上の 患者が 罹り 患 している場合に限る。

尋常性白斑

円形脱毛症

脂漏性皮膚炎

別

事指導料に規定する特別食

腎臟食

 糖
 肝

 成
 食

胃潰瘍食

貧

血.

食

膵が臓食

脂質異常症食

表 第三 外 来栄 養 食 事 指導 料、 入院栄養食事指導 料、 集団栄養食事指導料及び在宅患者訪 問栄養食

痛風食

てんかん食

フェニールケトン尿症食

楓 糖尿症食

ホモシスチン尿症食

ガラクトース血症食

治療乳

無菌食

小 児 食 物 ア レ ル ギ 食 外 来 栄 養 食 事 指 導 料 及 び 入 院 栄 養 食 事 指 導 料 に 限 る。

特 別 な 場 合  $\mathcal{O}$ 検 査 食 単 な る 流 動 食 及 び 軟 食 を 除 <\_ .

別 表 第三  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_ 退 院 時 共 同 指 導 料 1 及 U 退 院 時 共 同 指 導 料 2 を一 口 算 定 で きる 疾 病 等 0) 患 者 並 び

に 頻 回 訪 問 加 算 に 規 定 す Ź 状 態 等 に あ る 患 者

末 期  $\mathcal{O}$ 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者 在 宅 が ん 医 療 総 合 診 療 料 を算 定 L 7 V) る 患 者 を除

(1) で あ 0 て、 (2)又 は (3) $\mathcal{O}$ 状 態 で あ る 患 者

(1) 在 宅 自己 腹 膜 灌か 流 指 導 管 理、 在 宅 血. 液 透 析 指 導 管 理、 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理、 在 宅 中 心 静 脈

栄 養法 指導: 管 理、 在宅 成分栄養経管栄養法指導 管理、 在 宅 人工 呼 吸指 導 管 理 在 宅 悪 性 腫 瘍 等

患 者 指 導 管 理 在 宅 自 己 疼き 痛 管 理 指 導 管 理 在 宅 肺 高 血 圧 症 患 者 指 導管 理 又 は 在 宅 気 管 切 開 患

者 指 導 管理 を 受 け て 7) る 状 態 に あ る 者

(2)F チ ユ ブ 又 は 留 置 力 テ テ ル を 使 用 7 1 る 状

態

- (3)人 工 肛っ 門 又 は 人 工 胯が 脱る を 設 置 L 7 1 る 状 態
- 三 在 宅 で  $\mathcal{O}$ 療 養 を 行 0 て 7 る 患 者 で あ 0 て 高 度 な 指 導 管 理 を 必 要とするも

妊 婦 で あ 0 7 次 K 撂 げ る 状 態 に あ る t  $\mathcal{O}$ 

別表

第三の二

ハイ

IJ

ス

ク

妊

産

婦

共

同

管

理

料

(I)

に

規

定

す

る状

態等である

患者

0)

妊 娠二 十 二 週 か ら 三 一 十 二 週 未 満  $\mathcal{O}$ 早 産  $\mathcal{O}$ 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 凋 以 降 で 出 血 等  $\mathcal{O}$ 病 状 を 伴 Š t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

妊 娠  $\equiv$ + 週 未 満  $\mathcal{O}$ 切 迫 早 産 子 宮 収 縮 子 宮 出 血 頚ゖ 管  $\mathcal{O}$ 開 大 短 縮 又 は 軟 化  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か  $\mathcal{O}$ 兆

候を示すもの等に限る。)の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

甲 状 腺 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

腎疾患(治療中のものに限る。)の患者

膠原病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当 該 妊 娠 中 12 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手 術 を 行 0 た 患 者 又 は 行うことを予 定 L て 1 る 患

精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

妊 産 婦 で あ 0 7 次 に 撂 げ る 状 態 に あ る t  $\mathcal{O}$ 

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦の患者

分 娩べん 前  $\mathcal{O}$ В M Ι が  $\equiv$ + 五. 以 上  $\mathcal{O}$ 初 産 婦  $\mathcal{O}$ 

患

者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等  $\mathcal{O}$ 病 状 を伴うも  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患

者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

 $\mathcal{O}$ 

患

者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

HIV陽性の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外  $\mathcal{O}$ 開 腹 手 術 を 行 0 た 患 者 又 は 行 うことを予定 L て 1 る 患 者

精 神 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者 精 神 療 法 が 実 施 さ れ 7 1 る £  $\mathcal{O}$ に 限 る。

別 表 第三  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 薬 剤 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患者 及 び 薬 剤 服 用 歴 管 理 指 導 料 に 規定 する医 薬

抗悪性腫瘍剤

免疫抑制剤

不整脈用剤

抗てんかん剤

血液凝固阻止剤(内服薬に限る。

ジギタリス製剤

テオフィリン製剤

カリウム製剤(注射薬に限る。

精神神経用剤

糖尿病用剤

膵臓ホルモン剤

抗HIV薬

別 表 第 兀 歯 |科特: 定 疾 患 療 養 管 理 料 並 び に 処 方 料 及 び処処 方箋 料 に 規 定する疾患

П 腔分 領 域  $\mathcal{O}$ 悪 性 新 生 物 工 ナ メ ル 上 皮 腫 を含 む。

顎・口腔の先天異常

舌痛症(心因性によるものを含む。)

 $\Box$ 腔り 軟 組 織  $\mathcal{O}$ 疾 患 (難 治 性  $\mathcal{O}$ ŧ のに . 限 る。

口腔領域のシェーグレン症候群

尋常性天疱瘡又は類天疱瘡

П 腔分 乾 燥 症 放 射 線 治 療 又 は 化 学 療 法 を 原 因 لح す る t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

睡 眠 時 無 呼 吸 症 候 群 П 腔る 内 装 置 治 療 を 要 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

骨 吸 収 抑 制 薬 関 連 顎 骨 壊 死 骨 露 出 を 伴う ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 放 射 線 性 顎 骨 壊 死

別表第五及び第六 削除

別 表 第 七 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 (I) 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 在 宅 患 者 訪 問 診 療 料  $(\prod)$ 並 び に 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 及 び 同

建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 に 規 定 す る 疾 病 等

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

ス

干

ン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ ] キ ン ソン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺び 大 脳 皮 質 基 底 核 変 性 症 及 び パ ] キ ン ソン 病 ホ ]

工 ン t ] ル  $\mathcal{O}$ 重 症 度 分 類 が ス テ · ジ 三 以 上 で あ 0 て 生 活 機 能 障 害 度 が  $\prod$ 度 又 は  $\prod$ 度  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限

る。))

多 系 統 萎 縮 症 線 条 体 黒質変性 症 オ リー ブ 橋 小脳 萎縮 症 及 び シ ヤ 1 • ド レ ] ガ ] 症 候 群

プリオン病

**亜急性硬化性全脳炎** 

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頚髄損傷

人工呼吸器を使用している状態

別 表 第 八 退 院 時 共 同 指 導 料 1  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定 す Ś 特 別 な 管 理 を 要 す る状 態 等 に あ る 患 者 並 び に 退 院 後

訪 問 指 導 料 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料 に 規 定す る状 態等 に

# ある患者

在 宅 悪 性 腫 瘍 等 患 者 指 導 管 理 若 L < は 在 宅 気 管 切 開 患 者 指 導 管 理 を受 け て 1 る 状 態 に あ る 者 又

は 気 管 力 = ユ V 若 L < は 留 置 力 テ テ ル を 使 用 L 7 1 る 状 態 12 あ る 者

在 宅 自 己 腹 膜 灌か 流 指 導 管 理、 在 宅 血. 液 透 析 指 導 管 理 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理、 在 宅 中 心 静 脈 栄

養 法 指 導 管 理 在 宅 成 分 栄養 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 在 宅 自 己 導 尿 指 導 管 理、 在 宅 人 工 呼 吸 指 獐 管

理 在 宅 持 続 陽 圧 呼 吸 療 法 指 導 管 理 在 宅 自 己 疼き 痛 管 理 指 導 管 理 又 は 在 宅 肺 高 血. 圧 症 患 者 指 導 管

理を受けている状態にある者

 $\equiv$ 人 工 肛る 門 又 は 人 工 胯が 脱る を 設 置 L 7 7) る 状 態 に あ る 者

四 真皮を越える褥瘡の状態にある者

五 在 宅 患 者 訪 間 点 滴 注 射 管 理 指 導 料 を 算 定 L 7 1 る 者

別 表 第 八  $\mathcal{O}$ 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医 . 学 総 合 管 理 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣

が定める状態の患者

次 に 掲 げ る 疾 患 に 罹り 患 L 7 1 る 患 者

末期の悪性腫瘍

スモン

難 病  $\mathcal{O}$ 患者 に 対 する 医療 祭に 関す る法 律 第五 条第 項 に規定する指定 難

病

す を と 返 者 髄 損 傷

真皮を越える褥瘡

次に掲げる状態の患者

<u>-</u>

在 宅 自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌かれ 流 を行っ てい 、る状態

在宅血液透析を行っている状態

在宅酸素療法を行っている状態

在 宅 中 心 静 脈 栄 養 法 を 行 って **(** ) る 状 態

在 宅 成 分栄 養 経 管 栄 養 法 を 行 0 て 1 る 状 態

在宅自己導尿を行っている状態

在宅人工呼吸を行っている状態

植 込 型 脳 • 脊 髄 刺 激 装 置 に ょ る疼 痛 管理 を 行 0 て **,** \ る 状 態

肺 高 Ш. 圧 症 で あ 0 て、 プ 口 ス タ グ ランジ ン  $I_2$ 製 剤 を投 分与され **,** \ る状 態

気管切開を行っている状態

気管カニューレを使用している状態

F レ ン チ ユ ブ 又 は 留 置 力 テ 1 テ ル を使用 して 1 、る状態

# 人工 肛っ 門 又 は 人 工 一膀ョ 脱っこう を 設 置 L 7 1 る 状 態

别 表 第 八  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 10 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 5  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 準 用

す る 場 合を 含 む。 に 規 定 す Ź 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者

要 介 護二 以 上  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は ک れ 12 準 ず る 状 熊

日 常 生 活 に . 支 障 を 来 た す よう な 症 状 • 行 動 É 意 思 疎 通  $\mathcal{O}$ 困 難 さの た 8 に、 介護 を必要とする認 知

# 症の状態

頻回の訪問看護を受けている状態

訪 問 診 療 又 は 訪 間 看 護 に お 1 7 処 置 を 受け て 1 る 状 態

介 護 保 険 法 第 八 条 第 + \_\_ 項 12 規 定 す る 特 定 施 設 等 看 護 職 員 が 配 置 さ れ た 施 設 12 入 居 Ļ 医 師  $\mathcal{O}$ 指

示 を 受 け た 看 護 職 員 に ょ る 処 置 を 受 け て 1 る 状 態

そ  $\mathcal{O}$ 他 関 係 機 関 کے  $\mathcal{O}$ 調 整 等  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 12 訪 間 診 療 を 行 う 医 師 に ょ る 特 別 な 医 学 管 理 を 必 要 کے す る 状 態

別 表 第 八  $\mathcal{O}$ 兀 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 11 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料 0) 注 4 に 規 定 す る 別 に

厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の二に掲げる状態

要 介 護二 以 上  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は ک れ 12 準 ず る 状

訪 問 診 療 又 は 訪 問 看 護 12 お 1 て処置 を受け Ź 1 る状 態

介 護 保 険 法 第 八 条 第 + \_\_\_ 項 に 規 定 す る 特 定 施 設 等 看 護 職 員 が 配 置 さ れ た 施 設 に 入 居 し、 医 師  $\mathcal{O}$ 指

示 を 受 け た 看 護 職 員 に ょ る 処 置 を 受 け て 1 る 状 態

がんの治療を受けている状態

精 神 疾 患 以 外  $\mathcal{O}$ 疾 患  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 訪 間 診 療 を 行 う 医 師 に ょ る 特 別 な 医 学 管 理 を 必 要 とす る 状 態

別 表 第 九 在 宅 自 己 注 射 指 導 管 理 料 間 歇けっ 注 入 シ IJ ン ジ ポ ン プ 加 算、 持 続 血 糖 測 定 器 加 算 及 び 注 入 器

用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺 伝 子 組 換 え 活 性 型 血 液 凝 古 第 VII 因 子 製 剤

遺 伝 子 組 換 え 型 血 液 凝 古 第 VIII 因 子 製 剤

遺 伝 子 組 換 え 型 血 液 凝 古 第 IX 因 子 製 剤

乾 燥 濃 縮 人 血 液 凝 固 第 X 因 子 加 活 性 化 第 VII 因 子 製 剤

乾燥人血液凝固第Ⅲ因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴ ナ ド 1 口  $\mathcal{L}^{\circ}$ ン 放 出 ホ ル 干 ン 誘 導 体

グルカゴン製剤

グ ル 力 ゴ ン 様  $\sim$ プ チ F 1 受容体 ア ゴ = ス  $\vdash$ 

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

 $\sim$ 

グ

Ĺ,

ソ

7

ン

 $\vdash$ 

製

剤

スマトリプタン製剤

グ リチ ル リチ ン 酸 干 ノアン モニウ ム・グリシ ン • L シ ステイン 塩 酸 塩 配 合 剂

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)

製剤

アスホターゼ アルファ製剤

セクキヌマブ製剤

グラチラ

マ

]

酢

酸

塩

製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

別 表 第九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 在 宅難 治性 皮膚疾 患処 置指 導管 理料 に規定 とする疾 患

表 皮 水 疱り 症

水 疱り 鱗ん 癖も

型 先 天 性 魚 様 紅 皮 症

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 注 入 器 加 算 に 規 定 す る 注 射 薬

 $\mathcal{O}$ 

別

表

第

九

12

規

定

す

る

注

射

薬

 $\mathcal{O}$ 

う

ち

p

Н

4

処

理

酸

性

人

免

疫

グ

口

ブ

リン

(皮下

注 射)

製 剤 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 経 腸 投 薬 用 ポ ンプ 加 算 12 規 定 す Ś 内 服 薬

V ボ F パ • 力 ル ピ ド パ 水 和 物 製 剤

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 注 入 ポ ン プ 加 算 12 規 定 す る 注 射 薬

p Н 4 処 理 酸 性 人 免 疫 グ 口 ブ IJ ン 皮 下 注 射 製 剤

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 検 体 検 査 実 施 料 12 規 定 す る 検 体 検 査

医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 0 に 撂 げ る 尿 中 \_\_ 般 物 質 定 性 半 定 量 検 査

\_ 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 2 に 掲 げ る 尿 沈 渣さ 鏡 検 法

 $\equiv$ 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 3 に 掲 げ る 糞なん 便 検 査  $\mathcal{O}$ う ち 次  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

糞な 便 中 ^ 干 グ 口 ビ ン

兀 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 5 に 掲 げ る 血 液 形 態 • 機 能 検 査  $\mathcal{O}$ Š 5 次 0 Ł  $\mathcal{O}$ 

赤 血 球 沈 降 速 度  $\widehat{E}$ S R

モ グ 口 ピ ン A  $_{\rm C}^{1}$  $\widehat{H}$ b  $A \\ 1 \\ c$ 

五.

医

科

点

数

表

区

分

番

号

Ď

0

0

6

に

掲げる出

<u>ш</u>

•

凝

固

. 検 査

のうち次の

も の

プ 口 1 口 ン ピ ン 時 間 P T

フ イブ リン フ ィブリノゲン分解産物  $\widehat{F}$ D P 定性

フ イブ フ ィブリノゲン分解産 物  $\widehat{F}$ D Р 半定 量

フ イブ リン フ ィブリノゲン分解産 物  $\widehat{F}$ D Р 定量

D ダイ マ

六

医 科 点 数 表 区 分 番 号 Ď 0 0 7 に掲げる血 液化学検査 のうち 次  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

総 ピ IJ ル ビン

総 蛋た 白

ア ル ブミン

尿 素窒 素

ク レ アチニン

尿 酸

ア ル 力 リホ スフ アターゼ A L P

コ リン エステラーゼ  $\widehat{C}$ h Е

γ グ ル タミル トランス フ エ ラ ] ゼ γ | G | T

中 性 脂 肪

ナ  $\vdash$ IJ ウ  $\Delta$ 及 び クロ ] ル

力 IJ  $\dot{\mathcal{D}}$  $\Delta$ 

力 ル シ ウ 4

グ ル コ ] ス

乳 酸 デデ ヒ K 口 ゲ ナ ĺ ゼ (LD)

ク レ ア チン 丰 ナ ゼ  $\widehat{C}$ K

Н D L コ レ ス テ 口 ル

総 コ V ス テ 口 ル

ア ス パ ラギ ン 酸 アミノトランスフ エ ラー ゼ (AST)

アラニンアミノトランスフェ ラ ゼ Â L T

L D L コ V ステ 口 1 ル

グ IJ コ ア ル ブ ミン

医 科 .. 点 数表区分番号D O 0 8に掲げる内分泌学的 検査のうち次の

ŧ 0

甲状腺刺激ホルモン(TSH)

遊離サイロキシン(FT4)

遊離トリヨードサイロニン(FT»)

八 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 9 に 撂 げ る腫 瘍 7 ] 力 ] 0 うち

次

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

癌胎児性抗原 (CEA)

 $\alpha$  - フェトプロテイン (AFP)

前立腺特異抗原(PSA)

C A 19 | 9

九 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 1 5 12 撂 げ る血 りょうたん 蛋 白 . 免 疫学的 検 査 一のうち 次  $\mathcal{O}$ ŧ

 $\mathcal{O}$ 

C 反応性蛋白 (CRP)

+ 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 1 7 に 掲 げ る 排 が 泄っ 物、 滲ん 出 物 又 は 分泌 物  $\mathcal{O}$ 細 菌 顕 微 鏡 検 査  $\mathcal{O}$ うち 次 0

も の

その他のもの

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 中 心 静 脈 注 射 用 力 テ ] テ ル 挿 入 0 注 3 規 定する患者

 $\equiv$ 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 乳 幼 児 で あ 0 7 次  $\mathcal{O}$ 疾 患で あ る者

先天性小腸閉鎖症

鎖 肛<sup>5</sup>

ヒルシュスプルング病

短腸症候群

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 三 医 科 点 数 表 第 章 第 七 部 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 日 ン 通 則 第 4 号 12 規 定 す る 患

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

脳 血 管 疾 患 等  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 で 発 症 後 六 + 日 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 そ  $\mathcal{O}$ 入 院 す る 病 棟 等 に お 1 7 早 期 歩 行 Α D L  $\mathcal{O}$ 自 立 等 を 目 的 とし て 心

大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン 料 (I) 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 (I) 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ IJ

テ 1 シ 彐 ン 料 (I) 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 (I)又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 (I) を 算 定 す る ŧ

(T)

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 兀 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

急 性 心 筋 梗 塞 狭 心 症 発 作 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 心 大 ĺП. 管 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 丰 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

慢 性 心 不 全 末 梢よう 動 脈 閉 塞 性 疾 患 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 心 大 血 管 疾 患 に よ ŋ 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 呼 吸

循 環 機 能  $\mathcal{O}$ 低 下 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L 7 11 る 患 者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 五 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ビ IJ テ 1 シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者

脳 梗 塞 脳 出 血 < ŧ 膜 下 出 血 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 脳 血 管 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患

脳 腫 瘍 脳 膿っ 瘍、 脊 髄 損 傷 脊 髄 腫 瘍 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 中 枢 神 経 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患

者

三 多 発 性 神 経 炎 多 発 性 硬 化 症 末 梢ょう 神 経 障 害 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 神 経 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

几 パ ] 丰 ン ソ ン 病 脊 髄 小 脳 変 性 症 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

五 失 語 症 失 認 及 U 失 行 症 並 75 に 高 次 脳 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

六 難 聴 Þ 人 工 内 耳 植 込 手 術 等 12 伴 う 聴 覚 • 言 語 機 能  $\mathcal{O}$ 障 害 を 有 す る 患

七 顎  $\Box$ 腔さ  $\mathcal{O}$ 先 天 異 常常 に 伴 う 構 音 障 害 を 有 す る 患 者

八 舌 悪 性 腫 瘍 等  $\mathcal{O}$ 手 術 12 ょ る 構 音 障 害 を 有 す る 患 者

九 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を 要 す る 状 態  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 7 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 基 本 動 作 能 力 応 用 動 作 能

力、 言 語 聴 覚 能 力 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L て 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ へ た だ Ļ 心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ

シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ

テ シ 日 ン 料 障 害 児 者) IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 又 は が W 患 者 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患

者に該当するものを除く。)

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 六 運 動 器 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

上 下 肢  $\mathcal{O}$ 複 合 損 傷、 脊 椎 損 傷 12 ょ る 几 肢 麻 痺ひ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 運 動 器 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術

後の患者

関 節  $\mathcal{O}$ 変 性 疾 患、 関 節  $\mathcal{O}$ 炎 症 性 疾 患 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 運 動 器 疾 患 に ょ り 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 運 動 機

能 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L 7 1 る 患 者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 七 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 彐 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

肺 炎 無 気 肺 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 た 呼 吸 器 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

肺 腫 瘍 胸 部 外 傷 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 呼 吸 器 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

 $\mathcal{O}$ 重 症  $\mathcal{O}$ 呼 吸 木 難 B 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L 7 1 る 患 者

 $\equiv$ 

慢

性

閉

寒

性

肺

疾

患

С

O

Р

D

気

管

支

息

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

慢

性

 $\mathcal{O}$ 

呼

吸

器

疾

患

に

ょ

り、

定

程

度

以

上

帰せん

兀 食 道 瘧がん 胃 癌がん 肝 臟 癌が 咽 • 喉 頭 癌がん 等  $\mathcal{O}$ 手 術 前 後  $\mathcal{O}$ 呼 吸 機 能 訓 練 を 要 す る 患 者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ F, IJ テ ] シ 日 ン 料 脳 血. 管 疾 患 等 IJ ハ ビ IJ テ ] シ 彐 ン 料 廃 用 症 候

群 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ Ľ IJ テ シ 日 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 に 規 定 す

る 算 定 日 数  $\mathcal{O}$ 上 限  $\mathcal{O}$ 除 外 対 象 患 者

失 語 症 失 認 及 U 失 行 症  $\mathcal{O}$ 患 者

高 次 脳 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

重 度  $\mathcal{O}$ 頚が 髄 損 傷  $\mathcal{O}$ 患 者

頭 部 外 傷 及 U 多 部 位 外 傷  $\mathcal{O}$ 患 者

慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患  $\widehat{C}$ O P D  $\mathcal{O}$ 患 者

心筋梗塞の患者

狭心症の患者

軸 索 断 裂  $\mathcal{O}$ 状 態 12 あ る 末 がします 神 経 損 傷 発 症 後 年 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患者

外 傷 性  $\mathcal{O}$ 肩 関 節 腱 板 損 傷 (受 傷 後 百 八 + 日 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 に お 1 7 在 棟 中 に 口 復 期 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 を 算 定

L た 患者 で あ 0 て、 当 該 病 棟 を退 棟 た 日 か 5 起 算 L て三月 以 内  $\mathcal{O}$ 患 者 ( 保 険 医 療 機 関 に 入 院 中

 $\mathcal{O}$ 患 者、 介 護 老 人 保 健 施 設 又 は 介 護 医 療 院 に 入 が所す ,る患者: を除 く。

難 病 患 者 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 料 12 規 定 す る 患 者 ( 先 天 性 又 は 進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 • 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 者 を 除

障 害 児 へ 者 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐 ン 料 に 規 定 す る 患 者 加 齢 に 伴 0 7 生 ず る 心 身  $\mathcal{O}$ 変 化 に 起 大 す

る疾病の者に限る。)

そ  $\mathcal{O}$ 他 别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 兀 カン 5 别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 七 ま で に 規 定 す る 患 者 又 は 廃 用 症 候 群 IJ ノヽ ピ リテ シ 日 ン

料 に 規 定 す る 患 者 で あ 0 て IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン を 継 続 L 7 行うことが 必 要 で あ る と医 学 的 に 認

められるもの

先 天 性 又 は 進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患者

障 害 児 (者) IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 料 に 規 定 す Ź 患 者 加加 齢 に 伴 0 て 生 ず Ś 心 身  $\mathcal{O}$ 変 化 に 起 因 す

る疾病の者を除く。)

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 九 心 大 血. 管 疾 患 IJ ノヽ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等 ij ノヽ ピ IJ テ ] シ 彐 ン 料、 廃 用 症 候

群 IJ ハ Ľ IJ テ ] シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ F, IJ テ シ 日 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ F, IJ テ ] シ 日 ン 料 12 規 定 す

る別に厚生労働大臣が定める場合

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 第 号に 規定 す Ź 患者 に つい 7 は、 治 療 を継 続することに ょ り 状 態  $\mathcal{O}$ 改 善 が 期 待

できると医学的に判断される場合

別

表

第

九

 $\mathcal{O}$ 

八

第二

号に

規

定

す

る

患者

に

0

**(**)

7

は

患者

 $\mathcal{O}$ 

疾患、

状態

等を総合的

に

勘

案

し、

治

療

上 有 効 で あ る لح 医学 的 12 判 断 さ れ る 場 合

別 表 第 十 難 病 患 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 に 規 定 す る 疾 患

ベーチェット病

多発性硬化症

重症筋無力症

全身性エリテマトーデス

スモン

筋萎縮性側索硬化症

強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎

結節性動脈周囲炎

ビュルガー病

脊髓小脳変性症

悪性関節リウマチ

パ ] 丰 ン ソン 病 関 連 疾 患 (進 行性核上性麻 痺び 大脳 皮質基底核変性症及びパーキンソン病)

アミロイドーシス

後縦靭帯骨化症

ハンチントン病

モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)

ウェゲナー肉芽腫症

多 系 統 萎 縮 症 線 条 体 黒 質 変性 症、 才 リー · ブ 橋 小脳 萎縮 症、 シ ヤ 1 ド レ ] ガ ] 症 候 群

広範脊柱管狭窄症

特発性大腿骨頭壊死症

プリオン病

病

ギ ・ラン バ レ 症 候 群

黄 色 靭ル 帯 骨 化 症

シ エ グ レ ン 症 候 群

成 人 発 症 ス チ ル 病

関 節 IJ ウ 7 チ

亜 急 性 硬 化 性 全 脳 炎

ラ 1 ソ ゾ ]  $\Delta$ 病

副 腎 白 質 ジ ス 1 口 フ 1

脊 髄 性 筋 萎 縮 症

球 脊 髄 性 筋 萎 縮 症

慢 性 炎 症 性 脱 髄 性 多 発 神 経 炎

表 第 + . 一 障 害 児 (者) リハ F, リテ シ 日

1

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

脳 性 麻 痺ひ  $\mathcal{O}$ 患 者

別

胎 生 期 若 L < は 乳 幼 児 期 に 生じ た 脳 又 は 脊 髄  $\mathcal{O}$ 奇 形 及 び 障 害  $\mathcal{O}$ 患者

顎 •  $\Box$ 腔り  $\mathcal{O}$ 先 天 異 常  $\mathcal{O}$ 患 者

先天 性  $\mathcal{O}$ 体 幹 兀 肢  $\mathcal{O}$ 奇 形 又 は 変形  $\mathcal{O}$ 患 者

先 天 性 神 経 代 謝 異 常 症 大 脳 白 質 変 性 症  $\mathcal{O}$ 患 者

先 天 性 又 は 進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

神 経 障 害 12 ょ る 麻 痺ひ 及 び 後 遺 症  $\mathcal{O}$ 患 者

言 語 障 害 聴 覚 障 害 又 は 認 知 障 害 を 伴 う 自 閉 症 等  $\mathcal{O}$ 発 達 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 十  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が ん 患 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

食 道 が ん、 肺 が  $\lambda$ 縦 隔 腫 瘍 胃 が ん 肝 臓 が ん 胆 嚢の が ん 大 腸 が W 又 は 膵が 臓 が W لح 診 断 さ

れ た 患 者 で あ 0 て、 れ 5  $\mathcal{O}$ が  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 12 入 院 L 7 1 る 間 に 閉 鎖 循 環 式 全 身 麻 酔 に ょ る 丰

術 が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ 

た 患 舌 者 が で  $\lambda$ あ 0 腔 て が  $\sum_{}$ ん れ 咽 5 頭  $\mathcal{O}$ が が  $\lambda$ ん  $\mathcal{O}$ 喉 治 療 頭 が  $\mathcal{O}$ た W 8 そ に  $\mathcal{O}$ 入 他 院 頚い 部 L て IJ ン い パ る 間 節 に 郭 放 清 を 射 線 必 治 要 <u>ک</u> 療 若 す る L < が は  $\lambda$ لح 閉 診 鎖 循 断 環 さ 式 れ

全 身 麻 酔 に ょ る 手 術 が 行 わ れ る 子 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た 4  $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 乳 が  $\lambda$ لح 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て、 乳 が  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院 L て 1 る 間 に IJ ン パ 節 郭 清 を 伴

う

乳

腺

悪

性

腫

瘍

手

術

が

行

わ

れ

る

予

定

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

又

は

行

わ

n

た

4

 $\mathcal{O}$ 

兀 骨 軟 部 腫 瘍 又 は が  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 骨 転 移 لح 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て、 れ 5  $\mathcal{O}$ が W  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 入 院 L

7 1 る 間 に れ 5  $\mathcal{O}$ 部 位 12 対 す る 手 術 化 . 学 療 法 若 L < は 放 射 線 治 療 が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は

行われたもの

五 原 発 性 脳 腫 瘍 又 は 転 移 性 脳 腫 瘍 لح 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て、 れ 5  $\mathcal{O}$ が ん  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院

L 7 1 る 間 に 手 術 若 L < は 放 射 線 治 療 が 行 わ ħ る 予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た £  $\mathcal{O}$ 

六 血 液 腫 瘍 لح 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て 血 液 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院 L て 1 る 間 に 化 学 療 法 若 L

< は 造 血 幹 細 胞 移 植 が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ 

七 が ん لح 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て が W  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院 L て 1 る 間 に 化 学 療 法 骨 髄 抑 制 が

見 込 ま れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ 

八 緩 和 ケ ア を 目 的 لح L た 治 療 を 行 0 7 1 る 進 行 が  $\lambda$ 又 は 末 期 が W  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 症 状  $\mathcal{O}$ 増 悪 に

ょ ŋ 入 院 L 7 1 る 間 12 在 宅 復 帰 を 目 的 と L た IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン が 必 要 な ŧ  $\mathcal{O}$ 

別 表 第 十  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 集 寸 コ ? ユ = ケ シ 彐 ン 療 法 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 五 若 L < は 別 表 第 +  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 患 者 又 は 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 に 規 定 す

る 患 者 で あ 0 て 言 語 聴 覚 機 能  $\mathcal{O}$ 障 害 を 有 す る £)  $\mathcal{O}$ 

別 表 第 十  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 通 院 在 宅 精 神 療 法  $\mathcal{O}$ 注 6 及 び 精 神 科 継 続 外 来 支 援 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 5 12 規 定 す る 別

に厚生労働大臣が定める要件

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る三 種 類 以 上  $\mathcal{O}$ 抗 う つ 薬 及 び三 種 類 以 上  $\mathcal{O}$ 抗 精 神 病 薬  $\mathcal{O}$ 投 与  $\mathcal{O}$ 頻 度 が

低いこと。

- 当 該 患 者 に 対 し、 適 切 な 説 明及 び 医学管 理 が 行 わ れ ていること。
- 三 当 該 処 方 が 臨 時  $\mathcal{O}$ 投 薬 等  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 患者  $\mathcal{O}$ 病 状 等 に ょ りやむを得な *\*\ ŧ 0 であること。

工

別

表

第

+

· の 三

人

工

腎

臓

に

規

定

す

る注

射

薬

IJ ス 口 ポ エ チン

ダ ル べ ポ エ チ

別 表第 +

歯 科点 数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

 $\Box$ 腔う 用 ケナ 口 グ

歯 科 用 腔分 用) アフ タゾ 口 ン

テラ コ 1 IJ ル 軟 膏さ

デ ル ゾン П 腔分 用

歯 科 点 数 表 第二 章 第 九 部 手 術 に 規定 する特定 薬 剤

 $\Box$ 腔う 用 ケ ナ 口 グ

ア ク IJ 1 ] ル

歯 科 用  $\Box$ 腔気 用) ア フ タゾ 口

テラ コ 1 1 IJ ル 軟 育さ

## デルゾン口腔用

## 生理食塩水

表第十一の二 マスク又は気管内挿管に

よる閉鎖

循環式全身

麻酔に規

定する麻

酔が困

難な患者

別

心不全の患者

冠

動

脈

疾

患

 $\mathcal{O}$ 

患者

弁膜症の患者

不整脈の患者

先天性心疾患の患者

肺動脈性肺高血圧症の患者

呼吸不全の患者

呼吸器疾患の患者

糖尿病の患者

腎不全の患者

肝不全の患者

血球減少の患者

血液凝固異常の患者

出血傾向のある患者

敗血症の患者

神経障害の患者

BMIが三十五以上の患者

別 表 第 + $\mathcal{O}$ 三 強 度 変 調 放 射 線 治 療 Î M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$  $\mathcal{O}$ 対

象

患

者

限局性の固形悪性腫瘍の患者

別 表 第 十 \_\_  $\mathcal{O}$ 兀 粒 子 線 治 療  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 す る 対 象 患 者

小 児 腫 瘍 限 局 性  $\mathcal{O}$ 固 形 悪 性 腫 瘍 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 患 者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 困 難 な 骨 軟 部 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者

頭 頸い 部 悪 性 腫 瘍 腔; 咽 喉 頭  $\mathcal{O}$ 扁ん 亚 上 皮 癌が を 除 <\_ 。  $\mathcal{O}$ 患 者

限 局 性 及 び 局 所 進 行 性 前 立 腺 瘧が 転 移 を 有 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 <\_  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 十 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で き な 1 検 査 IJ ハ ビ リテ ] シ 日 処 置 手 術

及び麻酔

一 算定できない検査

(1) 検 体 検 査 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 7  $\mathcal{O}$ 36 に 掲 げ る 血 液 ガ ス 分 析 及 び 当 該 検 査 12 係 る 医 科

点 数 表 区 分 番 号 D 0 2 6  $\mathcal{O}$ 3 に 掲 げ る 生 化 . 学 的 検 査 (I) 判 断 料 並 び に 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 4 1

9  $\mathcal{O}$ 3 に 掲 げ る 動 脈 血 採 取 で あ 0 て、 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 カン 5 転 換 L た 介 護 老 人

保健施設に赴いて行うものを除く。)

(2)療 区 分 呼 機 関 番 吸 号 循  $\mathcal{O}$ 環 保 D 2 機 険 能 0 医 が 9 検 12 查 療 等 掲 養 げ  $\mathcal{O}$ 病 う る 床 5 負 か 荷 医 5 科 心 転 電 点 換 数 义 L 表 検 た 査 区 介 分 護 心 番 老 電 号 人 D 义 保 検 2 健 査 0 施  $\mathcal{O}$ 8 設 注 12 に 掲 に 赴 げ 規 1 定 る 7 す 心 行 る 電 う診 加 図 算 検 療 査 で に 及 あ 係 0 U 医 る て ŧ 科  $\mathcal{O}$ 保 点 を 数 険 除 医 表

<

(3)負 荷 試 験 等  $\mathcal{O}$ う 5 肝 及 び 腎  $\mathcal{O}$ ク リアラ ン ステ ス ١<u>,</u> 内 分 泌 負 荷 試 験 及 び 糖 負 荷 試 験

(4)(1) か 5 (3)ま で に 掲 げ る 検 査 に 最 ŧ 近 似 するも のとし て 医 科 点 数 表 に ょ り 点 数  $\mathcal{O}$ 算 定 さ れ る 特

殊な検査

算定できないリハビリテーション

(1) 脳血管疾患等リハビリテーション

② 廃用症候群リハビリテーション

③ 運動器リハビリテーション

(4) 摂食機能療法

(5) 視能訓練

(6)(1)か 5 (5)ま で 12 掲 げ るリ ハ ピ リテ 1 シ 日 ン に 最 ŧ 近 似 す る Ł  $\mathcal{O}$ とし て 医 科 点 数 表 に ょ り 点 数

二 算定できない処置

(1) 一般処置のうち次に掲げるもの

1 創 傷 処 置 (六千平方センチメ ートル 以上の もの (褥瘡に係るものを除く。) を除く。

ロ 手術後の創傷処置

ハードレーン法(ドレナージ)

二 腰椎穿刺

ホ 胸に穿え 刺 (洗浄、 注入及び排液を含む。) (保険医 |療機関  $\mathcal{O}$ 保 険医が療養 病床

か

5

転換

か

ら転

換し

た介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)

腹 ただり 穿ばん 刺 洗 浄、 注 入 及 び 排 液 を含 む。) (保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床

た介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)

ト 喀痰吸引

チ 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

リ 摘便

ヌ 酸素吸入

ル 酸素テント

ヲ 間 歇けっ 的 陽 圧 吸 入 法

ワ 肛っ 門 拡 張 法 徒 手 又 は ブジ に ょ る

く。

力

非

還

納

性

 $\sim$ 

ル

=

ア

徒

手

整

復

法

保

険

医

療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 か 5 転 換 L た 介 護 老

人保

₽  $\bigcirc$ 

健 施 設 に 赴 1 7 行う t  $\mathcal{O}$ を 除

(2)救 急 処 置  $\mathcal{O}$ う 5 次 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

 $\exists$ 

痔じ

核

頓

整

復

法

脱

肛ら

を含

む。

嵌かん

1 救 命  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 気管 内 挿 管

口 人 工 呼 吸

ハ 非 開 胸 的 心 7 ツ サ ジ

二 気 管 内 洗 浄

ホ 胃 洗 浄

(3)泌 尿 器 科 処 置  $\mathcal{O}$ うち 次 に 掲 げ るも  $\mathcal{O}$ 

1 胯が 脱る 洗 浄 薬 液 注 入 を含 む。

口 留 置 力 テ ] テ ル 設 置

ハ 嵌かん 頓 包 茎 整 復 法 陰 茎 絞 扼ぐ 等)

(4)整 形 外 科 的 処 置 **(**鋼 線等による直 . 達 牽けん 引を除く。

(5)栄 養 処 置  $\mathcal{O}$ Ś 5 次 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ 

イ 鼻 腔分 栄 養

口 滋 養 浣カ 腸

(6)(1)か 5 (5)ま で 12 掲 げ る 処 置 に 最 ŧ 近 似 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とし 7 医 科 点 数 表 に ょ り 点 数  $\mathcal{O}$ 算 定さ

れ

る

特

殊 な 処 置

兀 算 定 で きな 1 手 術

(1)創 傷 処 理 長 径 五. セ ン チ メ ] 1 ル 以 上 で 筋 肉 臓 器 に 達 する ŧ  $\mathcal{O}$ 及び 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医

が 療 養 病 床 カン 5 転 換 L た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ を除

(2)皮 膚 切 開 術 長 径 + セ ン チ メ 1 1 ル 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る

(3)] ド 1

デ ブ IJ 7 ン 百 亚 方 セ ン チ メ ル 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

(4)爪き 甲 除 去 術

(5)S ょ う 疽を 手 術

(6)外 耳 道 異 物 除 去 術 複 雑 な Ł  $\mathcal{O}$ を 除 <\_

(7)咽 頭 異 物 摘 出 術 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 カン 5 転 換 L た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 7

行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ 0 て、 複 雑 な t  $\mathcal{O}$ を 除

(8)顎 関 飾 脱 臼 非 観 血 的 整 復 術 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 か 5 転 換 L た 介 護 老 人 保 健

施

設に赴いて行うものを除く。)

(9) 血管露出術

(10)(1) か 5 (9)ま で に 掲 げ る手 ,術に 最も近似するものとして医科点数表 により点数 の算定される特

殊な手術

五 算定できない麻酔

(1) 静脈麻酔

(2) 神 経 ブ 口 ツ ク に お ける麻 酔 剤 0) 持 続的 注 入

(3)(1) 及 び (2)に · 掲 げ る麻 酔 に 最 ŧ 近似 する ŧ  $\mathcal{O}$ て医科点数表により点数の算定される特殊な

麻酔

別表第十二の次に次の別表を加える。

別 表 第 十三 広 範 井 顎 骨 支 持 型 補 綴っ 及 び 広 範 囲 顎 骨 支持 型補綴 物修 理 に 規定する特 定保 険 医 療 材 料

スクリュー

アバットメント

アタッチメント

シリンダー